

# 立川市第5次農業振興計画

— 農業者と市民が共に育てる立川農業 —



令和2（2020）年

立川市



---

---

# 目 次

---

---

<b>第1章 立川農業の現状と課題</b> .....	1
第1節 都市農業を取り巻く環境の変化.....	1
第2節 立川農業の現状と特色.....	2
(1) 立川農業の現状	2
(2) 立川農業の特色	7
第3節 本市の農業に対する市民と農業者の意識.....	10
(1) 市民の意識	10
(2) 農業者の意識	16
第4節 本市における課題.....	23
<b>第2章 計画の性格と位置づけ、期間</b> .....	24
第1節 計画の性格.....	24
第2節 計画の位置づけ.....	24
第3節 計画の期間.....	25
<b>第3章 立川農業の基本的方針</b> .....	26
第1節 目指すべき将来像（ビジョン）.....	26
第2節 施策の柱.....	28
(1) 都市農業の経営基盤とブランド力の強化	28
(2) 市民との協働による立川農業の魅力発信	28
(3) 都市農地の保全と多面的機能の周知啓発	28
第3節 施策の体系.....	29
<b>第4章 施策の概要について</b> .....	30
第1節 都市農業の経営基盤とブランド力の強化.....	31
(1) 認定農業者等を中心とした経営基盤の強化	31
(2) ブランド化の推進、特産品の開発普及促進	33
(3) ファーマーズセンターみののれ立川を中心とした 立川農業の活性化	34
第2節 市民との協働による立川農業の魅力発信.....	35
(1) 市民参加型の農業の推進	35
(2) 市民への農業に関する情報発信	36

(3) 立川農業への理解促進と地産地消の拡大	37
第3節 都市農地の保全と多面的機能の周知啓発	38
(1) 都市農地の保全に向けた取組	38
(2) 防災空間としての農地の周知啓発	40
(3) 農地の緑地空間としての魅力発信	41
<b>第5章 計画の推進に向けて</b>	<b>42</b>
第1節 立川農業振興会議による計画の進行状況の検証・評価	42
第2節 都市農業振興に向けた国、東京都との連携	42
<b>資料編</b>	<b>43</b>
1 立川市第5次農業振興計画策定協議会設置要綱	43
2 立川市第5次農業振興計画策定協議会委員及び事務局職員	45
3 立川市第5次農業振興計画策定協議会開催状況	46
4 市内農産物生産状況データ	49
5 市民アンケート集計結果	51
6 農業者アンケート集計結果	60
7 認定農業者アンケート集計結果	68
8 都市農業振興基本法	71
9 東京農業振興プラン～次世代に向けた新たなステップ～の概要	76

---

## 第1章 立川農業の現状と課題

---

### 第1節 都市農業を取り巻く環境の変化

都市における自然や緑の存在は、人々に潤いや安らぎを与えてくれるだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の確保、また地震等災害発生時の防災機能など、人々の生活になくてはならないものとなっています。

都市における農業や農地に対する考え方も、新鮮で安全・安心な農産物の供給はもとより、良好な景観形成や防災、教育、福祉などのさまざまな観点から、農地の多面的機能の発揮が期待されるようになっていきます。

このような状況を踏まえ、「都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資すること」を目的として、平成27(2015)年4月に都市農業振興基本法が成立しました。

翌年の平成28(2016)年5月には、法の主旨に基づく「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市における農地はかつての「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと位置づけが明確に変わり、必要な施策の方向性が示されました。

平成29(2017)年6月の生産緑地法の改正では、生産緑地地区の面積要件引き下げ、生産緑地地区における建築規制の緩和、そして特定生産緑地制度の創設が示されました。生産緑地は指定から30年経過すると、市町村への買い取りの申出が可能になることから、多くの生産緑地制度が指定を受けた平成4(1992)年から30年が経過する令和4(2022)年に、多くの生産緑地が宅地に転用、売却されることが懸念されています。平成30(2018)年4月に創設された特定生産緑地制度は、その指定を受けることにより、税制特例措置等がさらに10年間継続されるというもので、引き続き安定的な農業経営ができるよう支援することで、都市農地の保全、都市農業の振興に資する制度となっています。

また、平成30(2018)年9月には、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律(以下、都市農地貸借円滑化法)」が施行されました。この法律ができたことにより、貸借契約期間後には生産緑地が戻ってくることが保証されるとともに、相続税納税猶予を受けたまま農地を貸すことができるようになり、所有者は安心して貸すことができるようになりました。

東京都内においても、この都市農地貸借円滑化法に基づく貸借の事例は徐々に増えつつあり、今後は、生産緑地を貸したい農地所有者と生産緑地を借りたい

意欲的な農業者等との貸借のマッチングの必要性が高まってくることも予想されています。市と農業委員会、JA、また東京都農業会議など担い手育成を総合的に支援する機関等が相互に連携を図りながら取組を進めていくことが必要とされています。

このように、都市農業を取り巻く環境は近年大きく変化しており、今まさに転換期を迎えようとしています。

この転換期を乗り越え、引き続き魅力的な都市農業を展開していくためには、農業者自らの努力はもちろんのこと、それを支援する市やJA、農業委員会や東京都などの各関係機関がそれぞれの役割を担いつつ、連携・協力することが重要であり、さらには消費者であり共に暮らす隣人である市民の理解と協働が欠かせないものとなっています。

## 第2節 立川農業の現状と特色

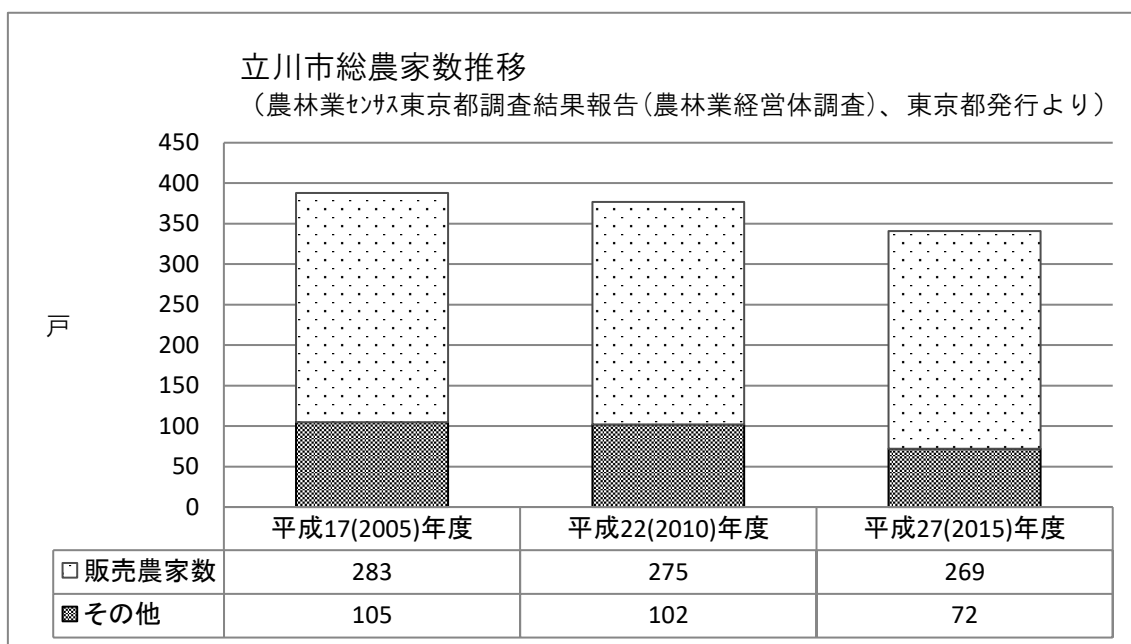
### (1) 立川農業の現状

本市は多摩地域の中心に位置し、面積は24.36k㎡で人口は184,090人(令和2(2020)年1月1日現在)です。農業が盛んだった時代を経て急速に都市化が進み、立川駅を中心とした都市基盤整備の進展等により、商業・業務都市として発展し、広域多摩の中核都市として産業集積が進んでいます。「平成28年経済センサス-活動調査報告(産業横断的集計 東京都概況)(東京都総務局統計部産業統計課、平成31(2019)年3月20日公表)」によると、本市には7,522箇所の事業所があり、112,294人が就業しています。また、「平成27年東京都の昼間人口(東京都総務局統計部産業統計課、平成30(2018)年3月20日公表)」によると、昼間人口は201,294人で、昼夜間人口比率(夜間人口=100)は114.2と都内市部では第1位となっています。

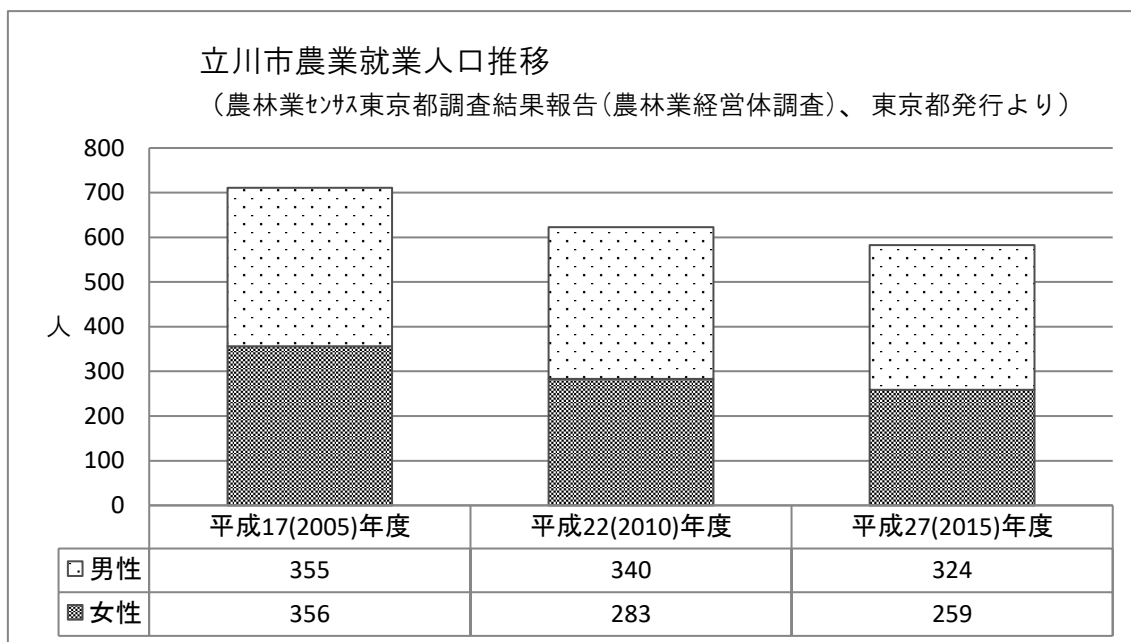
一方、市内北部では東西に走る五日市街道沿いを中心に農地が広がり、植木や野菜、果実、花き、畜産など多様な農畜産物が生産されています。

「2015年世界農林業センサス東京都調査結果報告(農林業経営体調査)(東京都総務局統計部産業統計課、平成28(2016)年12月発行)」によると、農家数341戸、農業就業人口583人(男性324人・女性259人)となっています。

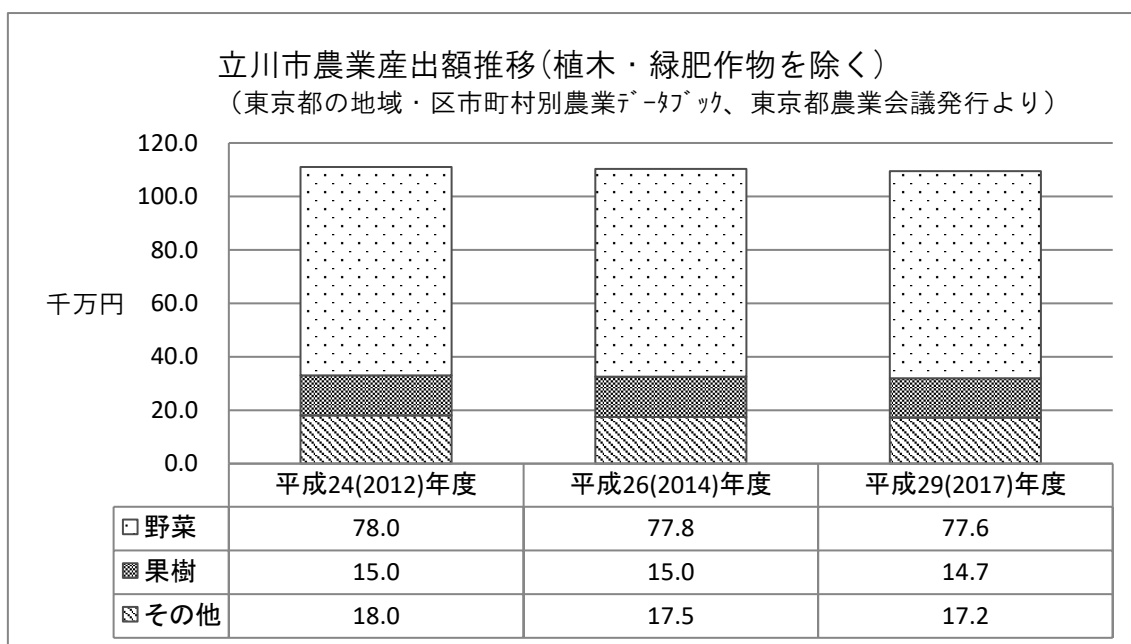
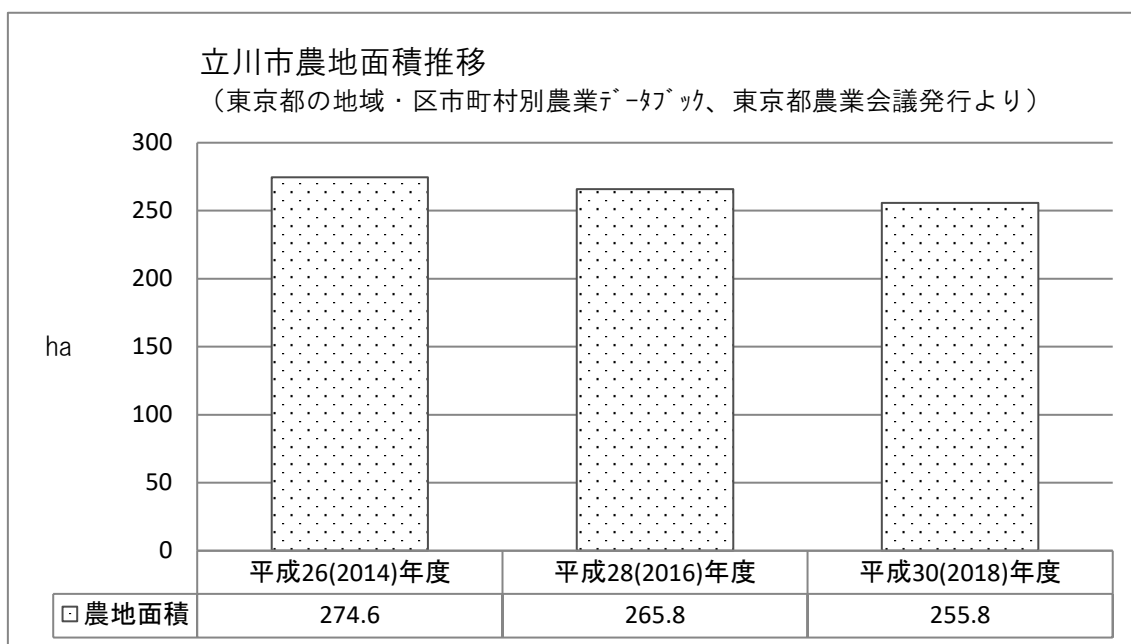
なお、令和2(2020)年1月1日現在、農地面積は251.4haで、農地のうち市街化区域内の農地が226.3ha、残りの25.1haは市街化調整区域内の農地となっています。市街化区域内の農地のうち生産緑地の指定を受けている農地は、198.1ha、残りの28.2haは宅地化農地となっています。



- ※ 農家：経営耕地面積 10 a 以上の農業を営む世帯又は農産物販売金額が 15 万円以上ある農家  
販売農家：農家のうち、経営耕地面積 30 a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家  
その他：販売農家以外の農家



- ※ 農林業センサス…我が国の農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査。

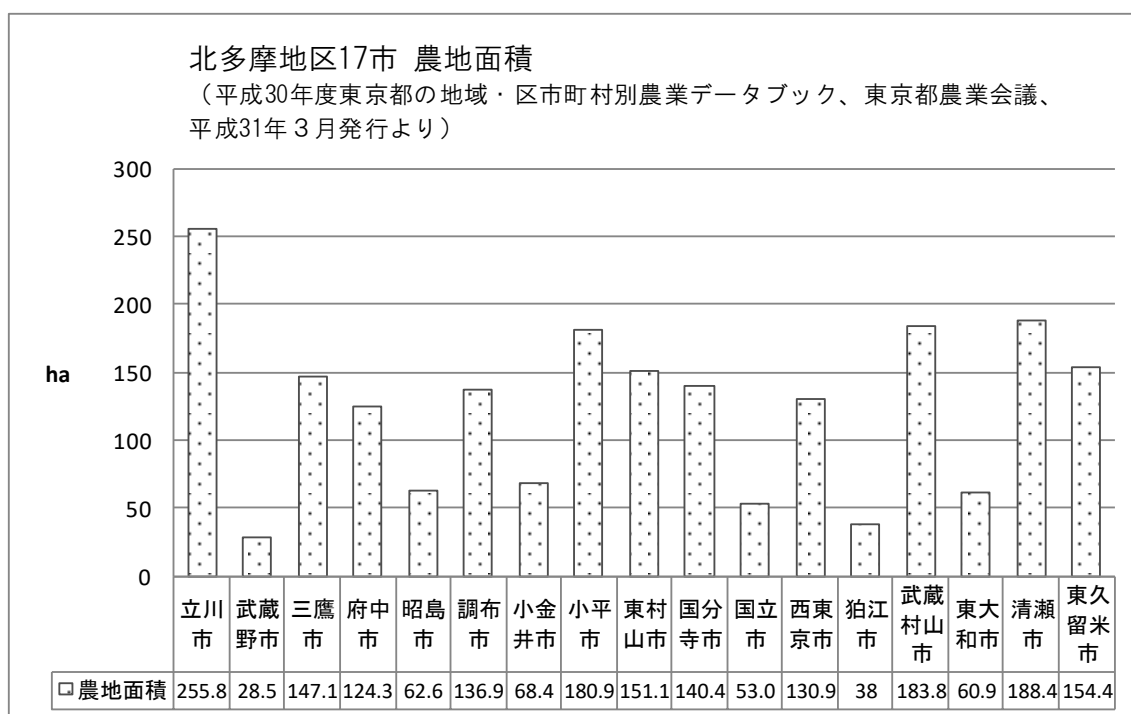
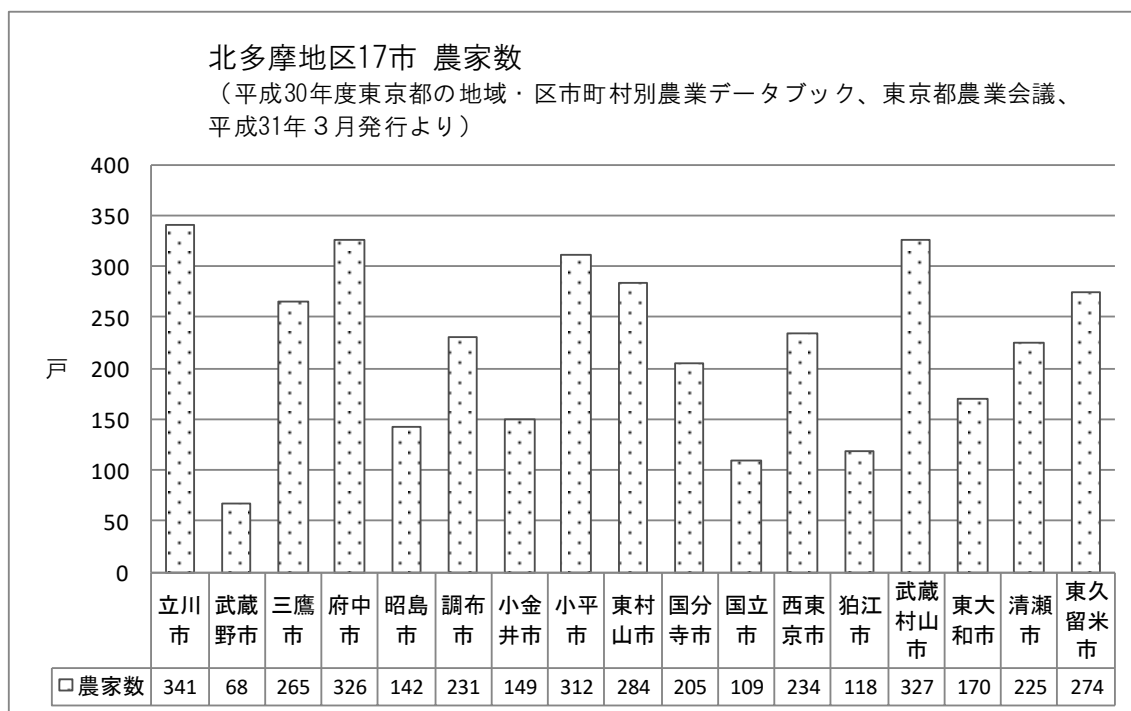


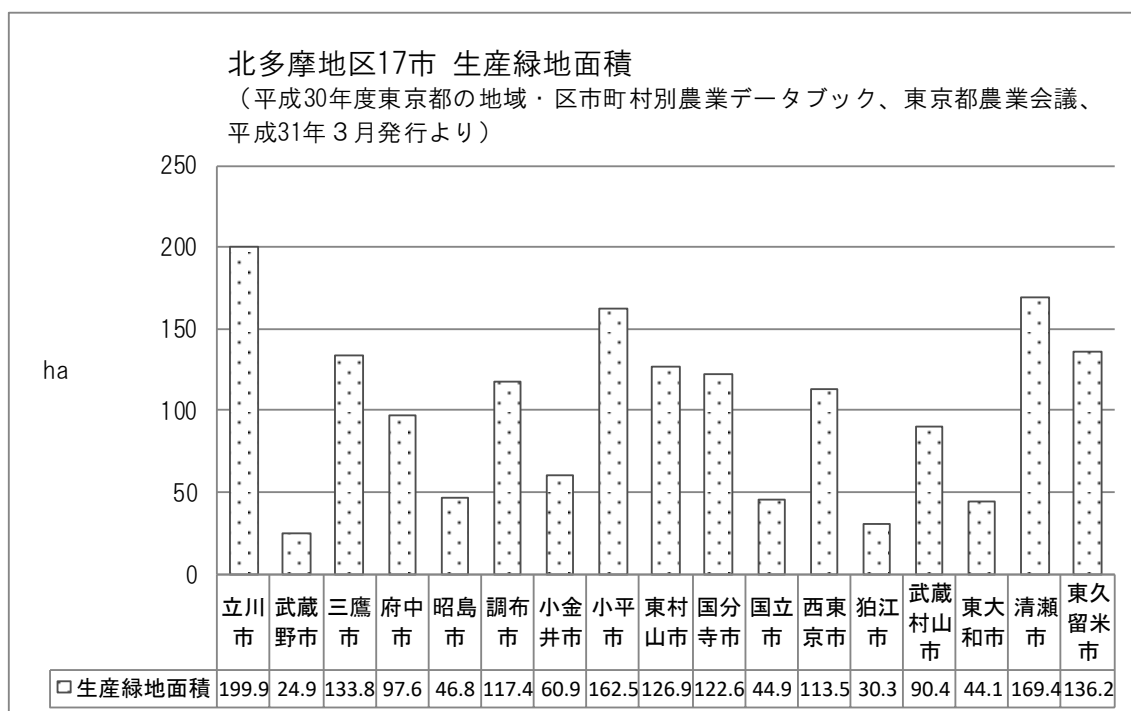
※ 東京都の地域・区市町村別農業データブック…東京都における農業に関する統計を掲載し、区市町村別の農業の概要を明らかにできるように編集されたもの。

一方で、近隣の北多摩地区17市(立川市・武蔵野市・三鷹市・府中市・昭島市・調布市・小金井市・小平市・東村山市・国分寺市・国立市・西東京市・狛江市・武蔵村山市・東大和市・清瀬市・東久留米市)と平成30(2018)年度のデータと比較してみると、立川市の農業は農家数、農地面積、農業産出額ともに有数の実績を誇っています。

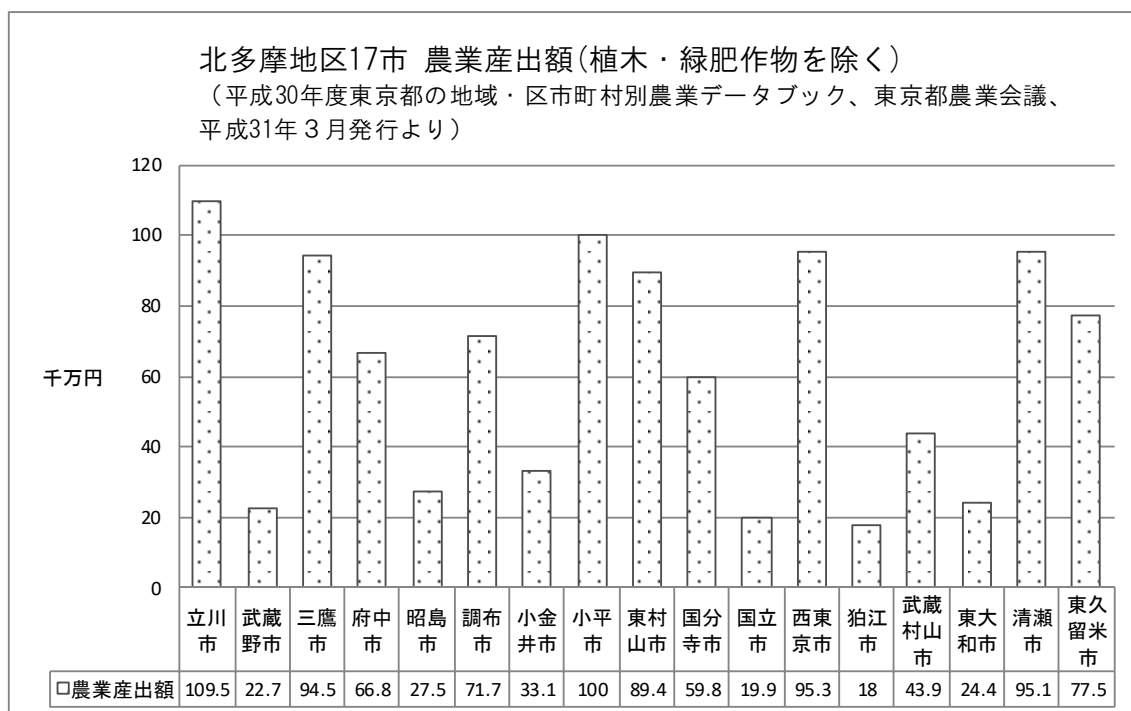


農家数は、341戸と北多摩地区17市で最も多く、農地面積、生産緑地面積のいずれも、北多摩地区17市で最も広い面積となっています。





また、農業産出額においても、10億9,500万円は北多摩地区17市で第1位であり、東京都内1位の生産本数を誇る植木の産出額を加えると、近隣他市を大きく上回る規模となります。



## (2) 立川農業の特色

### ○野菜

都市農業の特徴である、生産者と消費者の距離の近さを生かした直売中心の経営により、多品目・少量生産に取り組む農家が増えています。また、事前契約により安定した収入を期待できるスーパーマーケット等への出荷を中心とする農家もみられます。東京都や本市の補助事業等を利用して施設整備を行い、ハウス栽培経営に着手する農家も年々増えています。



### ○うど

生産量都内1位を誇るうどは、立川市の特産物として定着しています。長茎の東京うどに加え、短茎の立川ブランドうど「立川こまち」も人気です。和菓子やラーメン等、市内商業者との連携によるコラボ商品の開発等にも取り組んでいます。また、地下3m程のうど室(むろ)と呼ばれる穴蔵の中で行われる特徴的な栽培方法は、テレビ番組等でも数多く紹介されています。

### ○畜産

本市には肉牛や乳牛、養豚、烏骨鶏(卵)や養蜂などを行っている畜産農家があります。烏骨鶏卵や豚肉、蜂蜜などは、みのーれ立川をはじめとする市内の直売所等で購入することができるほか、都内の名だたる飲食店に食材として卸されたりもしています。また、乳牛から搾られた牛乳は「東京牛乳ソフトクリーム」の原料として、みのーれ cafe の一番人気のメニューとなっています。





### ○植木

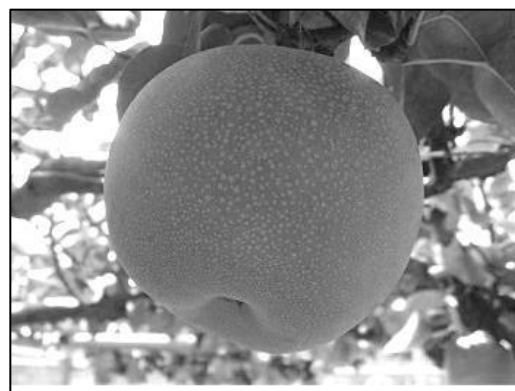
植木は東京都内1位の生産本数を誇る本市の主要農産物です。特に市の木に指定されているケヤキは全国的に有名です。近年は大規模開発行為に伴う緑化や街路樹の整備などに活用され、都市の景観形成や快適な空間づくりに寄与しています。

また、新たな販路開拓に向けて新樹種やトピアリー（造形樹）等の開発にも取り組んでいます。

### ○果樹・花き・加工品

梨やブルーベリー、キウイフルーツ、柿などといった従来の主力品目に加え、イチジクやブドウ等の生産も増えてきました。直売所では果実そのものに加え、果実を使用したジャムやアイス等の加工品も販売されています。

また、パンジーやビオラなどの花苗や、直売所向けの切花も生産されています。



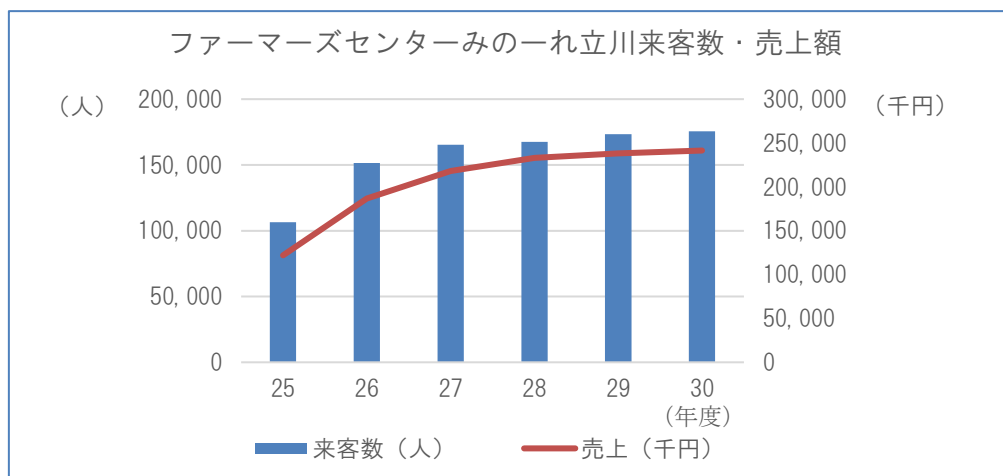
ファーマーズセンターみののれ立川は、平成25(2013)年5月、市民の安全・安心な農産物に対する需要の高まりを踏まえ、農業者で構成される運営委員会による運営のもと、本市初の大型農産物直売施設としてオープンしました。農産物販売のみならず、農業体験をはじめとする農業者と市民の交流機会の提供等の機能や立川農業の魅力発信拠点としての役割を担っています。



建物北側の広場では、緑化まつりや地元商店会のイベント等が催されているほか、広場に面した畑では親子農業体験等の事業も行われています。また、店内のイートインスペース「みののれ cafe」では、立川産の農産物を食材としたメニューが提供されており、肉うどんや東京牛乳ソフトクリームなどが人気となっています。

オープン当初(平成25(2013)年度)の登録農家数は174戸、売上額は121,967千円※でしたが、平成30(2018)年度には184戸、241,433千円へと、徐々に増加しています。来客数も当初の106,480人※から平成30(2018)年度には、175,470人に増加しています

※平成25(2013)年度は店舗のオープンが5月のため11か月分の集計



現在、市内にはファーマーズセンターみののれ立川のほか、数多くの個人直売所、スーパーや百貨店の立川産農産物販売コーナーなどがあり、市民や来訪者、飲食店等多くの消費者を抱える本市の強みを生かした農産物の販売が行われています。近隣の市場の閉鎖等の影響もあり、従来市場出荷中心の経営から、農業者が自律的に価格設定をする直売中心の経営への転換が進んできています。

### 第3節 本市の農業に対する市民と農業者の意識

今回の計画策定にあたり、本市農業についての市民意識や農業者意識のアンケート調査を実施しました。（調査の詳細については資料編に記載）

#### （1）市民の意識

まず、本市の農業への期待については、「新鮮で安全な農作物を安定的に供給すること」に対する期待が75.1%と最も高く、次いで「環境に優しい農業をすすめること」が36.9%、「市民と農業を結ぶ、ファーマーズセンター等を充実させること」が32.6%と続いています。「農地を保全し防災上の機能（避難所、水害防止等）を果たすこと」「緑の豊かさを堅持すること」も高い数値となっており、農地の持つ機能に対する期待の高まりがうかがえます。

市内で営まれている農業については、「市民の生活の潤いのためにも、農業・農地は必要である」が50.6%と、農業・農地の必要性について市民の期待は依然として高い水準にある一方、「立川農業についてあまり知らないので答えられない」が前回平成25年度と比較すると増加し52.0%と最も高い結果となり、情報や魅力の発信に課題があることが見てとれました。

また、市内にある農地の今後については、「安全・安心な農産物を提供してほしい」が最も多く、「緑豊かな環境を守るため農業地として残してほしい」が前回よりも数字を伸ばすなど、農地は残すべきとの声が高まっている現状がうかがえる結果となりました。

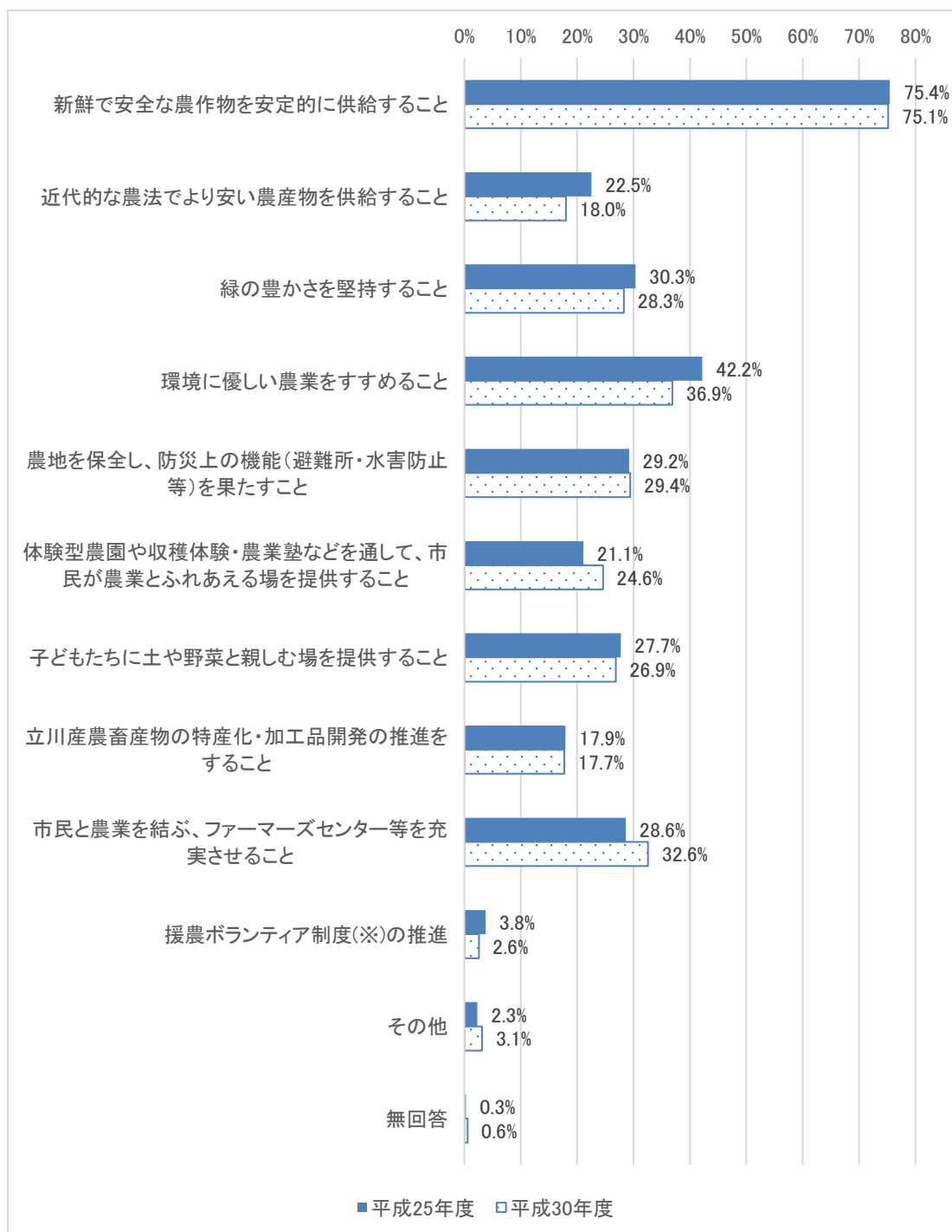
「農業に関わってみたい」人は57.1%と、前回と比較して微増し、関わり方としては「できるだけ地元産農産物を購入し、立川農業の振興に貢献したい」とする人が前回に比べても多い結果となっています。

立川産の野菜については79.1%の人が購入したことがあり、そのうち49.4%の人がデパート、スーパーの立川産農産物販売コーナー、32.0%の人がファーマーズセンターみののれ立川や農家の庭先販売所（無人販売スタンド含む）などで購入しています。農産物の安全・安心にも関心が高く、現状の価格・品質を維持できる範囲で農薬を減らすことを求める声が41.1%あります。

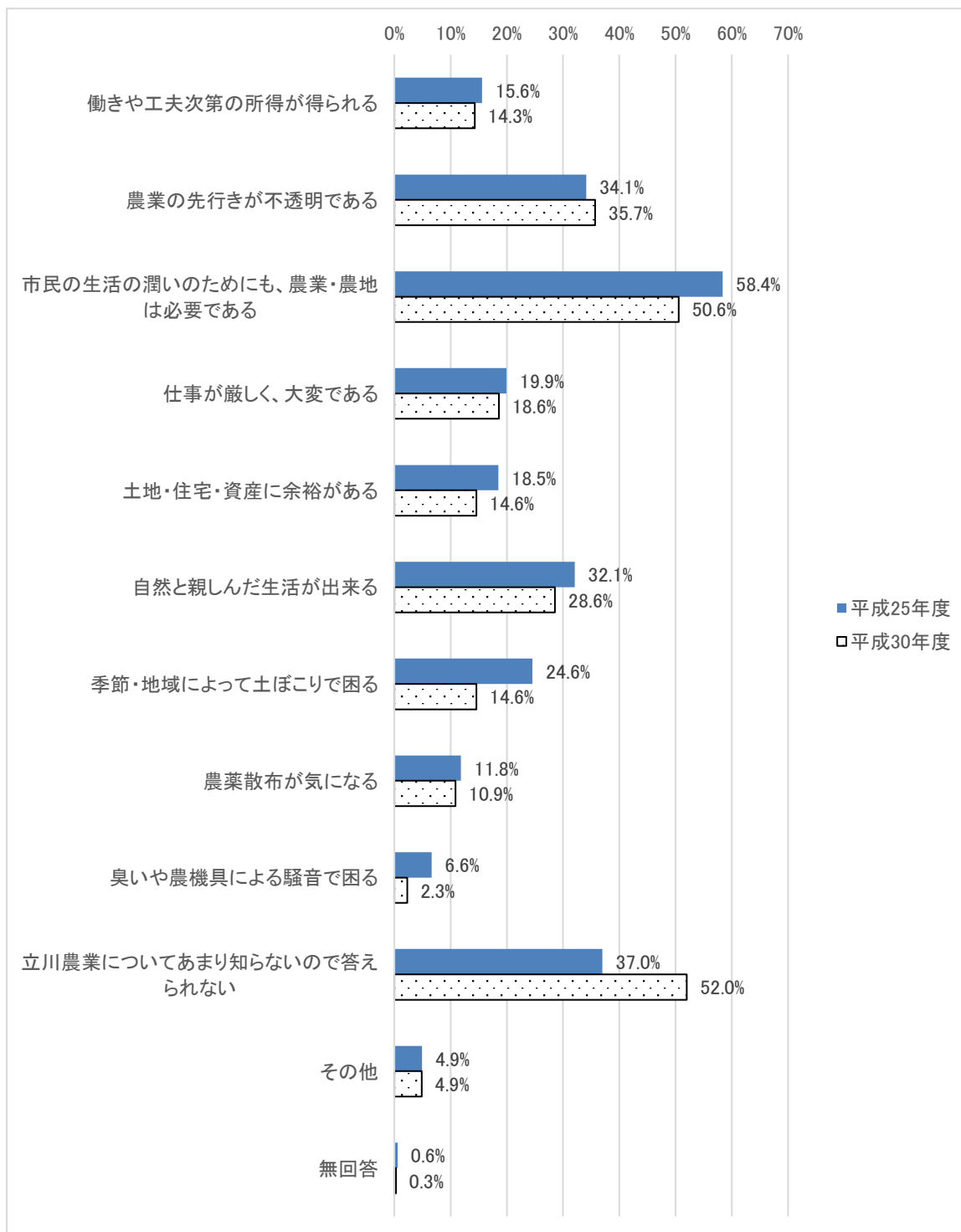
ファーマーズセンターみののれ立川の利用については、前回の26.3%から41.7%と増加した一方で、「場所がわからない」という回答も26.9%と依然として高く、さらなる周知が必要といった課題が浮き彫りになっています。

○市民アンケート

本市の農業施策に特に期待することは何ですか。(3つを選択)

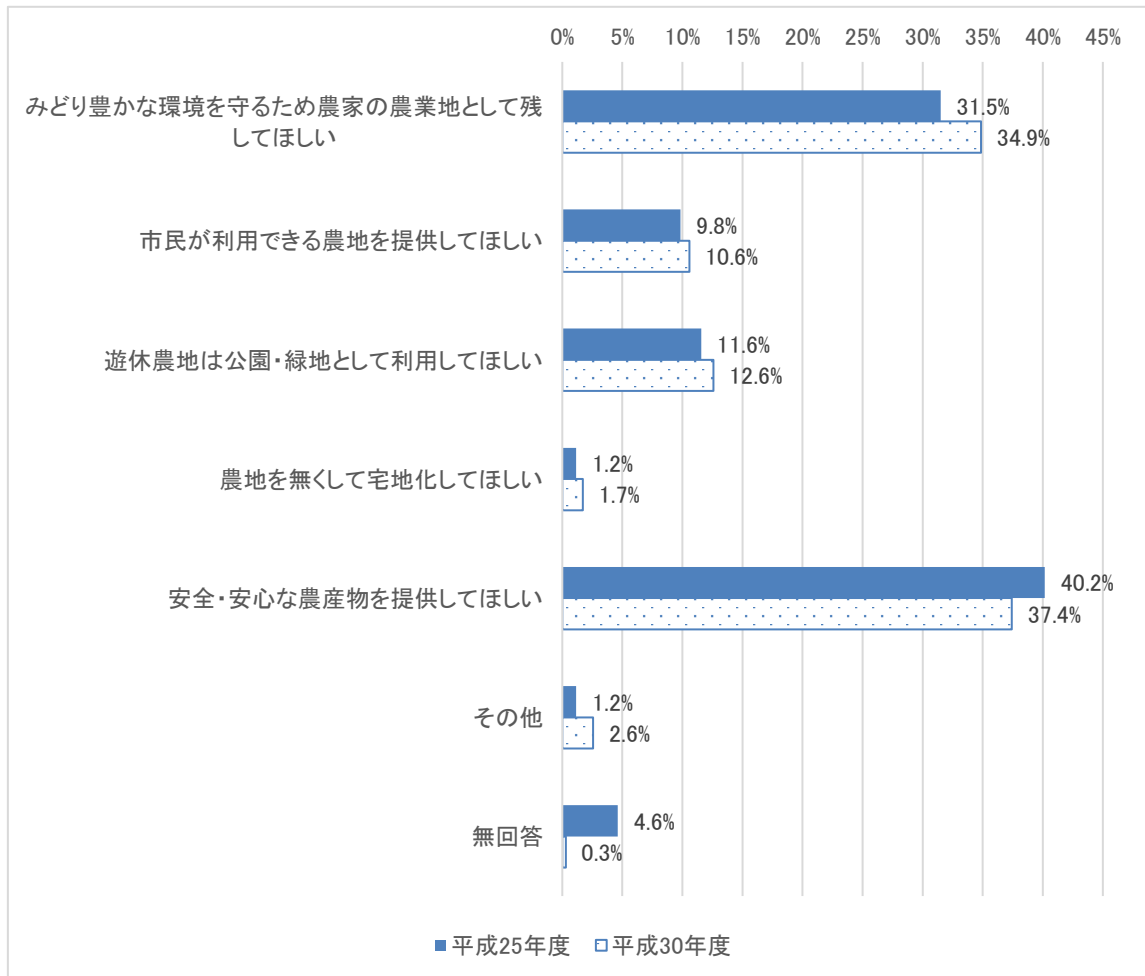


立川市内で営まれている農業についてどのように感じていますか。(3つを選択)

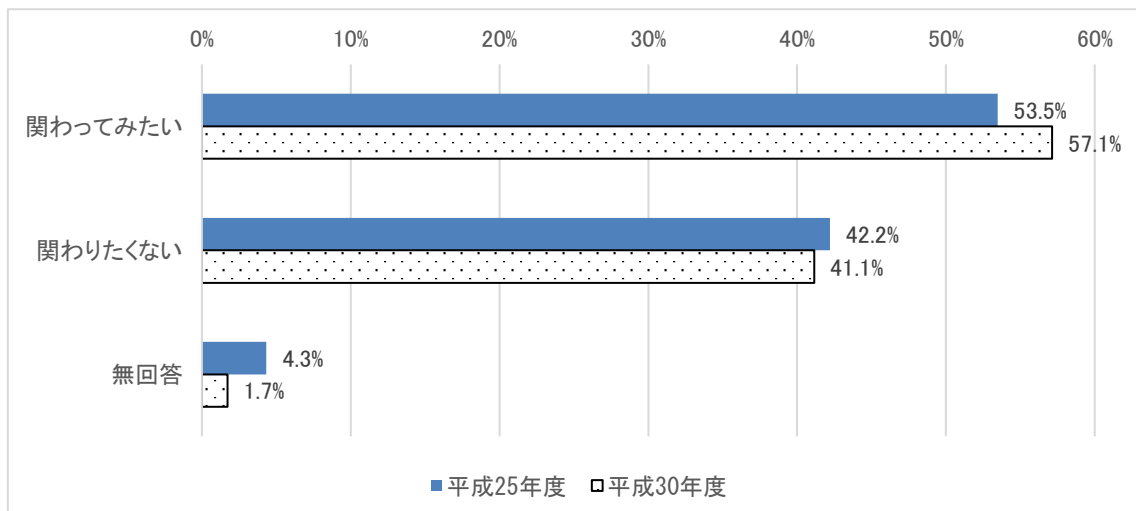




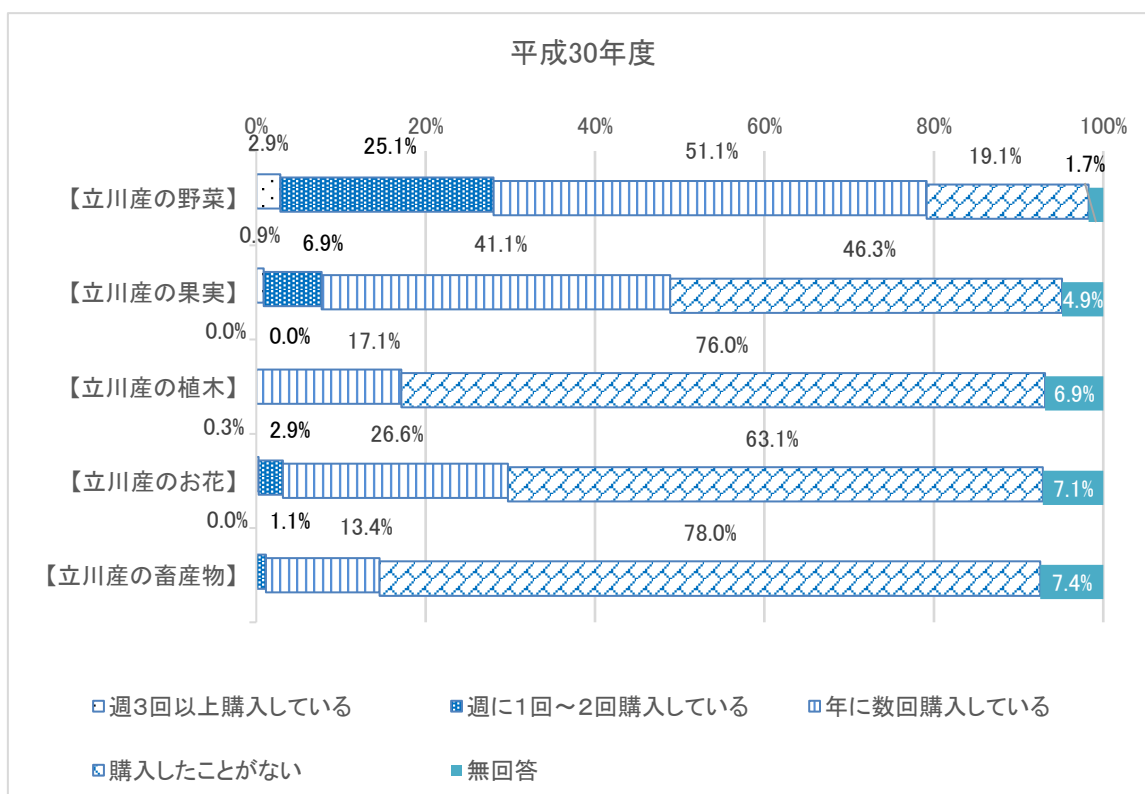
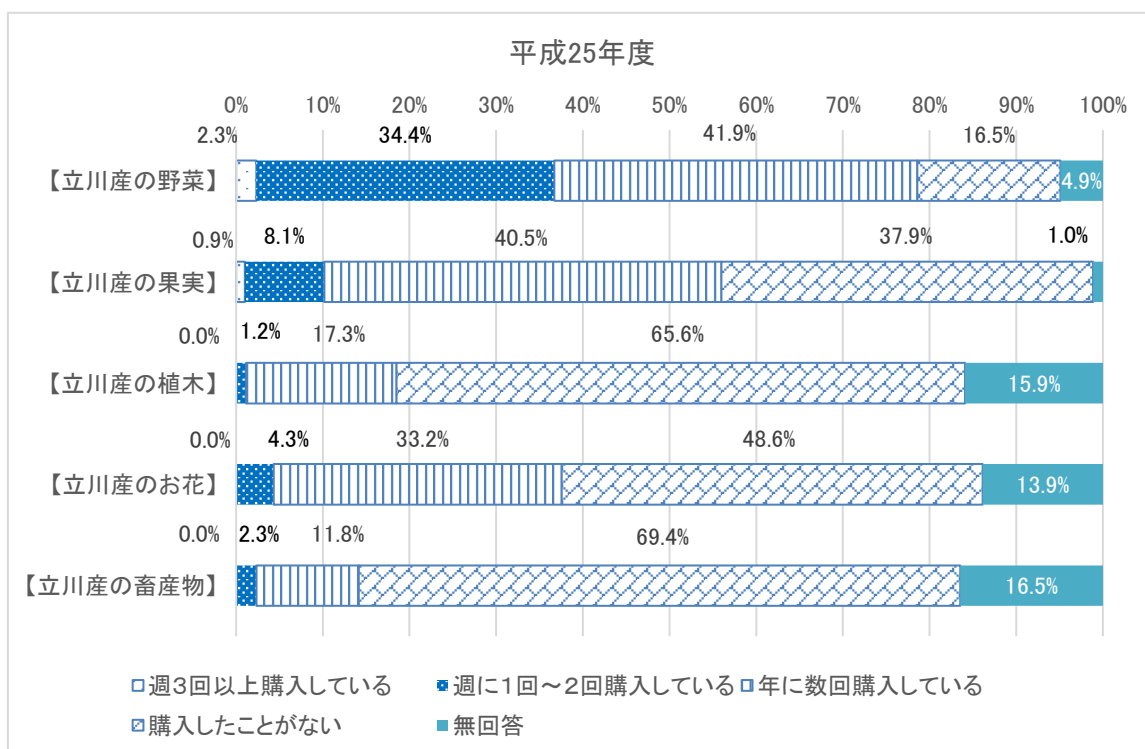
立川市内にある農地の今後についてどのようにお考えですか。(1つを選択)



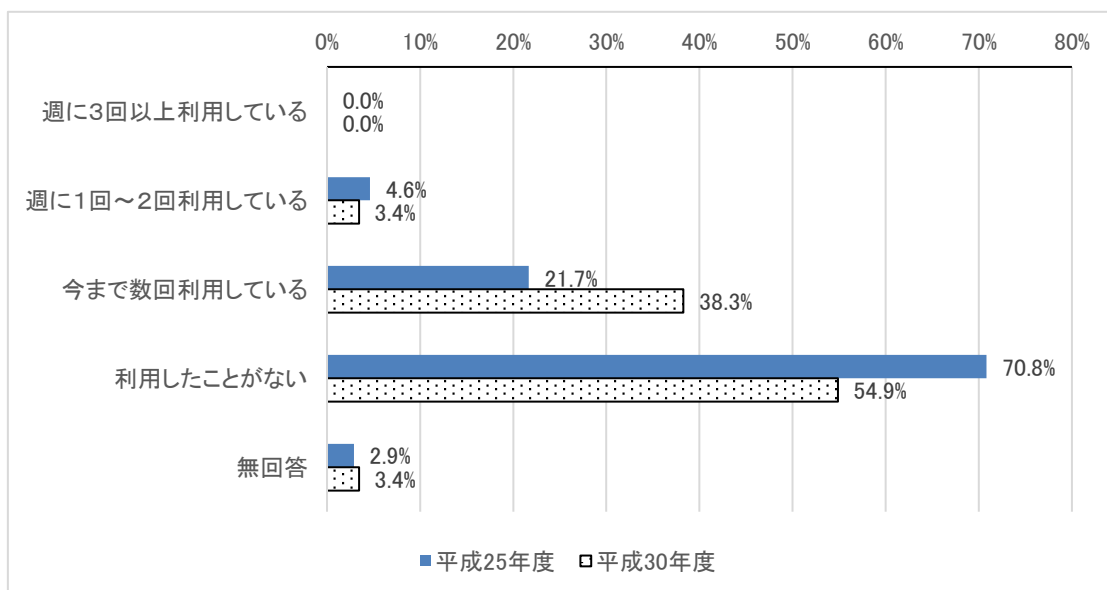
あなたは農業に関わってみたいですか。(1つを選択)



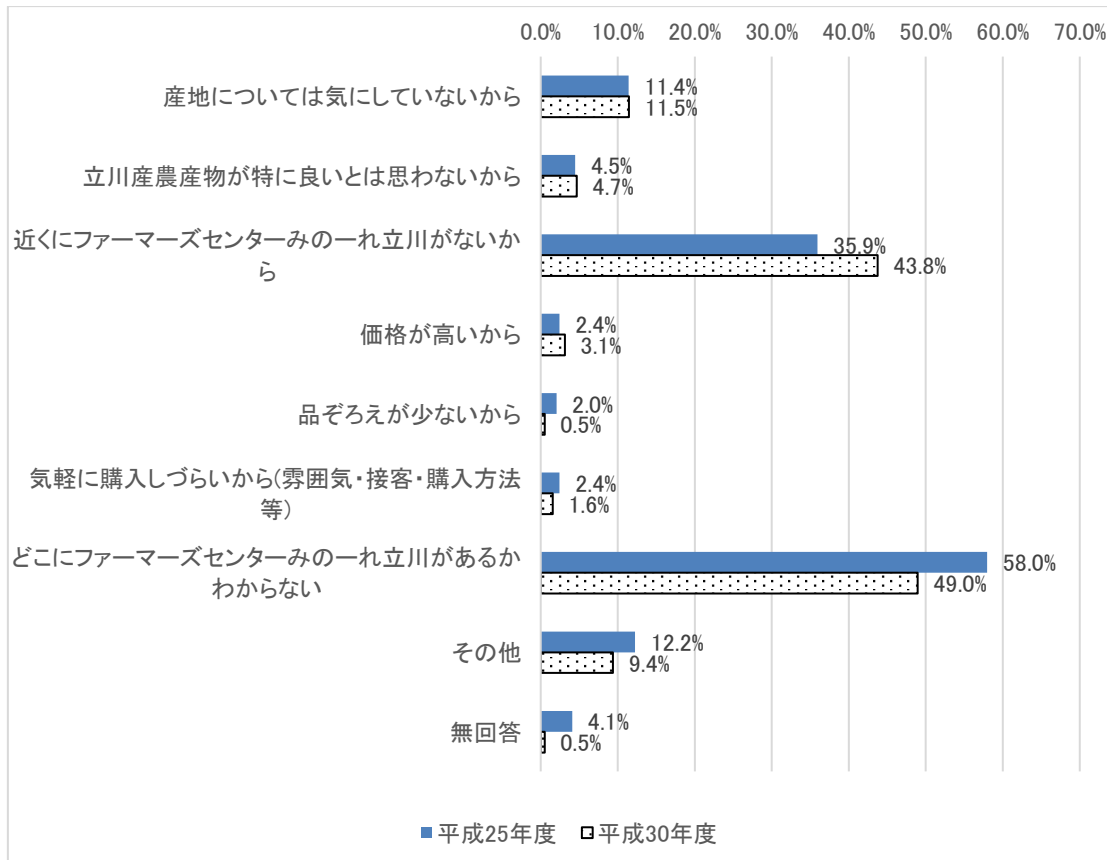
あなたは立川産の農産物を購入していますか。(あてはまるもの全てを選択)



あなたはファーマーズセンターみののれ立川を利用した事がありますか。(1つを選択)



「利用したことがない」と答えた方へ、理由をお答え下さい。(あてはまるもの全てを選択)



## (2) 農業者の意識

本市の農業施策に期待することについては、63.0%の人が「新鮮で安全な農作物を安定的に供給すること」、30.9%の人が「緑の豊かさを堅持すること」で、市民アンケートと同様の結果となっています。

今後の経営規模については、「現状を維持したい」が、72.8%となっています。

しかし、後継者の状況については、27.2%が「わからない」と回答しているほか、「後継者がいない」との回答が前回を大きく上回っています。農業経営を後継することの難しい点として、「労働の割には収益が上がらない」が65.4%と高く、前回調査からは大きく下げているものの「相続税等の税負担」も依然として高く、農業経営の難しさが浮き彫りとなっています。販売方法については、ファーマーズセンターみの一れ立川への出荷と庭先販売（無人スタンドを含む）がそれぞれ約4割を占め、市場出荷や共同直売所、問屋卸しは前回調査を下回る結果となっています。

今後、本市の農業を振興していくため重要と思われる課題については、都市農地の制度改正が進んだことを背景に「都市農地の保全整備」が前回調査から大きく下げた一方で、「多様な流通経路の形成」「幅広い担い手の確保」が前回調査を上回る結果となっています。しかし、そのような変化はありますが、依然として「都市農地の保全整備」と「地産地消の推進」は重要な課題として挙げられています。

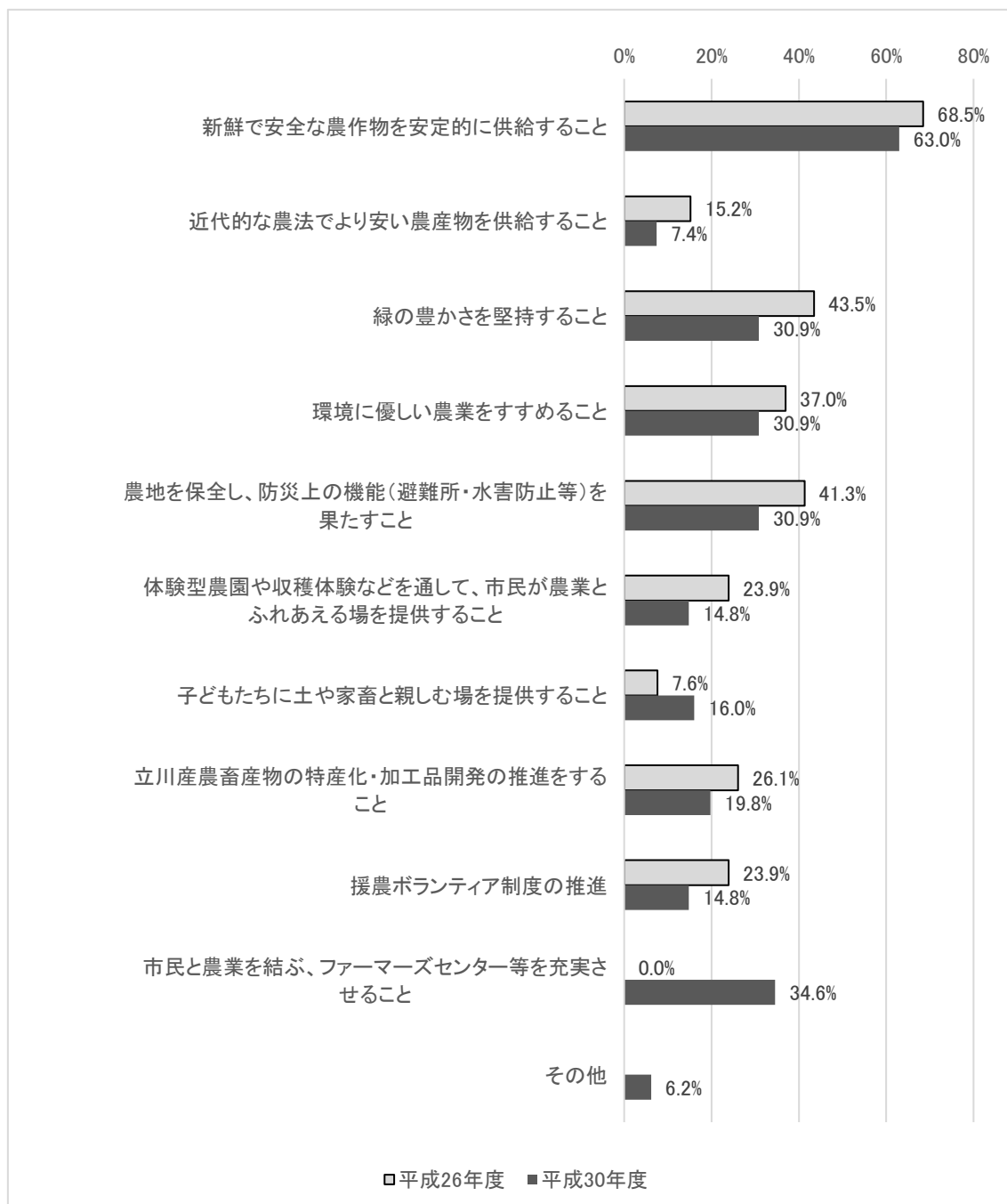
また、農業者のうち認定農業者<sup>※</sup>にアンケートを実施したところ、認定農業者に対する支援について、「十分でない」との回答が前回調査よりは低いものの依然56.3%となっており、具体的な支援については、54.2%の人が施設整備等の補助、16.7%の人が研修会や講習会の実施を希望しています。

認定農業者制度を利用して実施を考えている計画については、75.0%の人が「農業機械・施設の増設」を計画しています。

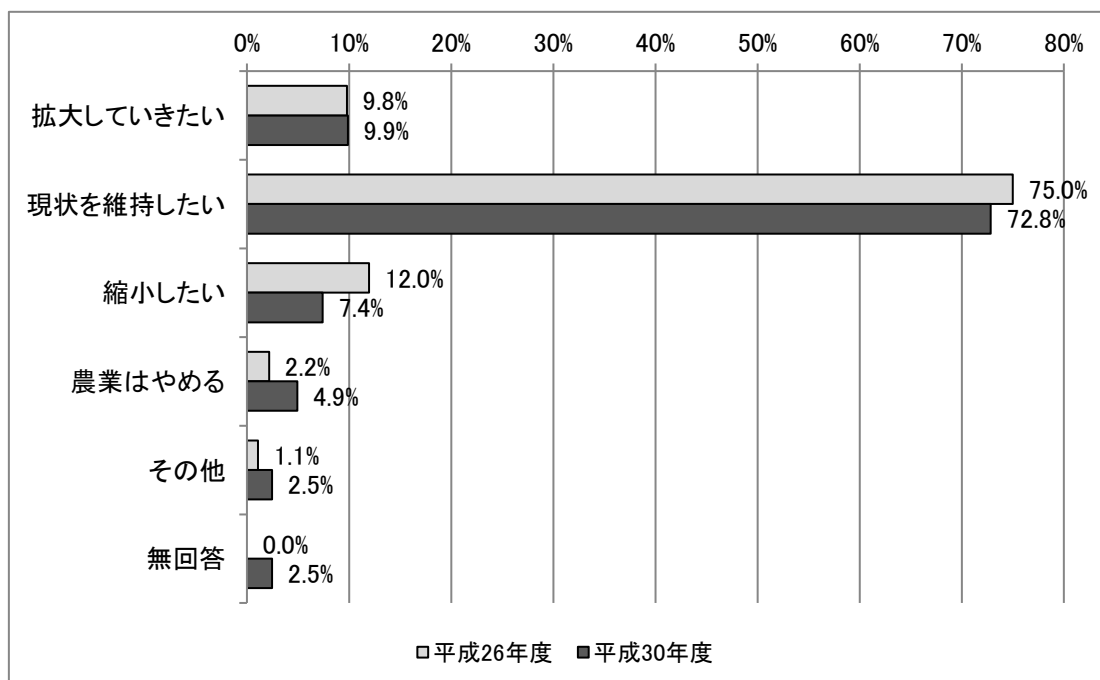
※ 認定農業者…農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画を市長に認定された、地域の中心的な担い手となる経営意欲のある農業者。

① 農業者アンケート

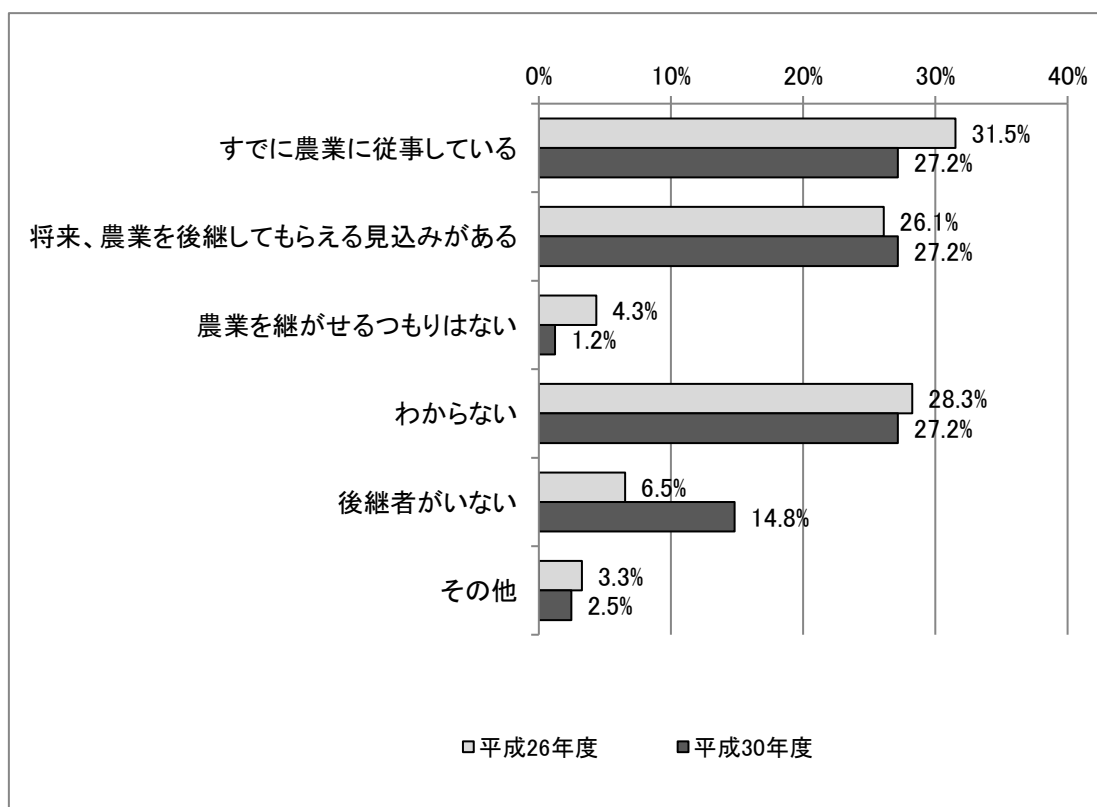
本市の農業施策に期待することは何ですか。重要と思われるものを下記から3つ選んでください。



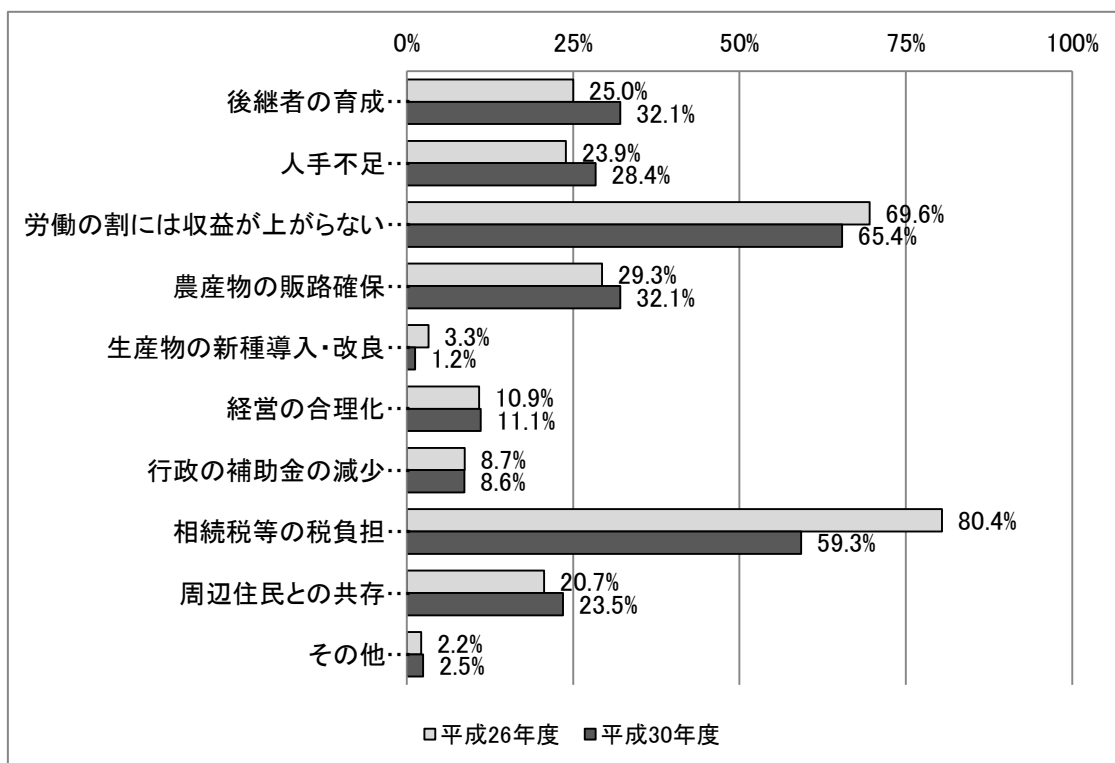
今後のご自身の農業経営規模について、どうお考えですか。次の中から1つ選んでください。



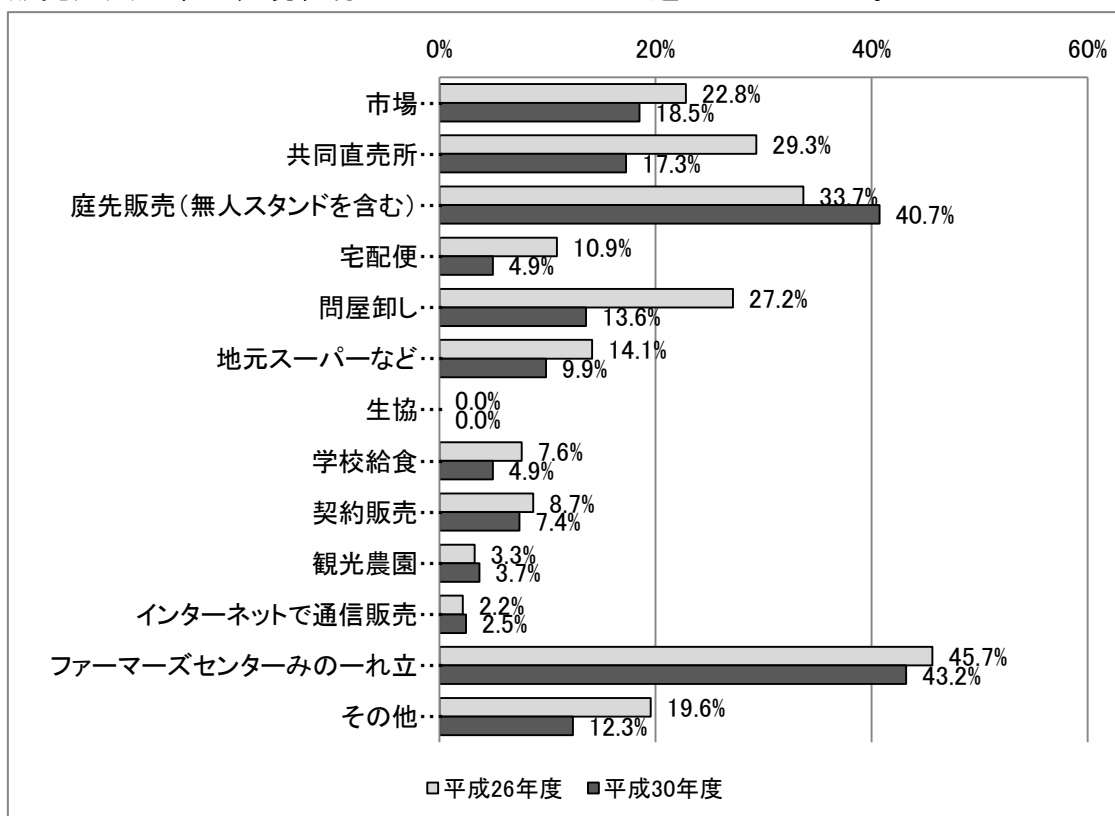
後継者の状況について、次の中から1つ選んでください。



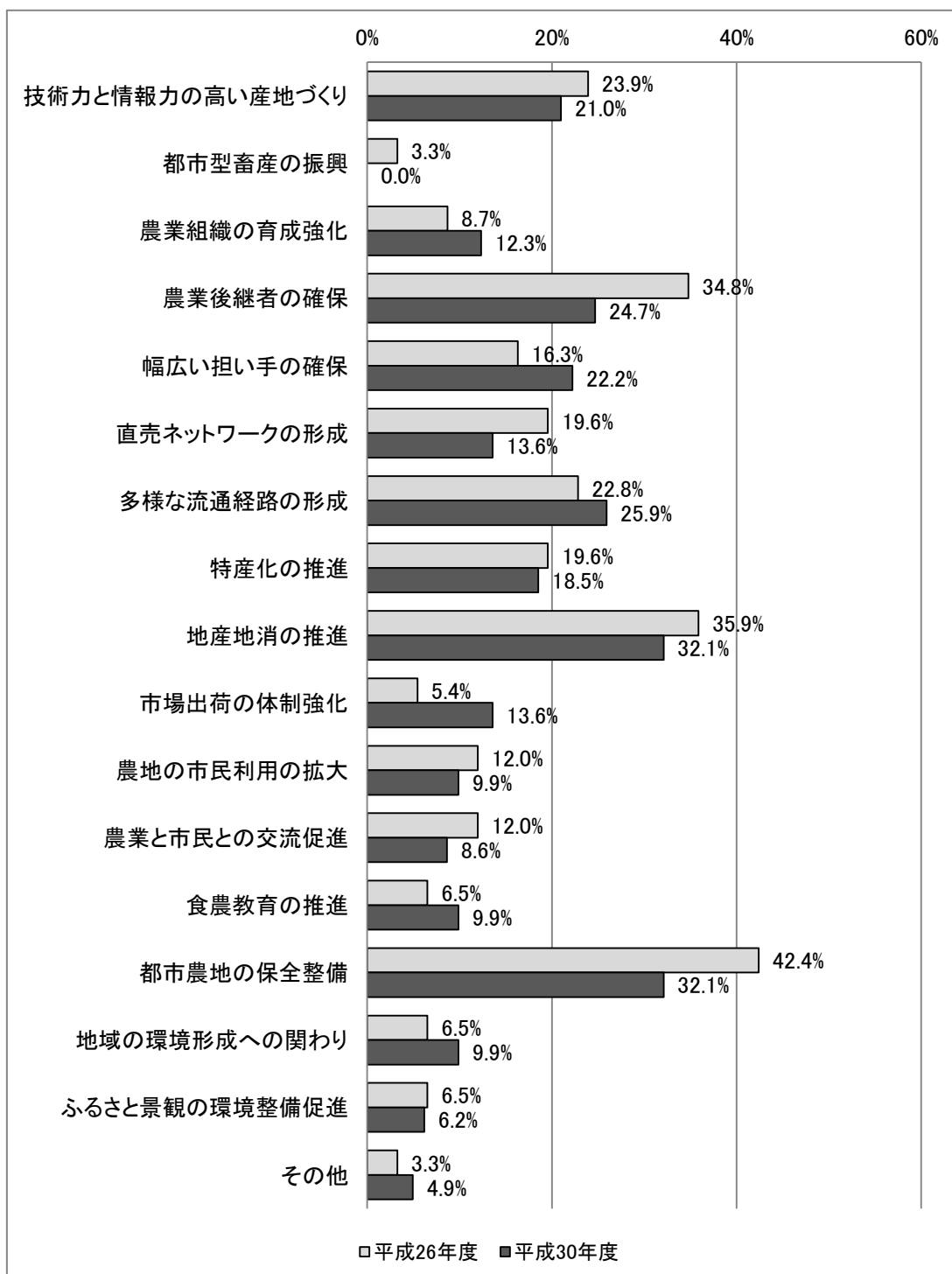
農業経営を後継することで、難しい点は何だと思えますか。特に難しいと思われるものを、次の中から3つ選んでください。



販売方法の中で、現在行っているものを全て選んでください。



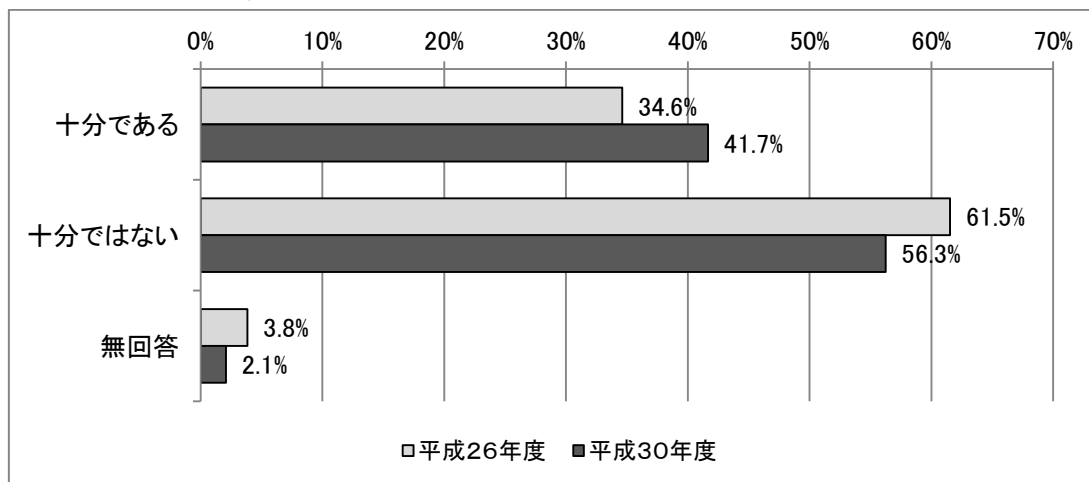
立川市の農業を振興していくため、重要と思われる課題は何ですか。次の中から3つ選んで□の中に記入してください。



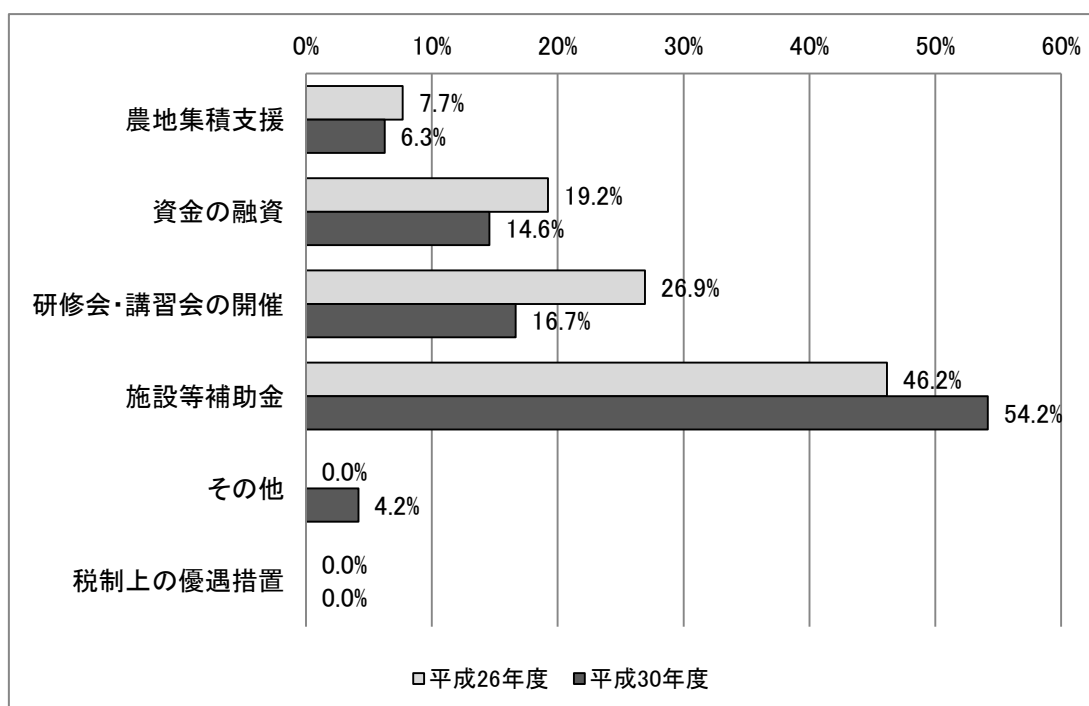


② 認定農業者アンケート

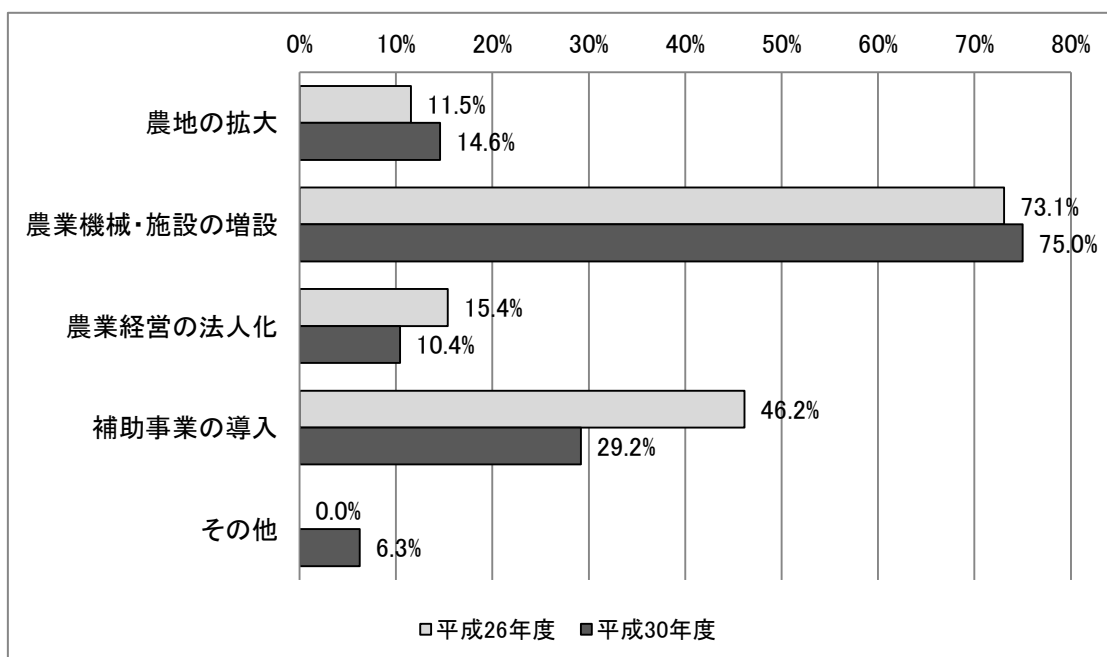
立川市の認定農業者に対する支援は十分ですか？（1つに○）



前項で「十分ではない」とされた方にお聞きします。具体的にどのような支援が必要だと考えていますか？（あてはまるもの全てに○）



今後、認定農業者制度を利用して実施を考えている計画はありますか？（当てはまるもの全てに○）



#### 第4節 本市における課題

本市では平成27(2015)年度に策定した「第4次農業振興計画」に基づき、「都市農業の経営基盤とブランド力の強化」、「市民との協働による立川農業の魅力発信」、「都市農地の保全と多面的機能の周知啓発」を3つの施策の柱としてさまざまな農業振興事業を実施してきました。

その間、都市農業を取り巻く環境は大きく変化し、法律や制度の整備が進んだばかりでなく、農業に対する市民の期待や意識といった点でもかつてないほど注目されるような状況となっています。

しかしながら、農業をとりまく現状は依然として厳しく、農業者数の減少と担い手の高齢化、都市農地の減少に歯止めがかからない状況が続いています。

農業者アンケートからは、労働に対して収益が上がらないことや相続税等の税負担、後継者等担い手や販路の確保などが、農業経営を継続する上での大きな問題として挙げられています。収益向上については、認定農業者アンケートで最も求められていた施設整備の補助や研修会等の実施を通じ、生産技術力及び経営力を向上させ、経営基盤を強化することが必要とされています。相続税問題については、都市農業に適した法制度、税制度への改正を求めて国に対し継続して要望していかなくてはなりません。後継者等の担い手の確保については、農業を家業として継ぐための支援をはじめ、新たな担い手として期待される女性農業者や若手農業者、新規就農者を支援・確保するなど、多様な担い手を育成していくとともに、都市農地貸借円滑化法に基づき、担い手のいない農地所有者と意欲的に取り組みたい農業者のマッチングを進めるといったことも重要となります。また、農業に何らかの形で関わりたいという市民に、営農をサポートする援農ボランティアとして活躍していただき、労働力の不足を補うことも求められています。

市民アンケートからは、立川農業には新鮮で安全・安心な農作物を安定的に供給する機能が最も強く求められています。一方で、ファーマーズセンターみのれ立川の認知度についてはまだまだ伸びしろもあり、市民の関心や興味を引くような周知の仕方と魅力の発信が必要です。生産者と消費者の距離が近いという都市農業の特色を生かした地産地消のより一層の推進には、生産力向上のための支援や新たな流通販売経路の開拓や仕組みづくりも必要となっています。

今後の農業振興を進めていくうえでは、農業者自身が高まる期待や役割に添えていくこと、行政やJA等の関係機関がしっかりと連携し支援することはもちろんのこと、最も身近な消費者であり、同じまちで共に暮らす市民一人ひとりが農業に対する理解を深め、それぞれができることから行動し、協力していくことが欠かせない要素となっています。

## 第2章 計画の性格と位置づけ、期間

### 第1節 計画の性格

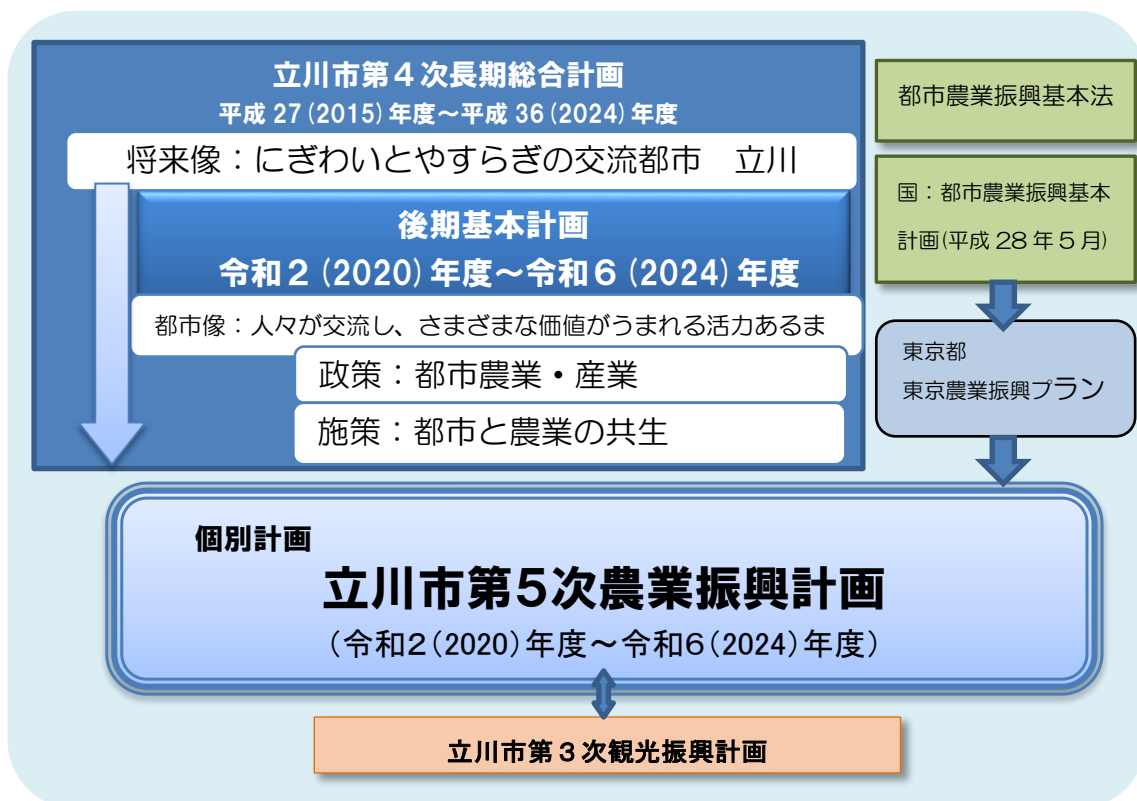
本計画は、立川市第4次農業振興計画が平成31(2019)年度を持って計画期間満了となることを受け、策定するものであり、都市農業を取り巻く環境が大きな転換期を迎えているなか、本市の農業がおかれている現状を的確に把握するとともに、課題解決に向けた基本的方針と具体的施策を明確にすることで、今後に向けた本市の農業振興の方向性を示すものです。

### 第2節 計画の位置づけ

本計画は、「立川市第4次長期総合計画後期基本計画」の個別計画として策定するとともに、東京都の「東京農業振興プラン」や関連する諸計画との整合・連携を図りながら策定します。

また、本計画は「都市農業振興基本法」において地方公共団体が定めるよう努めることとされている「地方計画」※を兼ねるものとします。

※ 地方計画…都市農業振興基本法第十条で「地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされており、立川市においては、本計画をこの地方計画として位置づけるものとします。



### 第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、前述の位置づけに沿って、立川市第4次長期総合計画後期基本計画の計画期間である令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までとします。なお、本計画の進捗状況、もしくは都市農業を取り巻く社会情勢の変化に応じて、効率的・効果的な農業振興施策に取り組んでいきます。

## 第3章 立川農業の基本的方針

### 第1節 目指すべき将来像(ビジョン)

# 農業者と市民が共に育てる立川農業

かつて本市には農地が多く、農地の中に住宅が点在していました。現在では住宅地に農地が混在する状況に変わり、いわゆる都市農業といわれる大都市近郊での農業経営となっています。

都市農業は、安全・安心な食料を供給するだけでなく、緑と潤いのある住環境の形成、地域住民の交流や子どもたちの食育・緑育への貢献、さらに災害時の緊急一時的な避難場所の提供等、幅広い役割を担っています。

近年の異常気象や甚大災害によって農作物や農業用施設等は多大な被害を受けています。

今後の都市農業振興のためには、都市農地の保全を目的として整備された法や制度に基づき、しっかりと農地を保全し、都市と農業の調和のとれた住みよいまちづくりを進めていくことが求められます。そのためには、農業者自らが様々な支援策等を活用して経営基盤の強化を図り、異業種との連携やさまざまな販売形態を開拓するなど、新たな展開の可能性を模索していくことが必要です。

都市農業の強みである生産地と消費地の近さを生かした取り組み、とりわけ多種多様な飲食店が立地する立川においては、飲食店を通じて立川産農産物の魅力に触れてもらう取り組みも重要となります。

また、住宅地の中に農地が混在する現状では、近隣住民との農業に対する相互理解を深めていくことも大切です。

「第4次農業振興計画」では、農業が本市の大きな魅力であることを共通認識として位置づけ、立川農業の目指すべき将来像＝ビジョンを、「都市と共生する持続可能な都市農業」としていました。

また、立川市第4次長期総合計画では「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」を本市の将来像として掲げており、農業を中心とした緑あふれる景観は市民に大きなやすらぎを与えており、立川駅を中心としたにぎわいととも、本市の大きな魅力となっています。

本計画は、第4次農業振興計画の目指した方向性を踏襲しながらも、立川農業は農業者と市民との相互理解、相互協力のもとに成り立っていくことが望ましいとの認識に立ち、より明確化した将来像として「**農業者と市民が共に育てる立川農業**」をビジョンとして掲げることとします。

## 第2節 施策の柱

目指すべき将来像（ビジョン）「**農業者と市民が共に育てる立川農業**」の実現に向け、次の3つの施策の柱により、立川農業の振興に取り組みます。

### （1）都市農業の経営基盤とブランド力の強化

- ・ 認定農業者を中心にして、多様な人材ネットワークの形成や、施設の導入支援を通じ、農業者のさらなる経営基盤の強化を図ります。
- ・ 立川産農産物を使用した特産品の開発やブランド化に取り組みます。
- ・ ファーマーズセンターみののれ立川を拠点として、地産地消の推進や地域振興を図ります。市内で生産された農産物や特産品の提供のほか、情報の発信や市民交流等、ファーマーズセンターみののれ立川を中心に立川農業の活性化を図っていきます。

### （2）市民との協働による立川農業の魅力発信

- ・ 援農ボランティアや体験型農園、親子での収穫体験等の農業体験を通じて、市民が農業と触れ合う機会をつくり、市民参加型の農業を推進します。
- ・ 立川農業振興会議が中心となり、ファーマーズセンターみののれ立川を立川農業の情報発信拠点として活用していきます。
- ・ 市議会や教育委員会、商工会議所、消費者、市民への立川農業の理解促進に向けた取組と地産地消の拡大に取り組みます。

### （3）都市農地の保全と多面的機能の周知啓発

- ・ 農地税制の勉強会や農地パトロール等の実施により、都市農地の保全に取り組むとともに、制度の周知及び推進を図ります。
- ・ 特定生産緑地や都市農地貸借円滑化法に基づく制度の周知を図り、貸借のマッチングを進めます。
- ・ 都市農地の多面的機能の一つである防災機能に着目し、防災協定の内容や防災農地、防災兼用井戸等のより一層の周知、啓発に努め、防災空間としての農地の重要性を周知します。
- ・ 都市農地の多面的機能の一つである景観形成機能に着目し、農地の緑地空間としての魅力を広報紙やイベント等で市民にPRし、農地の保全につなげます。

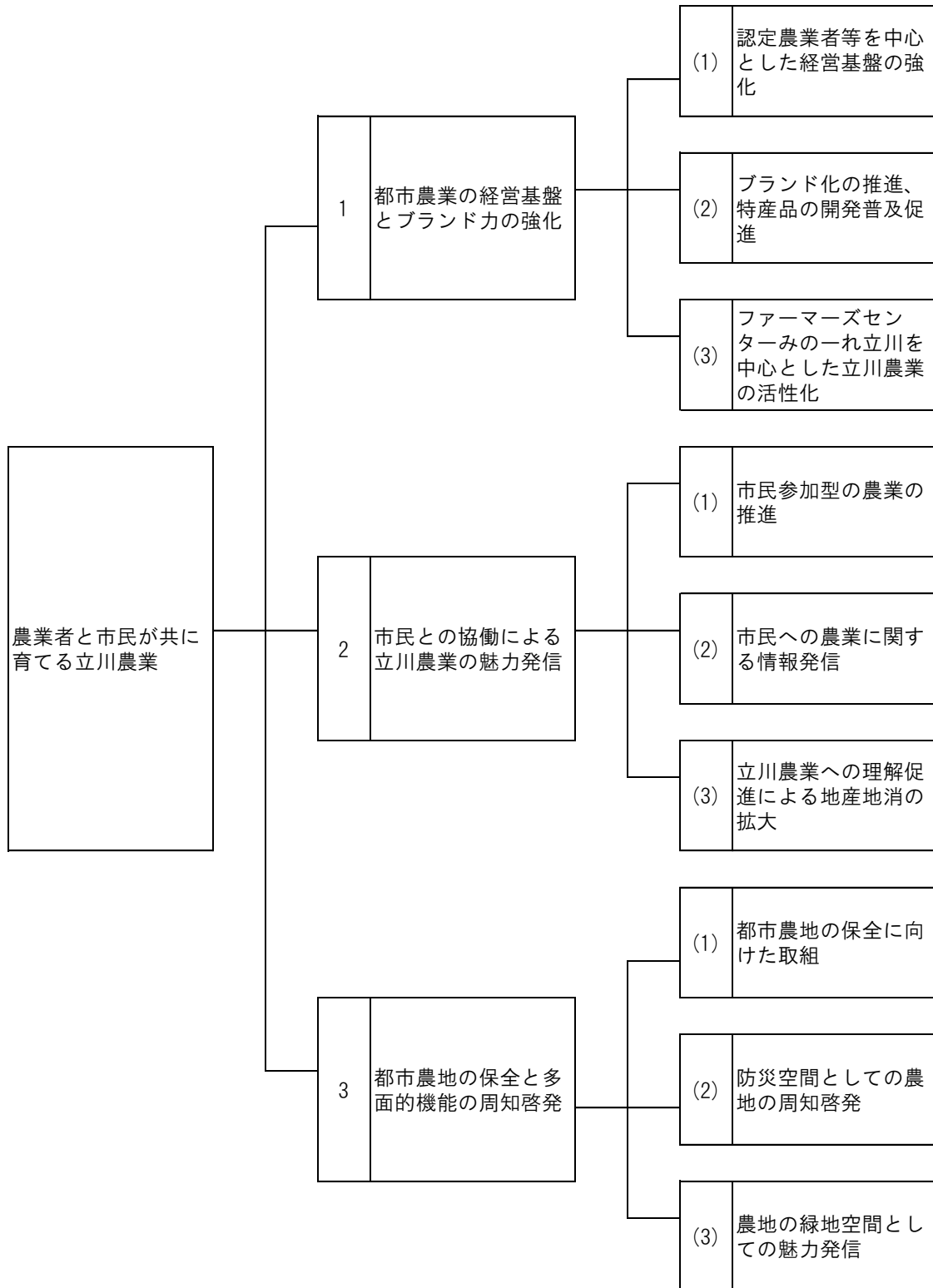


第3節 施策の体系

〈目指すべき将来像〉  
(ビジョン)

〈施策の柱〉

〈施策〉



## 第4章 施策の概要について

3つの施策の柱別に掲げた9項目の施策について、その概要を説明します。

施策ごとに、具体的事業内容、5年間（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）のスケジュール、役割分担について記載しています。役割分担の記号に関しては次の表を参照してください。

役割分担
農：農業者
市：市民
JA：東京みどり農業協同組合
商：商・工業、観光関係（立川商工会議所、立川市商店街振興組合連合会、立川観光協会等）
行：行政（国、東京都、立川市等）
委：立川市農業委員会 <sup>※1</sup>
教：立川市教育委員会
振：立川農業振興会議 <sup>※2</sup>
認：立川市認定農業者協議会 <sup>※3</sup>

※1 立川市農業委員会…地方自治法のほか、農業委員会等に関する法律に規定されている、市町村に置かれる行政委員会。主に、農地売買や農地転用に際し、農地の無秩序な開発を監視・抑止する役目を担っている。

※2 立川農業振興会議…農業委員会、農業協同組合、行政、農業生産組合等で構成された、市内農業者を包括する横断的組織。

※3 立川市認定農業者協議会…認定農業者及び認定新規就農者<sup>※4</sup>で構成された組織。

※4 認定新規就農者……青年等就農計画の認定を受けた農業者。

## 第1節 都市農業の経営基盤とブランド力の強化

### (1) 認定農業者等を中心とした経営基盤の強化

認定農業者等を中心として、東京都や市の補助制度の周知や支援を強化します。異業種交流会等を通じ、都市農業の強みである多様な人材ネットワークの形成を行い、農業者のさらなる経営基盤の強化を図ります。また、若手就農者やUターン就農者の就農相談、若手農業者、女性農業者を対象とした研修会やセミナー等の実施に取り組みます。

番号	事業内容	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	役割 分担	
1	認定農業者協議会等を通じて、認定農業者への支援を強化する。	実施						認 JA 行
2	認定農業者等に東京都や市の補助制度を周知し、農業者の施設導入等を支援し生産性の向上を図る。	実施						認 行
3	若手就農者やUターン就農者の就農相談に取り組む。	検討	実施					行 JA 農 委
4	新規就農の希望者や後継者候補者を対象に相談会や研修会を行う。	実施						振 委 JA 認 行 農

番号	事業内容	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	役割 分担
5	若手農業者、女性農業者を対象とした、研修会やセミナー等を実施し、活躍の機会を広げる。	検討	実施				振委 JA認 行農
6	異業種交流会等を通じ、多様な人材ネットワークの形成を促し、販路の拡大を図る。	検討	実施				振委 JA認 行農
7	担い手不足解消のために、援農ボランティアの養成や斡旋に取り組む。	実施					行農
8	東京都エコ農産物を推進する等環境保全型農業に取り組む。	実施					行農





(2) ブランド化の推進、特産品の開発普及促進

立川農業の特色を生かした特産品の開発やブランド化に取り組みます。また、品目や品種を限定しない「立川産」農産物のPRを推進します。品評会の実施や視察研修等を通じ、その基礎となる農業技術の向上を図ります。

番号	事業内容	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	役割 分担	
1	特産品の普及、開発、ブランド化等の付加価値創出に取り組む。また、品目・品種を限定しない「立川産」農産物のPRを推進する。	検討	実施					行 JA 農 振
2	品評会の実施や視察研修等を通じ、農業者の農業技術の向上を図る。	実施						行 JA 農 振 認
3	地元飲食業者への立川産農産物のPR、販路拡大、売り方、売り先の工夫に取り組む。	検討	実施					行 JA 農 振
4	六次産業化により農産物の付加価値創出に取り組む。	検討	実施					行 JA 農 振

### (3) ファーマーズセンターみの一れ立川を中心とした立川農業の活性化

ファーマーズセンターみの一れ立川に、より多くの農業者の出荷を促し、農業生産量の増大を図ることにより、立川農業の活性化を図ります。ファーマーズセンターみの一れ立川に荷を集約し、各地域や学校給食に配送するハブ化を図ることにより、地産地消の拡大を図ります。宅配や移動販売等、市民ニーズに応える販売を行います。

番号	事業内容	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	役割 分担
1	より多くの農家に出荷を促し、農業生産量の拡大を図る。	実施 					農 JA 行
2	みの一れ立川に荷を集約し、各地域の直売所等に配送するハブ化を図る。	実施 					農 JA 行
3	学校給食に立川産の農産物を使用し、子どもたちや各家庭に立川産農産物をPRする。	実施 					農 教
4	宅配や移動販売等、さまざまな世代が利用できる販売方法を検討し、購買層の拡大を目指す。	実施 					農 JA 行

## 第2節 市民との協働による立川農業の魅力発信

### (1) 市民参加型の農業の推進

援農ボランティアや体験型農園、親子での収穫体験等の農業体験を通じて、市民が農業と触れ合う機会をつくります。また、教育委員会との協働により、緑育、食育、職場体験を実施することで、子どもたちに緑や食、農業の大切さと楽しさを伝えます。

番号	事業内容	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	役割 分担	
1	援農ボランティアや体験型農園、福祉施設の農業体験の受け入れ等を通じて、市民が農業と触れ合う機会をつくる。	実施						農 行
2	親子での収穫体験等を通じて子どもたちに農業の大切さと楽しさを伝える。	実施						農 行
3	小学生の緑育、食育、中学生の職場体験などを通じて、緑や食、農業の大切さと楽しさを伝える。	実施						農 教 行
4	中学生を対象とした農業体験事業を検討し、実施する。	検討	実施					振 委 JA 認 行 教

## (2) 市民への農業に関する情報発信

立川農業振興会議が中心となり、ファーマーズセンターみののれ立川を立川農業の情報発信拠点として整備するほか、農業情報紙等を活用して、市民へ立川農業の情報発信を推進します。また、農業祭や緑化まつり、みののれ立川でのイベント等を通じて、立川農業をPRします。

番号	事業内容	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	役割 分担	
1	農業情報紙「立川育ち」等を活用し、立川農業の情報発信を推進する。	実施						振委 JA認 行
2	ファーマーズセンターみののれ立川を立川農業の情報発信拠点として整備する。	実施						JA農 行
3	農業祭、緑化まつり、直売等を通じて市民に立川農業をPRする。	実施						農JA 行
4	東京都エコ農産物や生産履歴制度を市民にPRする。	実施						農行



### (3) 立川農業への理解促進と地産地消の拡大




市議会や教育委員会、商工会議所等と意見交換等を行い、立川農業のより一層の理解促進に努めるほか、消費者や商業者と協力し、試食会やレシピの考案等を行い、立川産農産物を周知することで、地産地消の拡大に取り組みます。また、住宅地に囲まれた都市農業が抱える環境問題に対し、地域住民の理解促進を図ります。





番号	事業内容	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	役割 分担		
1	市議会や教育委員会、商工会議所等と意見交換等を行い、立川農業への理解促進を図る。	実施						振 委 JA 認 行 教	
2	農業者、消費者、商業者の協働によって試食会やレシピの考案等を行い、地産地消の拡大に取り組む。	検討	実施						振 委 JA 認 行 商 市
3	体験型農園を地域市民との交流拠点に整備していく。	検討	実施						農 委 JA 認 行
4	みのーれ立川の北側広場にて、市民参加型の農業推進イベントに取り組む。	検討	実施						行 農 市
5	都市農業が抱える環境問題に対し、地域住民の理解促進を図る。	検討	実施						振 委 JA 認 行 市

### 第3節 都市農地の保全と多面的機能の周知啓発

#### (1) 都市農地の保全に向けた取組

都市の中の農地を残していくために、都市農地保全施策や農地税制の勉強会、農地パトロールの実施により、農地の維持保全を図ります。令和4(2022)年までに都市農地が抱える問題を解決するため、特定生産緑地や都市農地貸借円滑化法に基づく貸借の制度等の周知を図り、円滑化法に基づく貸借のマッチングを進めます。また、都市農地保全推進自治体協議会等を通じて、関連団体と協力し、国や東京都へ都市農地の保全に向けた働きかけを行っていきます。

番号	事業内容	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	役割 分担
1	農業者向けの農地税制の勉強会等により、農業者に農地保全を働きかける。	実施 					委 振 JA 認 行
2	さまざまな都市農地保全施策の勉強会や研究会を行う。 また、制度の周知及び推進を図る。	実施 					振 委 JA 認 行
3	特定生産緑地や都市農地貸借円滑化法に基づく貸借の制度等の周知を図り、円滑化法に基づく貸借のマッチングを進める。	実施 					振 委 JA 認 行

番号	事業内容	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	役割 分担
4	農地実態調査、農地パトロール等を通じて、農地の十分な利活用を呼びかけ、肥培管理を促す。	実施 					委
5	他市と連携し都市農地保全自治体協議会を通し、関連団体と協力し、国や東京都への働きかけを進める。	実施 					行 委
6	生産緑地の追加・再指定を推進する。	実施 					委
7	農業委員会の業務や役割についての周知を進める。	実施 					委

## (2) 防災空間としての農地の周知啓発

都市農地の持つ多面的機能の一つである防災機能に着目し、空間の乏しい都市部における災害時の緊急一時的な避難場所として農地を位置づけています。立川農業振興会議との防災協定により、災害時に農地に一時避難できることや生産している農産物を供給することが約束されています。都市に農地があればこそその食料安全保障や防災農地、防災兼用井戸(生活用水用)のより一層の周知、啓発に努めます。

番号	事業内容	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	役割 分担	
1	市民へ防災農地の 一層の周知啓発を 進める。	実施						振委 JA認 行
2	市民へ防災兼用井 戸(生活用水用)の 周知啓発を行う。	実施						振委 JA認 行
3	防災協定の内容に ついて、市民およ び農業者に、正確 な情報を周知す る。	実施						振委 JA認 行

### (3) 農地の緑地空間としての魅力発信

緑豊かなまちづくりのための環境資源として、農地の緑地空間としての魅力をPRし、農地の保全につなげます。立川市農業委員会においては、農業委員会だよりを年に2回発行し、農地の魅力を発信します。また、立川農業振興会議が中心となって、市民を巻き込んだ農地の魅力発信事業を行い、農地の魅力を市民にPRします。

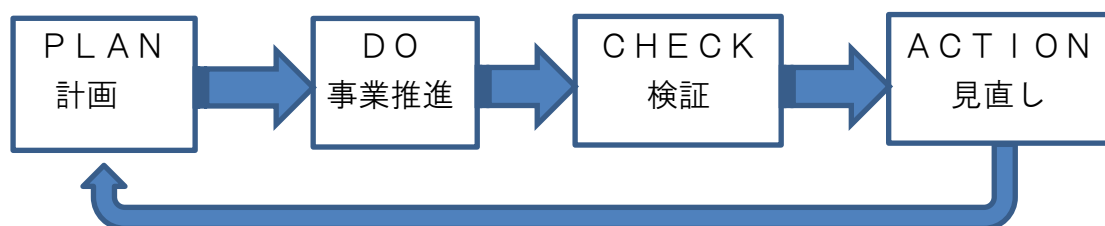
番号	事業内容	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	役割 分担	
1	農業委員会だより、農業情報紙「立川育ち」等を活用し、市民に農地の魅力をPRする。	実施						委 振 JA 認 行
2	農風景等を写した写真コンテストなどの農地の魅力発信事業を行う。	実施						振 委 JA 認 行 市
3	農業と観光の連携による、立川農業の魅力を発信できる事業を検討し、実施する。	検討	実施					振 委 JA 認 行

## 第5章 計画の推進に向けて

### 第1節 立川農業振興会議による計画の進行状況の検証・評価

本計画は、農業関係団体、若手農業者、女性農業者、東京都等の農業関係機関、消費者団体、公募市民、学識経験者等の農業にかかわるさまざまな立場の委員で構成する「立川市第5次農業振興計画策定協議会」において精力的に協議し、策定しました。

本計画の推進にあたっては、農業者や農業関係団体、市民、行政がそれぞれの役割分担を明確にして計画の実現に取り組みます。そのためにはP D C Aサイクルにより計画の進捗状況の管理・検証・評価・見直しを行う必要があります。関係機関や市民団体などの意見を十分に踏まえ、市と農業委員会、JA、農業生産団体等の横断的組織である立川農業振興会議が中心となり、計画の実効性を高めるための検証や見直しを行うことにより立川農業のさらなる発展を目指します。



### 第2節 都市農業振興に向けた国、東京都との連携

平成27(2015)年の「都市農業振興基本法」施行以降、平成28(2016)年の同法に基づく「都市農業振興基本計画」の策定、平成29(2017)年の生産緑地法の改正、平成30(2018)年の都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行など都市農地保全に関する制度が大きく変化しました。このような都市農業を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、都市計画部局や東京都関係機関と緊密な連携を図りつつさまざまな課題に対応していくことが求められています。

また、東京都農業振興事務所中央農業改良普及センターとの連携によって、農業者の営農技術向上に努めます。

---

## 資料編

---

### 1 立川市第5次農業振興計画策定協議会設置要綱

#### 立川市第5次農業振興計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 都市農業としての多様な特色を生かし、新たな市の農業を確立するための指標として立川市第5次農業振興計画（以下「農業振興計画」という。）を策定するため、立川市第5次農業振興計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 農業振興計画の検討及び策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、産業文化スポーツ部長を充てるほか、次の各号に掲げる者につき、市長が委嘱する。

- (1) 公募市民 3人以内
- (2) 学識経験者 1人
- (3) 農業関係団体が推薦する者 10人以内
- (4) 農業関係機関の職員 3人以内

3 委員の任期は、所掌事項に係る検討が終了したときまでとする。

(会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼及び記念品)

第6条 第3条第2項第1号及び第2号に掲げる委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、産業文化スポーツ部産業観光課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、産業文化スポーツ部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月22日から施行する。
- 2 この要綱は、農業振興計画の策定をもってその効力を失う。



## 2 立川市第5次農業振興計画策定協議会委員及び事務局職員

◎：会長 ○：副会長

1	2号	学識経験者	◎ 後藤 光蔵	武蔵大学名誉教授	
2	3号	立川農業振興会議推薦	○ 金子 波留之	立川農業振興会議会長	
3			鈴木 豊	立川市農業員会会長職務代理	
4			川野 進	立川市認定農業者協議会相談役	
5			宮崎 栄喜	東京みどり農業協同組合理事	
6			豊泉 裕	ファーマーズセンターみのーれ立川 運営委員会会長	
7			高橋 尚寛	若手農業者	
8			山川 和枝	女性農業者	
9			小林 慶子	女性農業者	
10		消費者団体	富永 文子	立川市消費者団体連絡会副会長	
11	1号	公募市民	田村 勉	公募市民	
12			水野 理沙	公募市民	
13	4号	東京都農業会議	田中 誠	東京都農業会議経理・担い手担当部長	
14			東京都	中野 真弓	東京都農業振興事務所 農務課主任(地域計画担当)
15				吉田 滋実	東京都中央農業改良普及センター 主任普及指導員
16	5号	立川市 事務局	矢ノ口 美穂	産業文化スポーツ部長	
			奥野 武司	産業観光課長	
			東深澤 貴之	農業委員会主査	
			大野 千晶	農業振興係長	
			前村 昌子	農業振興係主任	
			横井 雅司	農業振興係主任(農業委員会担当)	
		大沢 勇人	農業振興係主任		

## 3 立川市第5次農業振興計画策定協議会開催状況

回	開催年月日	場所	出席者数	主な協議・検討内容
第1回	令和元(2019)年 6月28日(金)	立川市役所 210会議室	13	・立川市第5次農業振興計画の位置づけ及び策 定スケジュールについて ・立川市第4次農業振興計画の進捗状況について ・アンケートについて ・今後の日程について
第2回	令和元(2019)年 8月7日(水)	立川市役所 210会議室	11	・立川農業の現状や課題について ・ビジョンについて ・施策の柱について ・現地視察の日程及び視察先について
第3回	令和元(2019)年 9月11日(水)	立川市役所 210会議室	11	・議事要旨の確認について ・施策の柱③「都市農地の保全と多面的機能の周 知啓発」の進捗状況及び現状と課題について
第4回	令和元(2019)年 10月10日(木)	立川市役所 210会議室	14	・議事要旨の確認について ・施策の柱①「都市農業の経営基盤とブランドカ の強化」の進捗状況及び現状と課題について
第5回	令和元(2019)年 11月18日(月)	立川市役所 210会議室	15	・議事要旨の確認について ・施策の柱①「都市農業の経営基盤とブランドカ の強化」の進捗状況及び現状と課題について ・施策の柱②「市民との協働による立川農業の魅 力発信」の進捗状況及び現状と課題について
第6回	令和元(2019)年 12月20日(金)	立川市役所 210会議室	13	・議事要旨の確認について ・施策の柱②「市民との協働による立川農業の魅 力発信」の進捗状況及び現状と課題について ・第3章～5章の検討内容の確認
第7回	令和2(2020)年 1月17日(金)	立川市役所 101会議室	13	・議事要旨の確認 ・素案の検討及び内容確認



策定協議会の様子



毎回のグラフィックレコーディング



市内農家の圃場を視察



体験型市民農園を視察

## 4 市内農産物生産状況データ

## (1) 市内農業産出額上位5品目の作付延べ面積・収穫量(平成 29(2017)年度)

順位	品目	立川市		東京都		収穫量 東京都内 順位	収穫量 東京都内 シェア
		作付延べ 面積(a)	収穫量 (t)	作付延べ 面積(a)	収穫量 (t)		
1	トマト	438	209	10,794	6,452	8	3%
2	ほうれんそう	1,802	144	28,013	2,952	5	5%
3	日本なし※	247	45	8,601	1,858	9	2%
4	こまつな	969	126	42,324	7,271	10	2%
5	ブロッコリー	2,113	153	18,832	1,650	1	9%

※日本ナシは、作付面積ではなく、ほ場面積を掲載

## (2) 市内野菜作付延べ面積上位 10 品目ほ場面積・収穫量(平成 29(2017)年度)

順位	品目	立川市		東京都		収穫量 東京都内 順位	収穫量 東京都内 シェア
		作付延べ 面積(a)	収穫量 (t)	作付延べ 面積(a)	収穫量 (t)		
1	ブロッコリー	2,113	153	18,832	1,650	1	9%
2	ほうれんそう	1,802	144	28,013	2,952	5	5%
3	キャベツ	1,443	443	21,251	8,207	4	5%
4	さといも	1,139	83	19,557	1,820	5	5%
5	ばれいしょ	1,009	142	27,340	4,873	6	3%
6	だいこん	986	293	22,542	8,497	6	3%
7	こまつな	969	126	42,324	7,271	10	2%
8	スイートコーン	874	56	18,736	1,569	6	4%
9	にんじん	642	163	11,404	3,735	4	4%
10	ねぎ	641	91	15,451	2,709	6	3%

## (3) 市内果樹面積上位5品目ほ場面積・収穫量(平成 29(2017)年度)

順位	品目	立川市		東京都		収穫量 東京都内 順位	収穫量 東京都内 シェア
		ほ場面積 (a)	収穫量 (t)	ほ場面積 (a)	収穫量 (t)		
1	くり	811	6	72,774	333	10	2%
2	かき	600	35	13,501	891	9	4%
3	ブルーベリー	487	16	12,791	353	8	5%
4	うめ	364	5	8,224	107	8	5%
5	ぎんなん	300	3	—	—	—	—

※ 植木、緑肥作物、グランドカバー類を除く

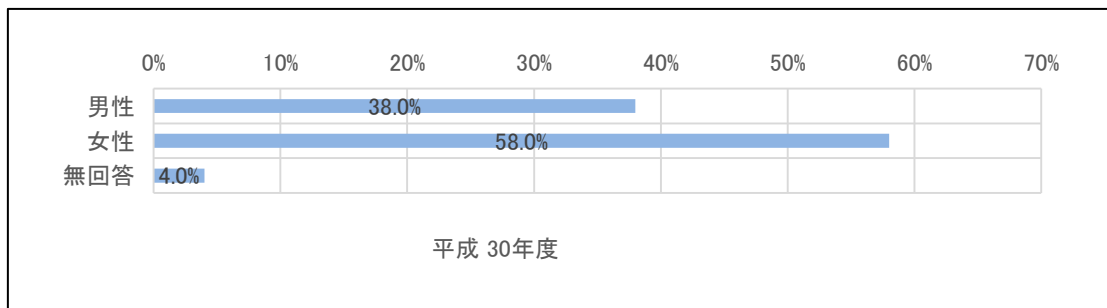
(「東京都農産物生産状況調査報告書(平成 29 年産)」(東京都産業労働局農林水産部  
平成 31 年3月発行)より)

## 5 市民アンケート集計結果

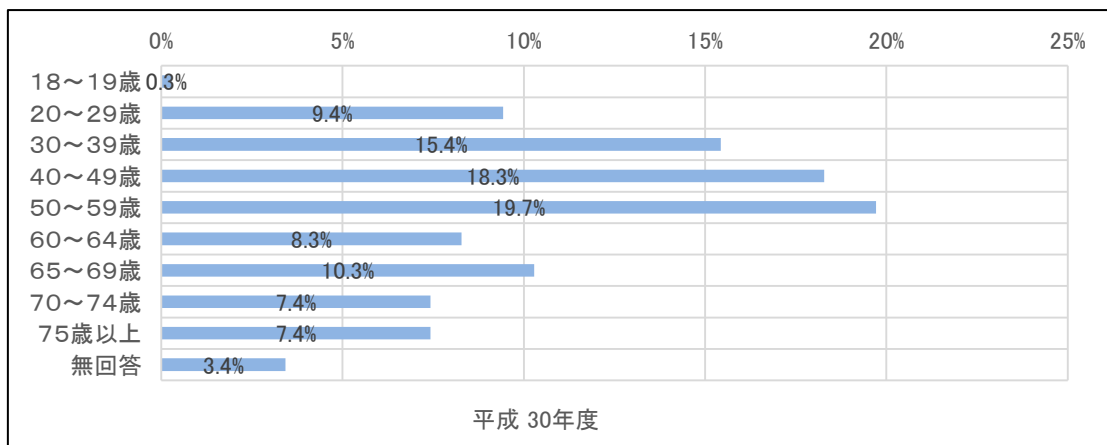
調査実施期間：平成 30 年 9 月 8 日～10 月 20 日、調査人数：1,000 人、回収人数：350 人、回収率：35.0%

○回答者属性

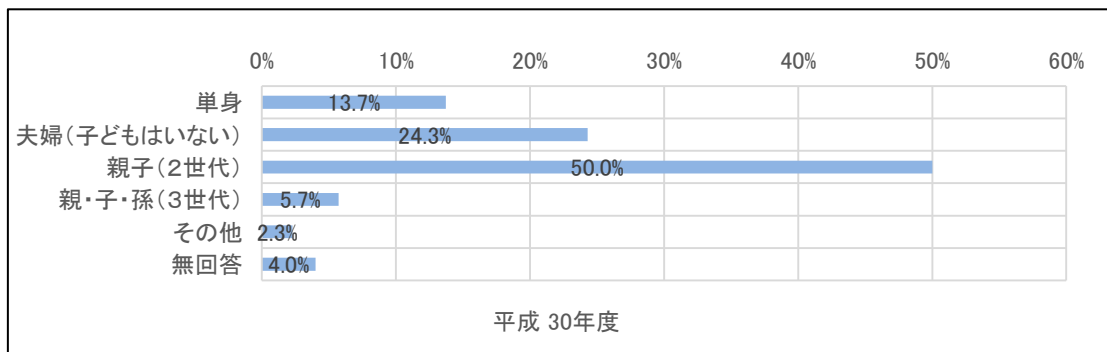
I あなたの性別についてお聞かせください。



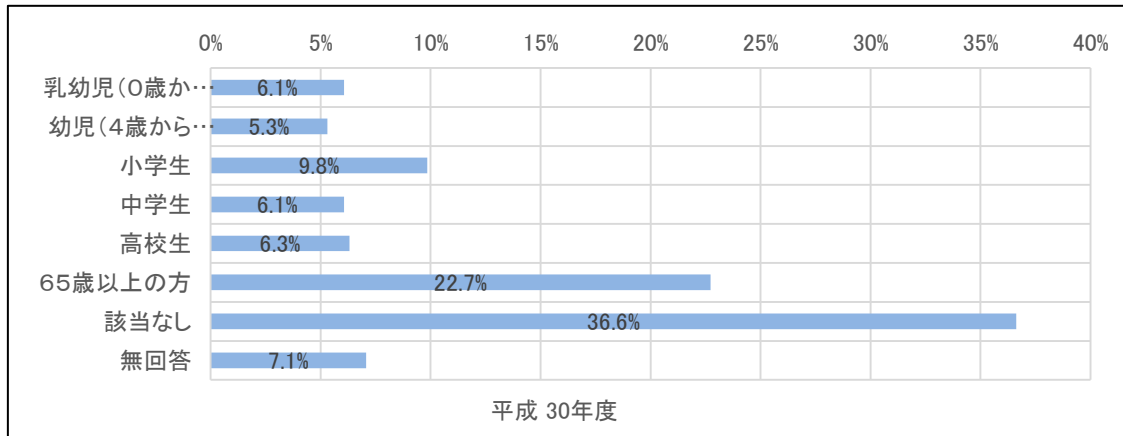
II あなたの年齢についてお聞かせください。



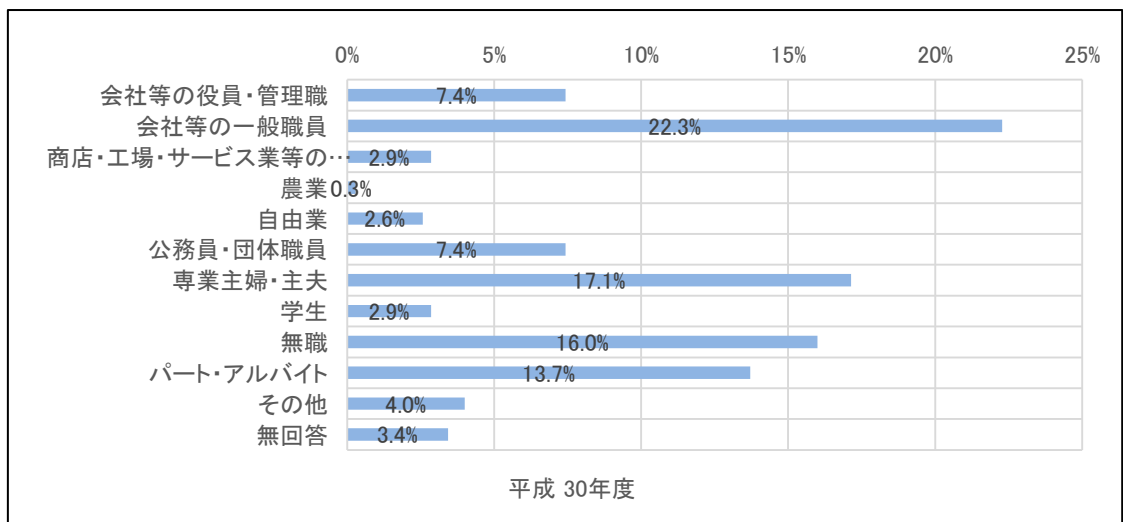
III あなたと同居する家族の構成についてお聞かせください。



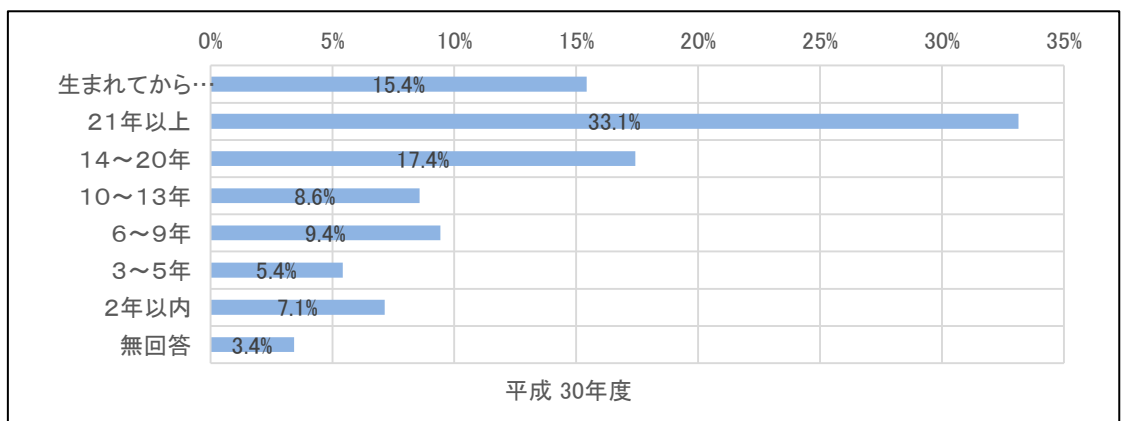
Ⅳ あなたと同居する家族（あなたは除く）に、次の方はいますか。（あてはまるもの全てを選択）



Ⅴ あなたの職業についてお聞かせください。

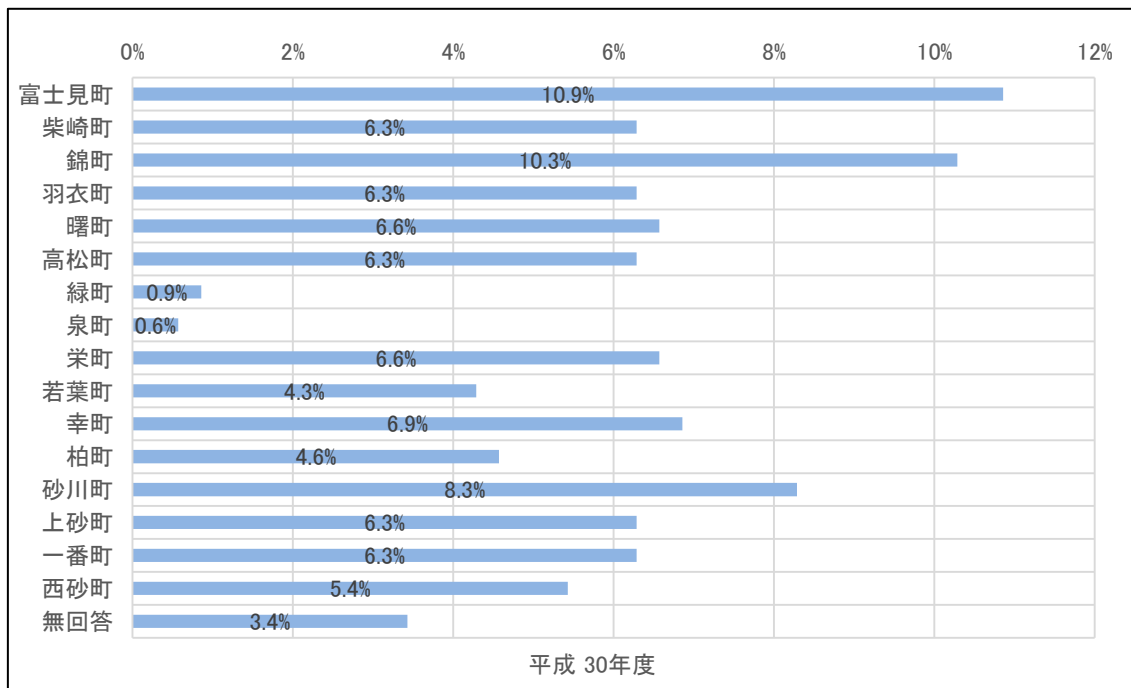


Ⅵ あなたの立川市での居住年数についてお聞かせください。

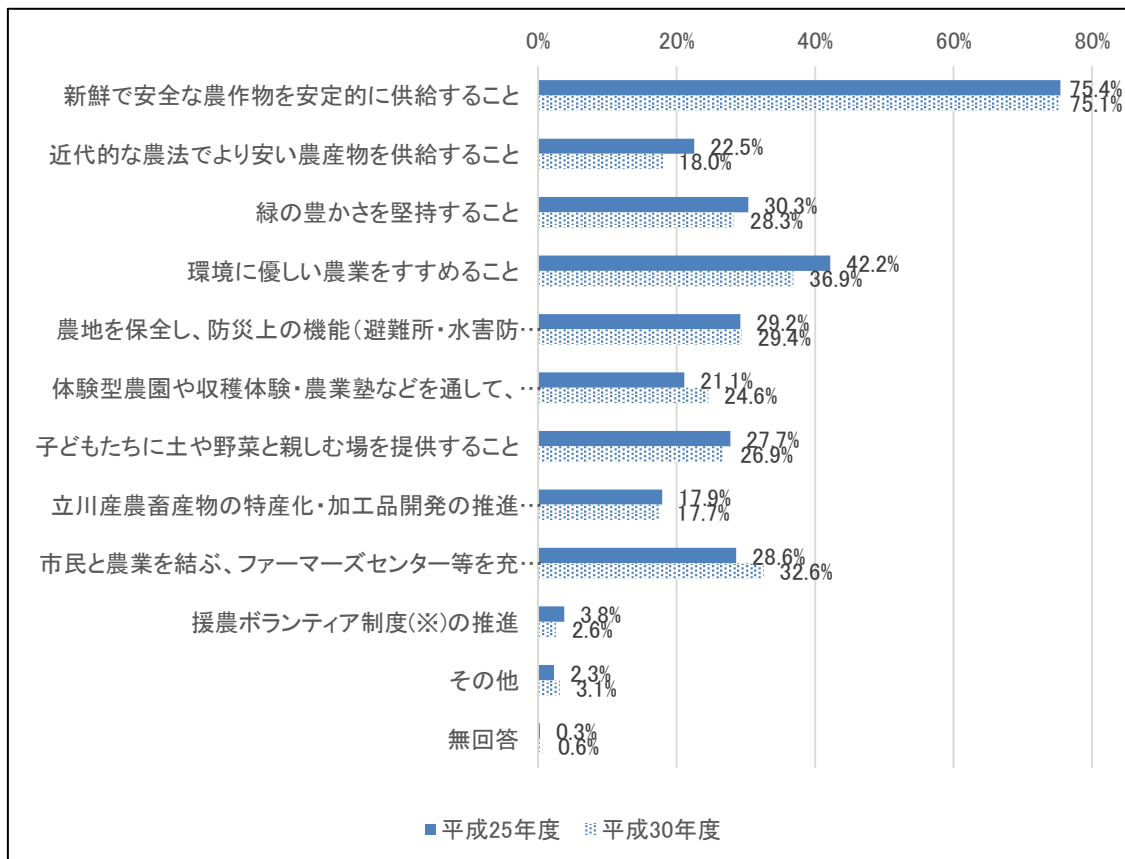




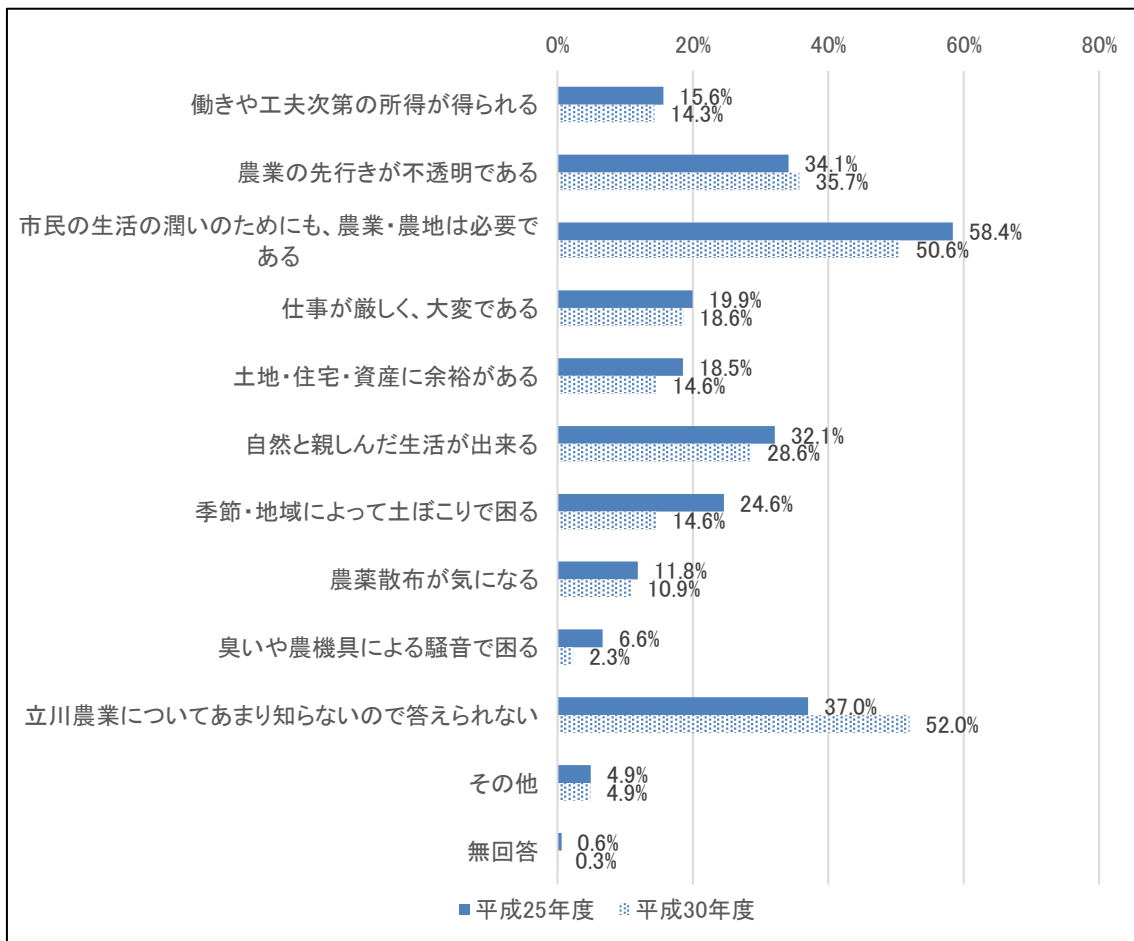
VII あなたのお住まいの地区についてお聞かせください。



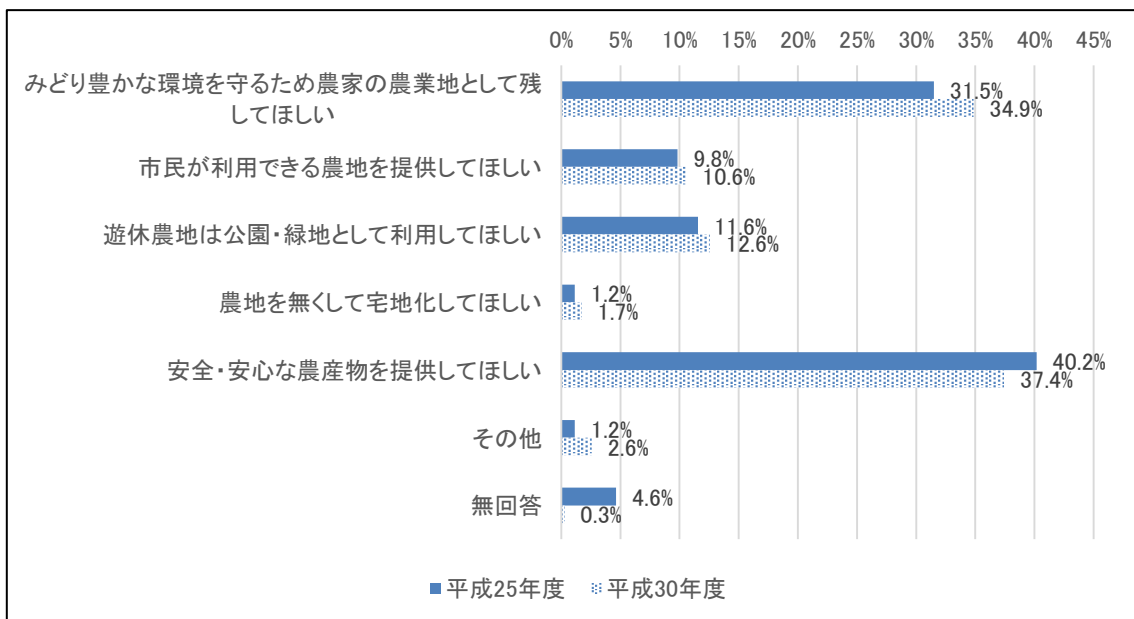
○設問 1 立川市の農業施策に特に期待することは何ですか。(3つを選択)



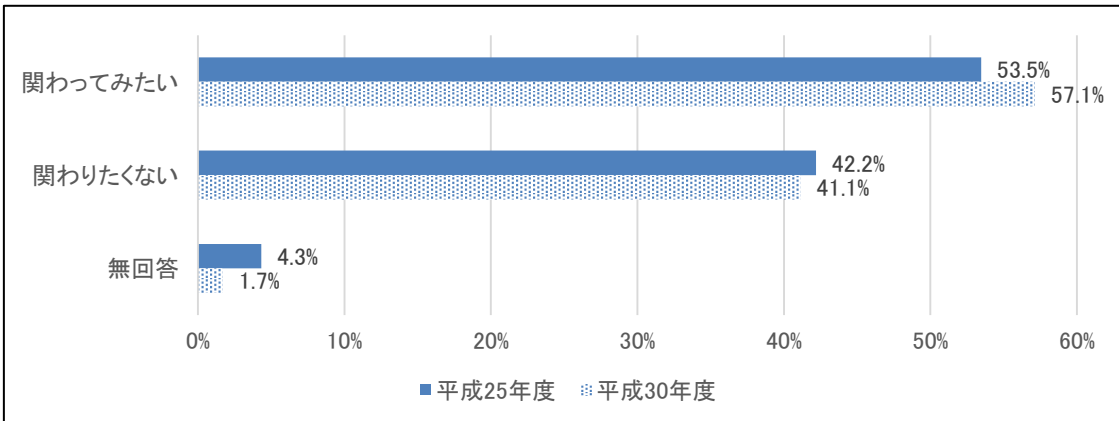
2 立川市内で営まれている農業についてどのように感じていますか。(3つを選択)



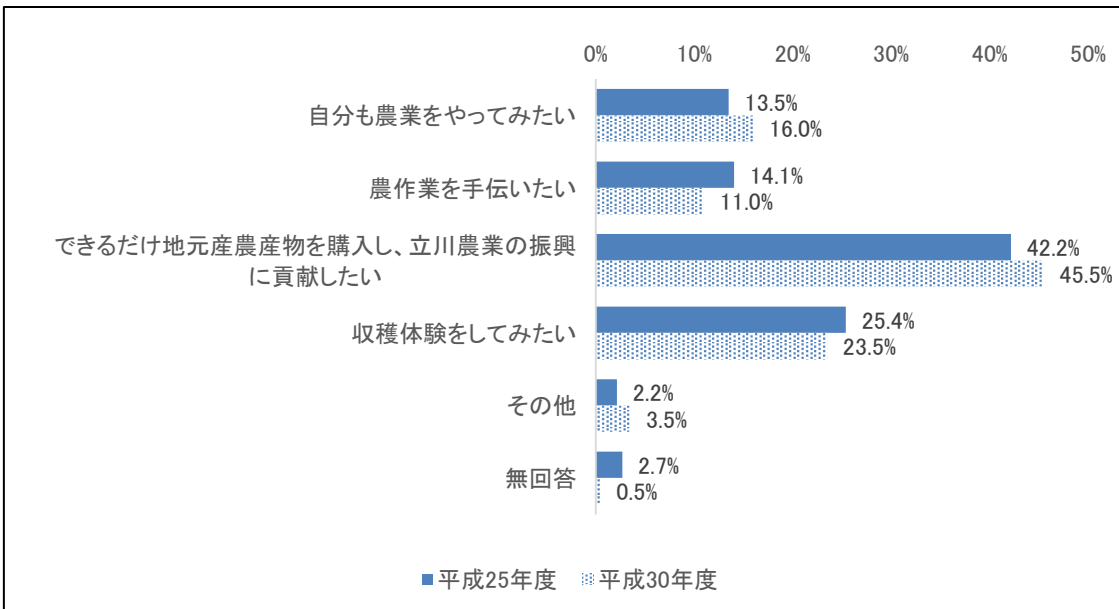
3 立川市内にある農地の今後についてどのようにお考えですか。(1つを選択)



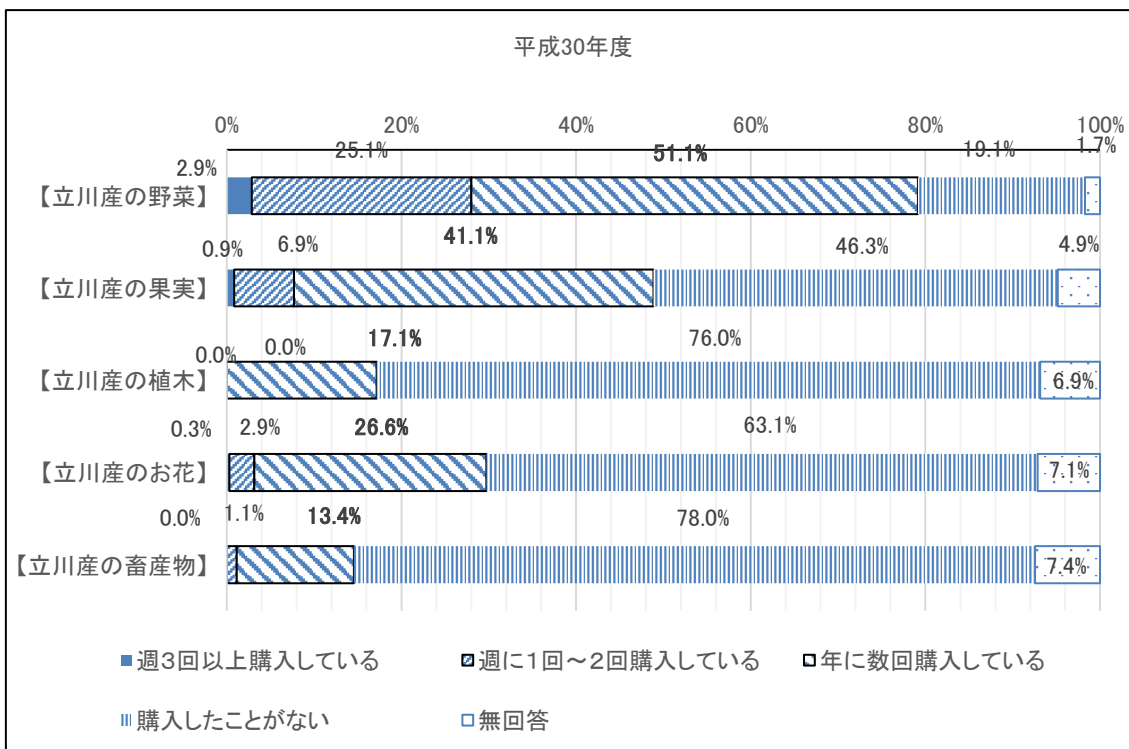
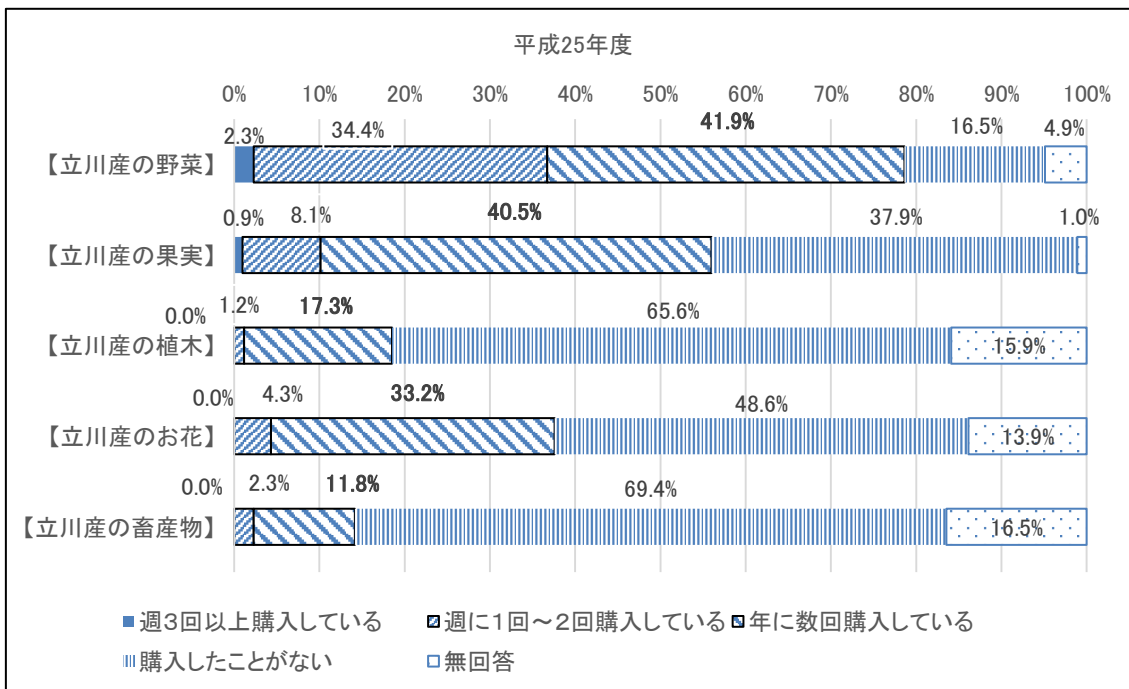
4 あなたは農業と関わってみたいですか。(1つを選択)



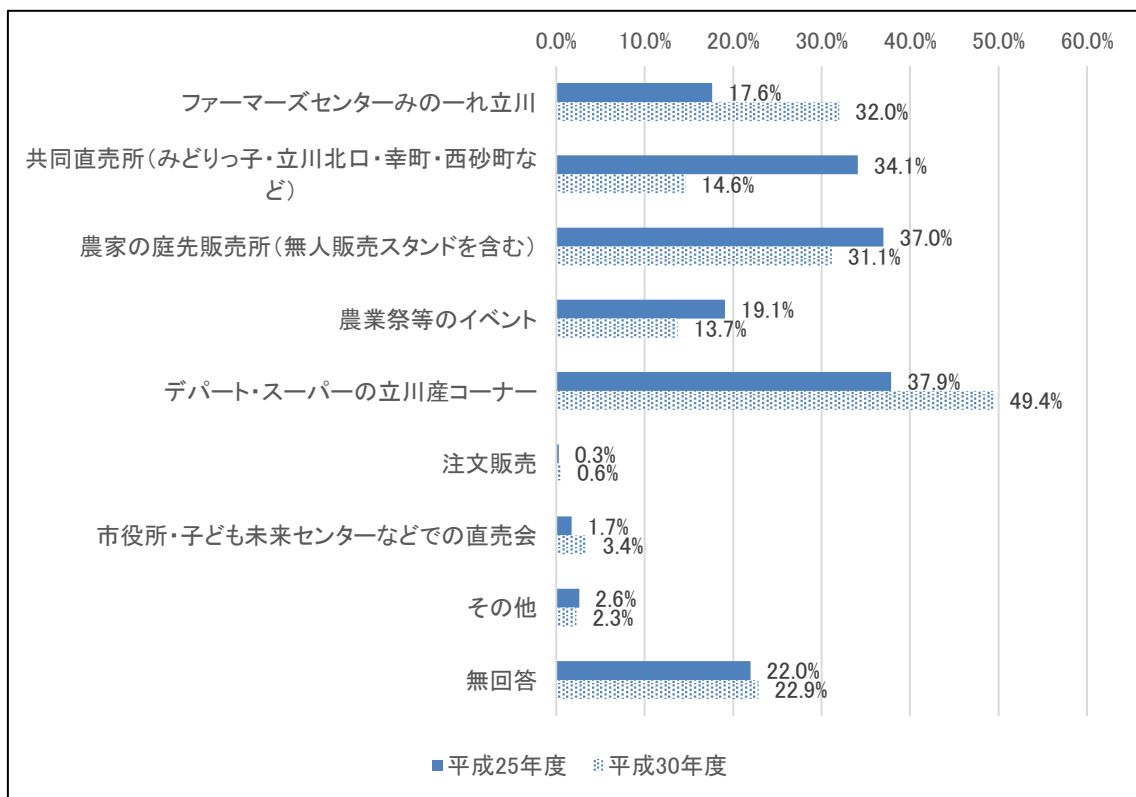
5 4で「関わってみたい」と答えた方へ、あなたは農業にどのように関わってみたいですか。(1つを選択)



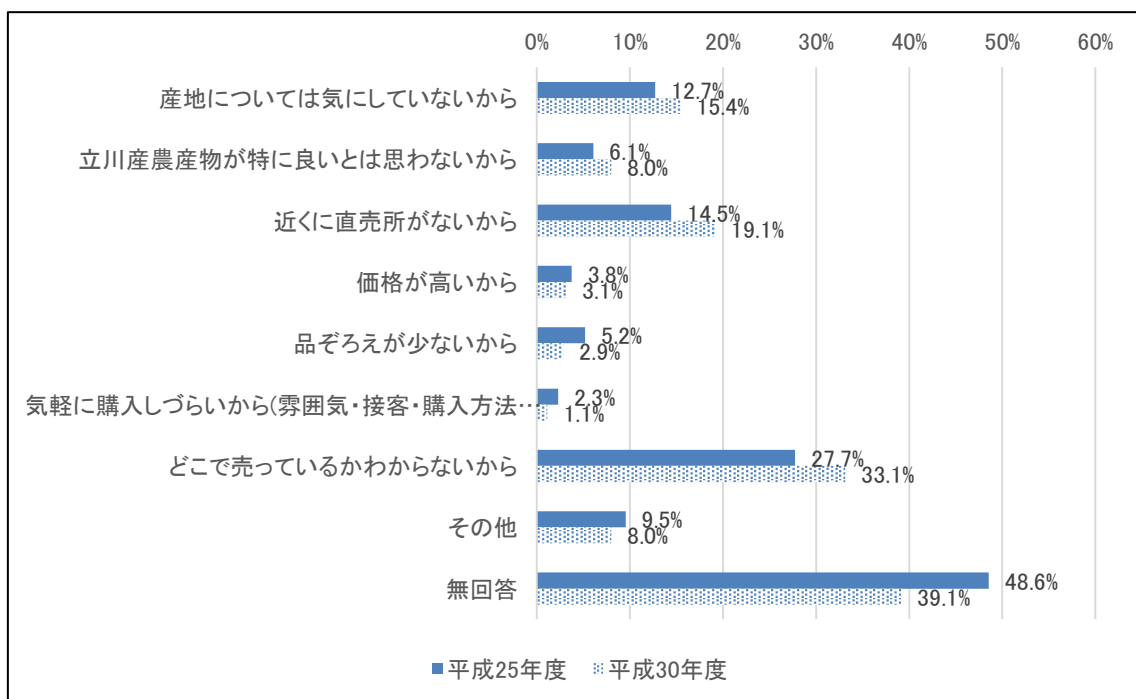
6 あなたは立川産の農産物を購入していますか。(あてはまるものを全てを選択)



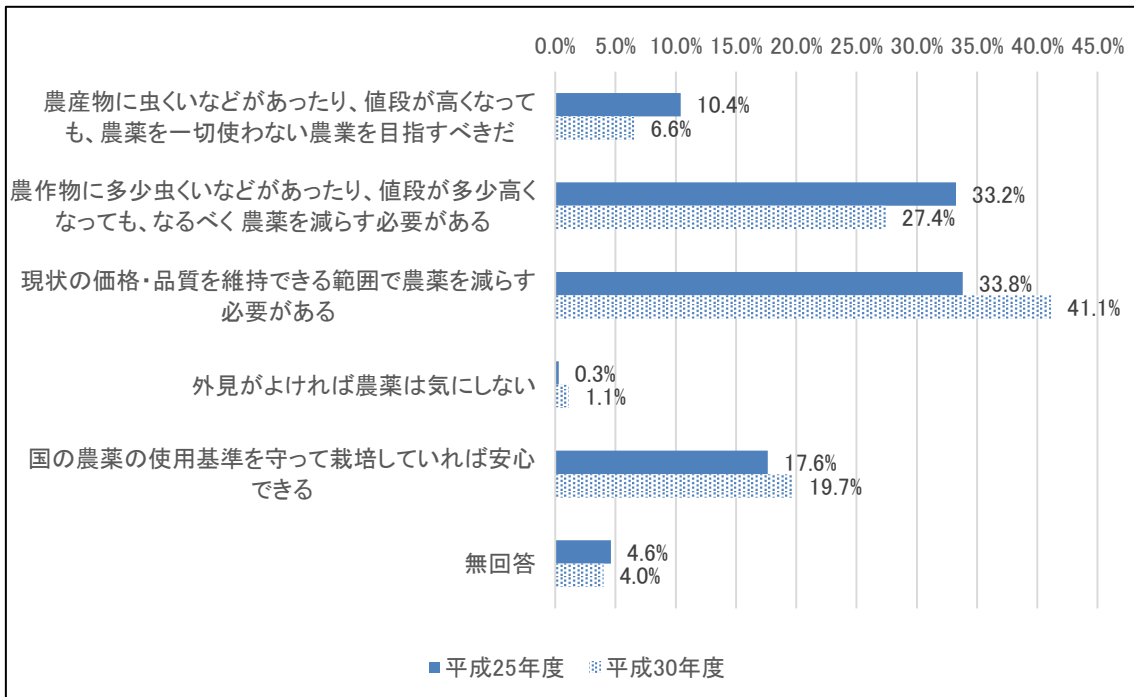
7 6で一つでも「週に3回以上購入している」、「週に1回～2回購入している」、「年に数回購入している」と答えた方へ、どこで購入しましたか。(あてはまるもの全てを選択)



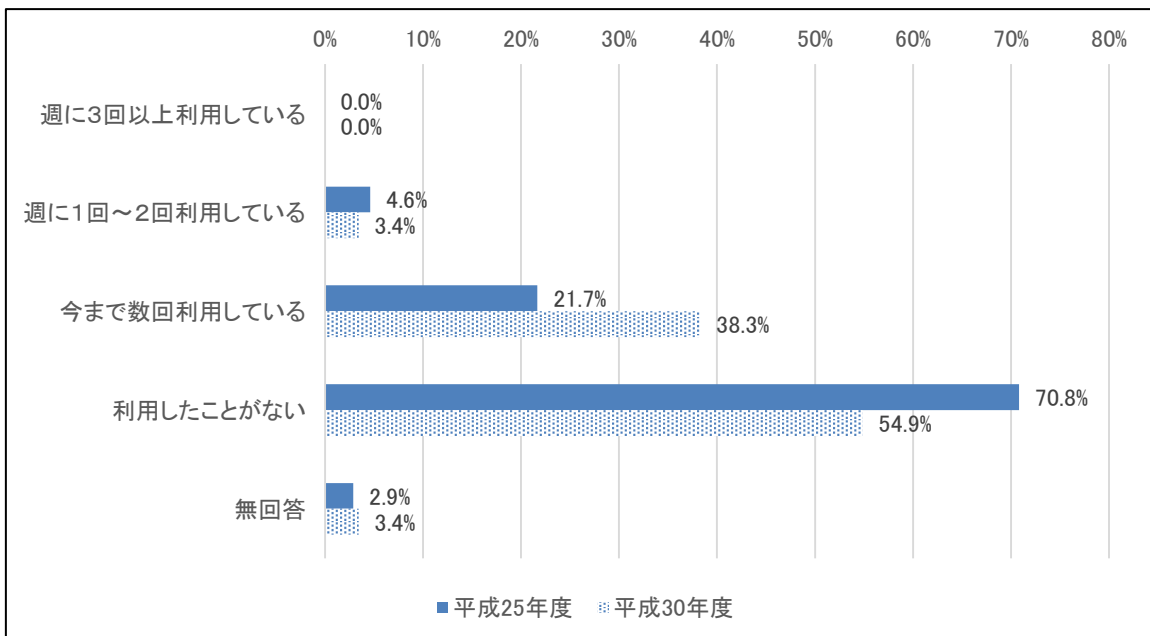
8 で一つでも「購入したことはない」と答えた方へ、理由をお答え下さい。(あてはまるもの全てを選択)



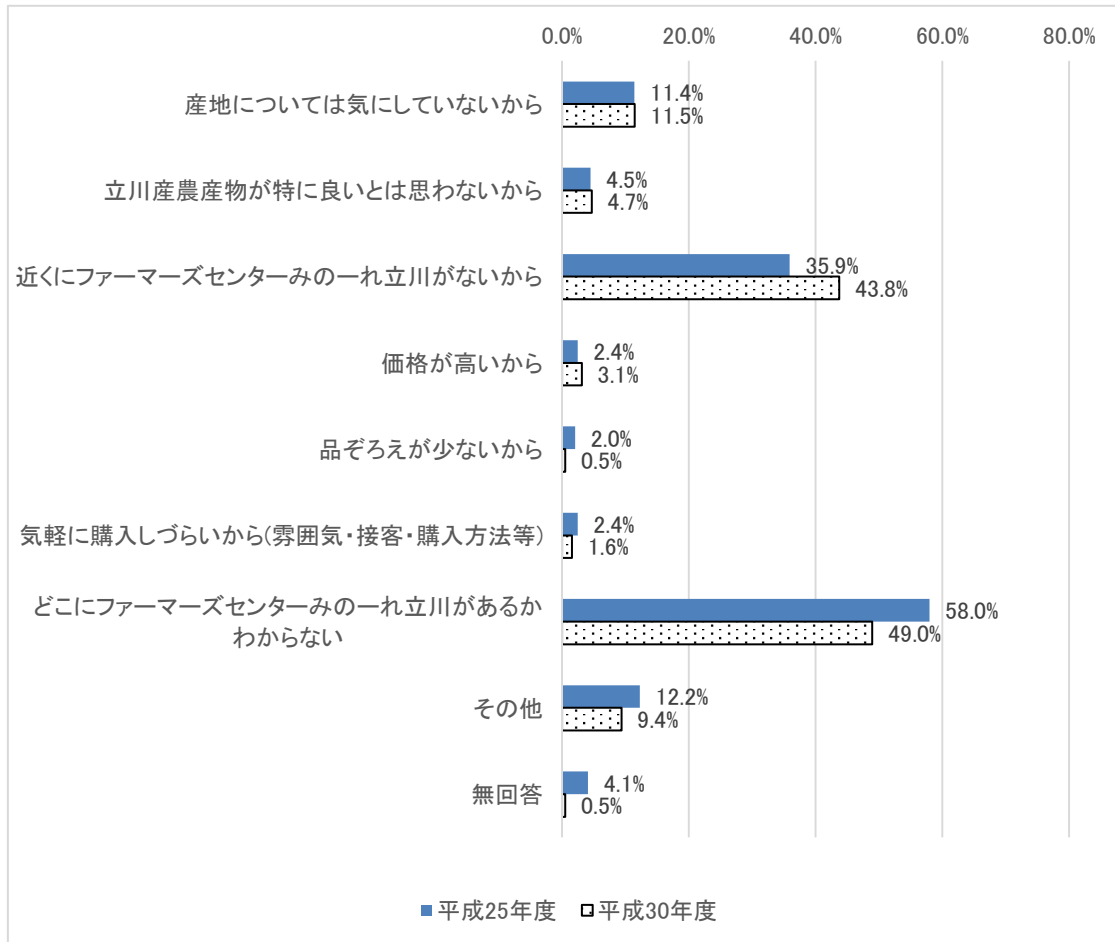
9 農産物の安全性について感心が高まっていますが、あなたはどのようにお考えですか。(1つを選択)



10 あなたはファーマーズセンターみののれ立川を利用した事がありますか。(1つを選択)



11 10で「利用したことがない」と答えた方へ、理由をお答え下さい。(あてはまるもの全てを選択) (平成20年度設問なし)

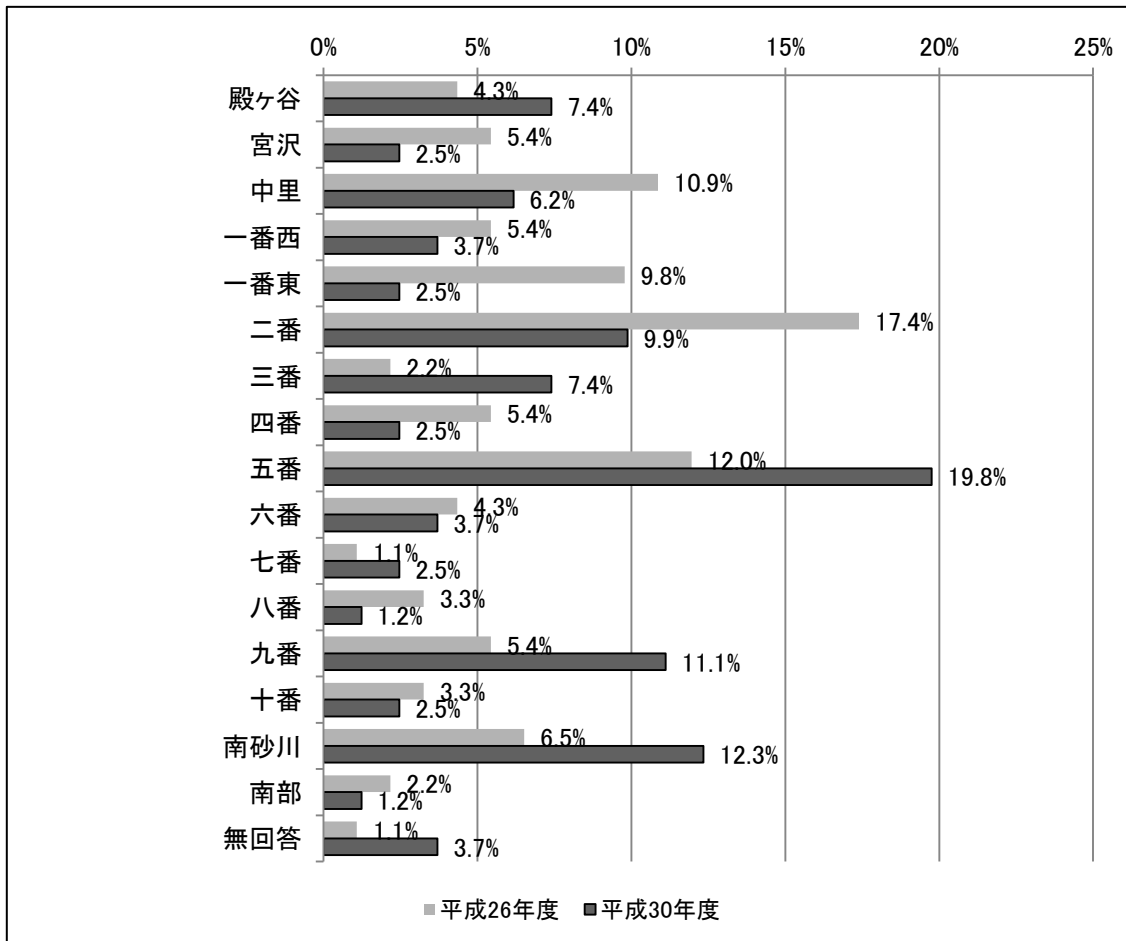


## 6 農業者アンケート集計結果

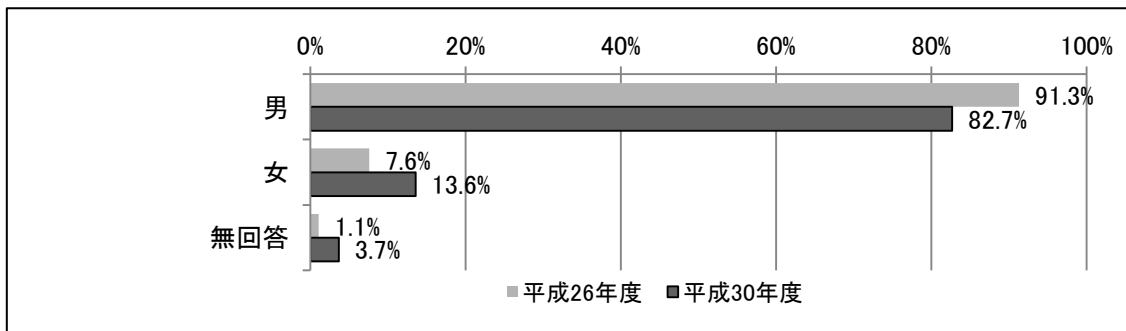
調査実施期間：平成30年11月1日～30日、調査人数341人、回収人数81人、回収率23.7%

○回答者属性

I あなたがお住まいの地区は

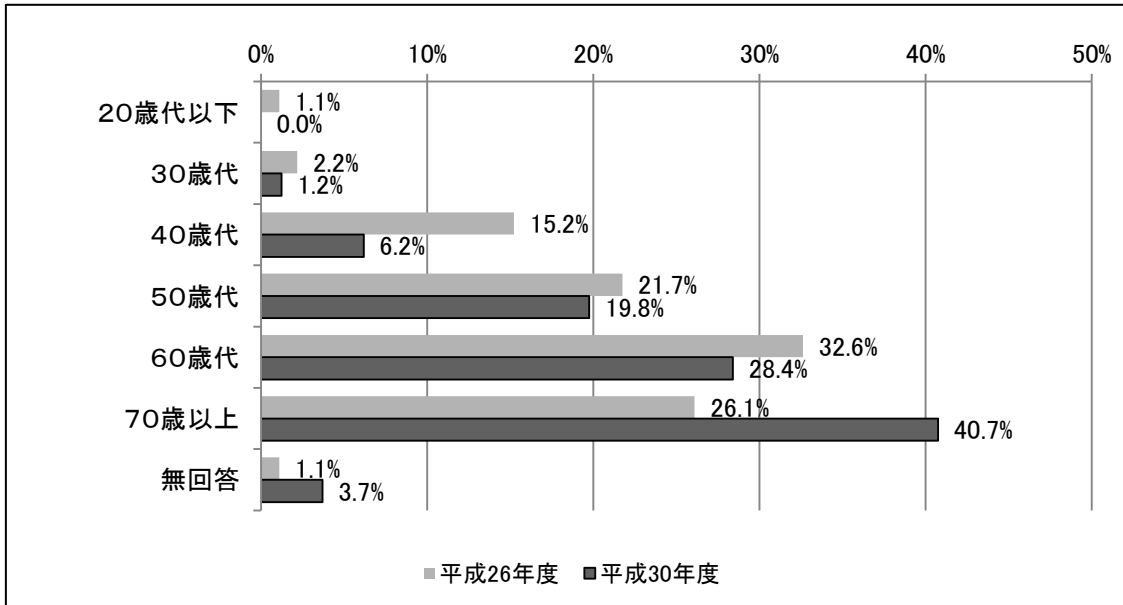


II あなたの性別は

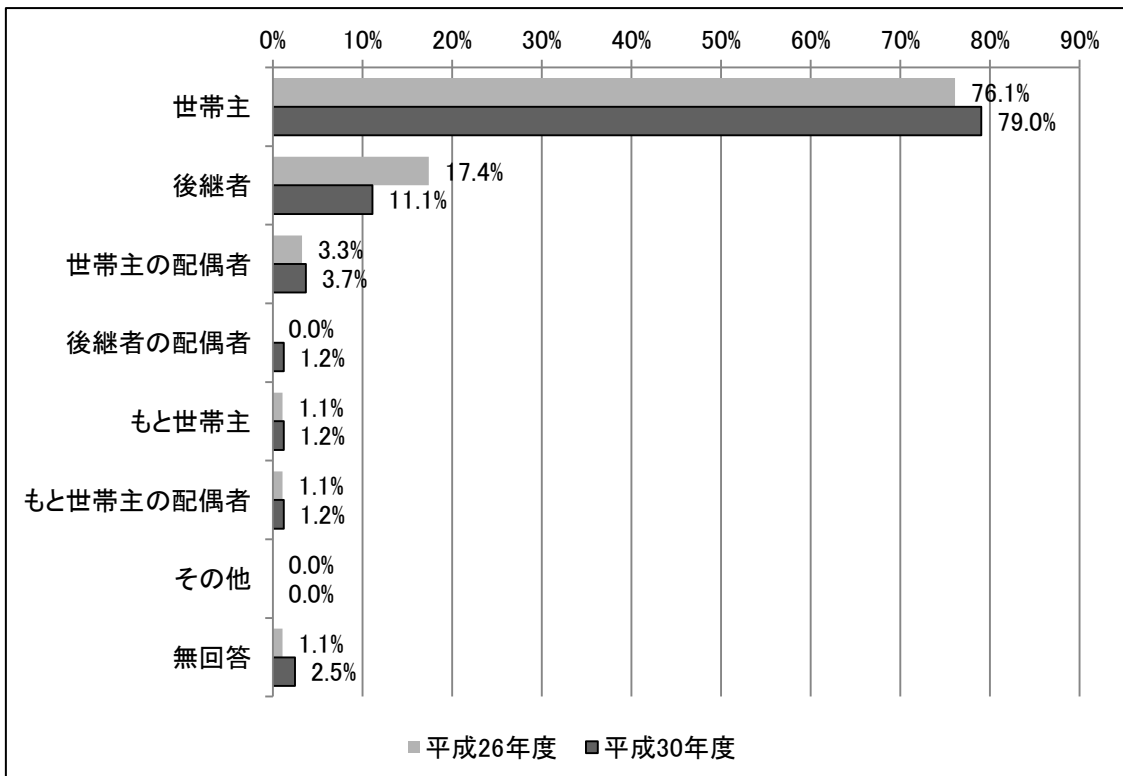




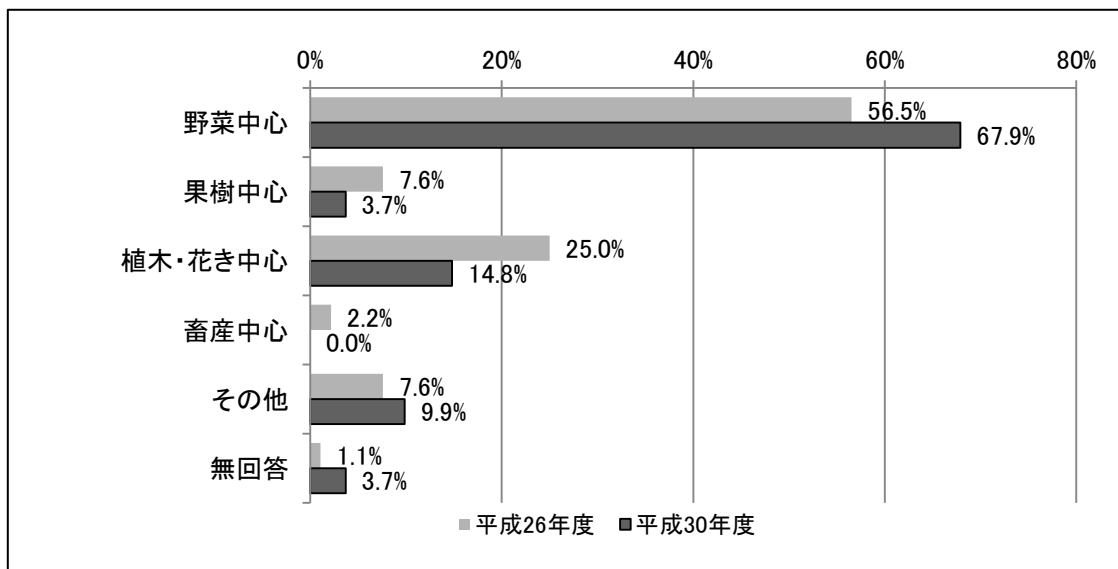
Ⅲ あなたの年齢は



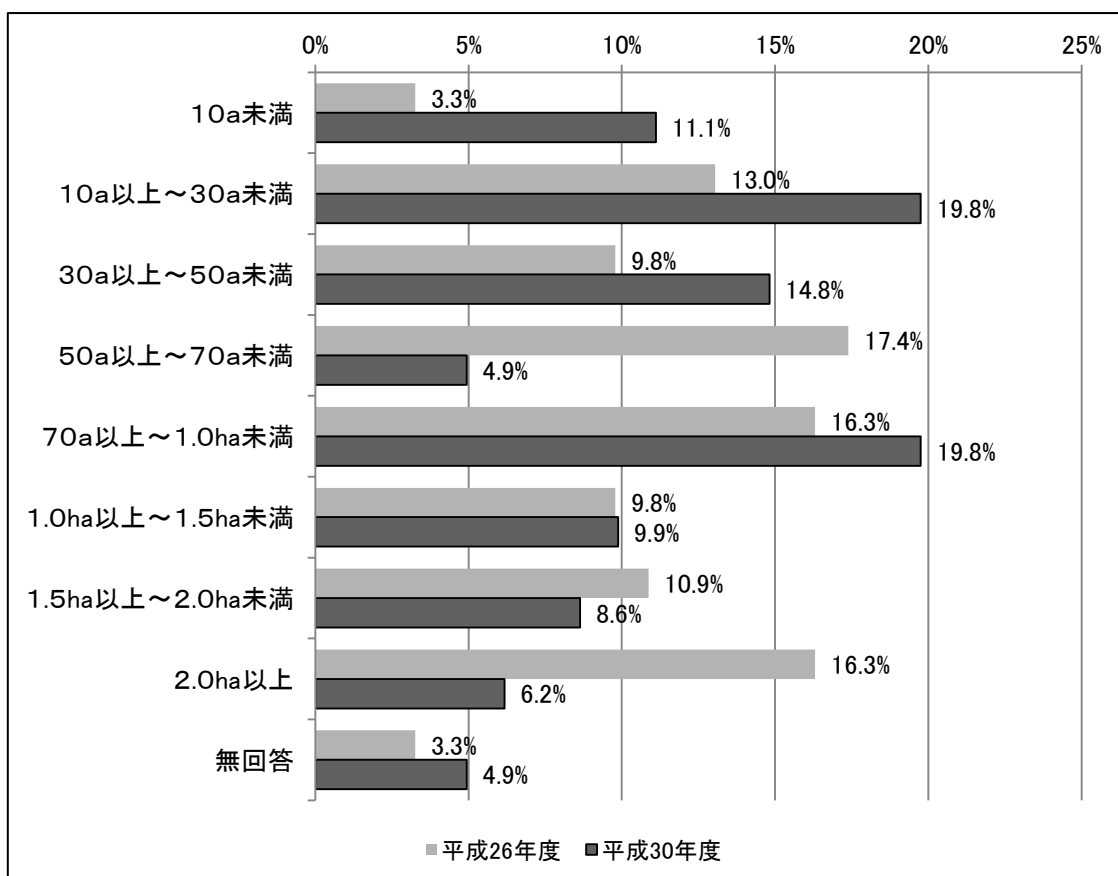
Ⅳ あなたはどのような立場にありますか。



V 営農類型は、次のどれに最も近いですか。次の中から1つだけ選んで下さい。

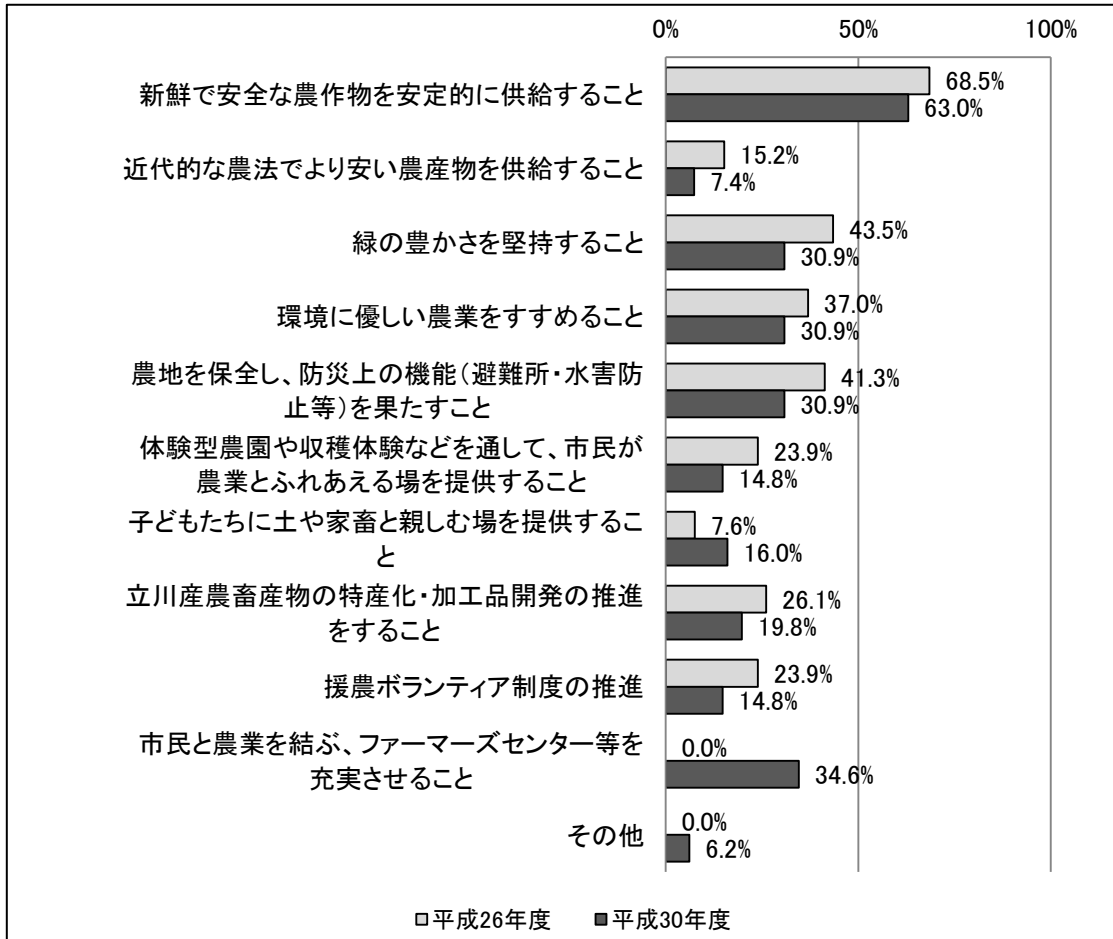


VI 経営耕地面積を下の中から1つだけ選んで下さい。

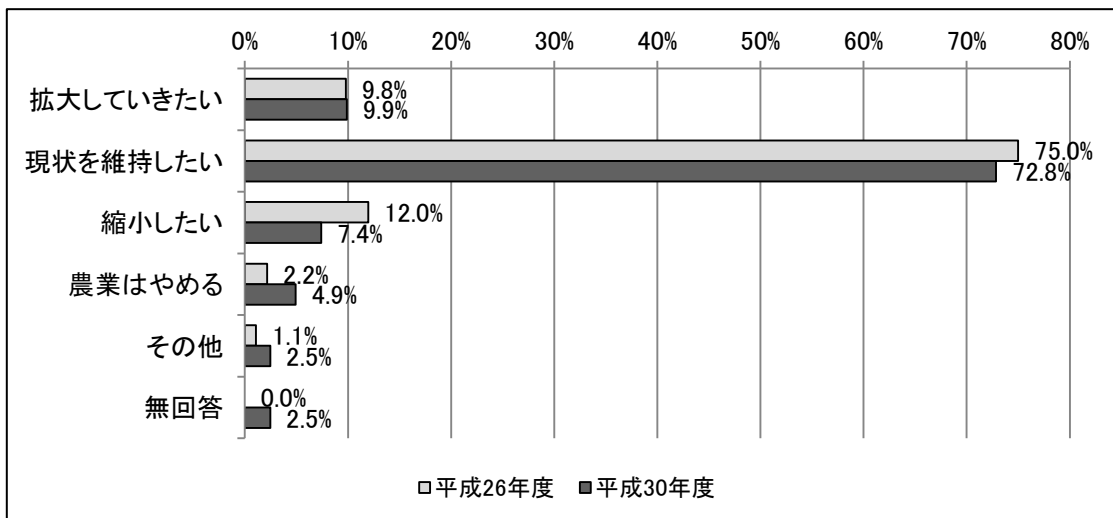


○設問

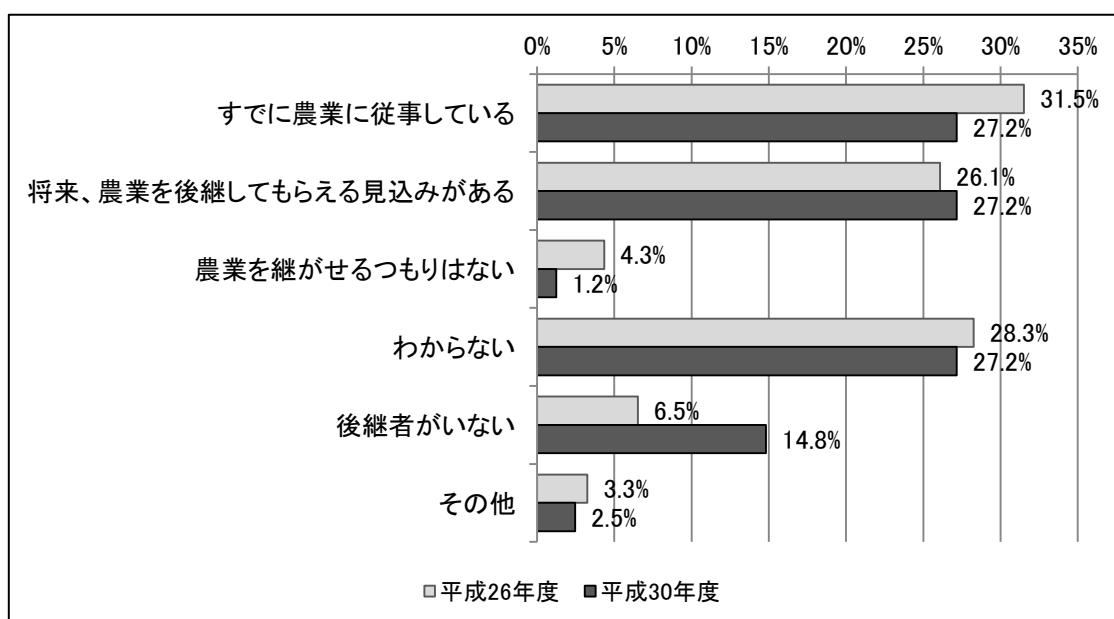
1 本市の農業施策に期待することは何ですか。重要と思われるものを下記から3つ選んで□の中に記入して下さい。



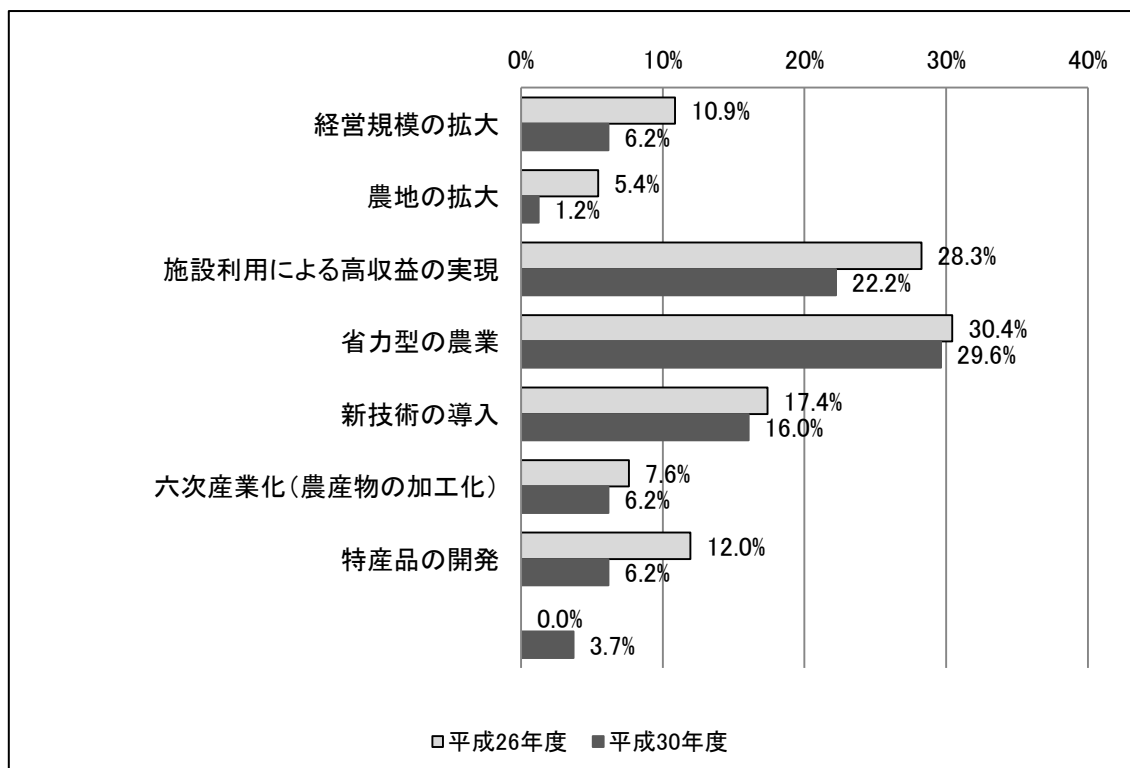
2 今後のご自身の農業経営規模について、どうお考えですか。次の中から1つ選んで□の中に記入して下さい。



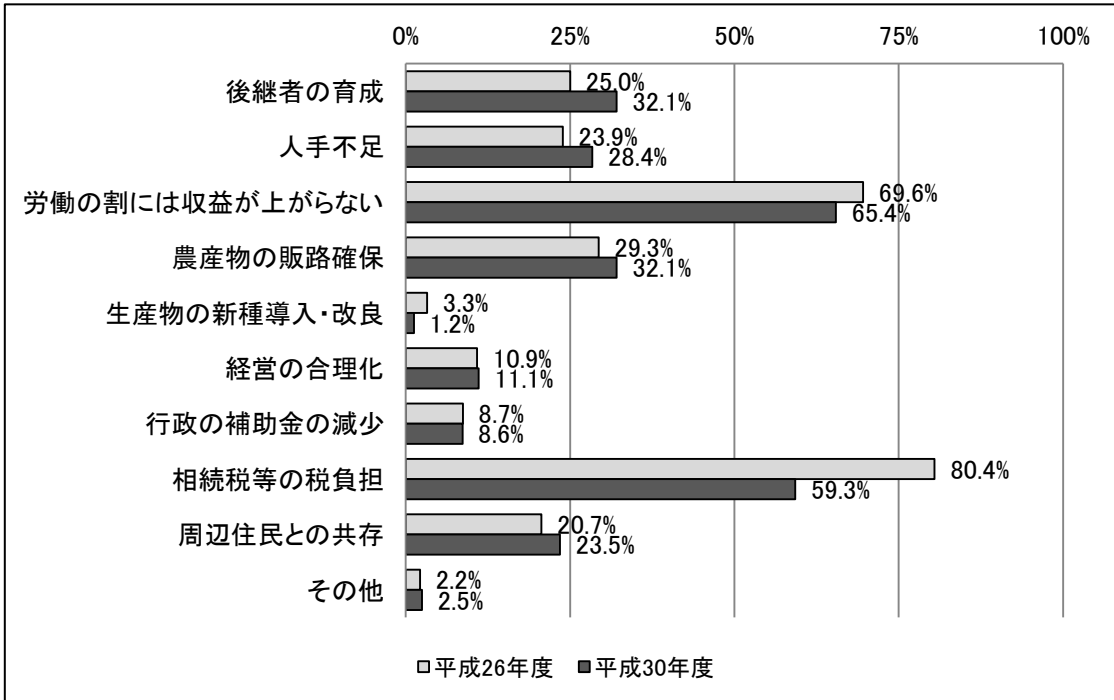
3 後継者の状況について、次の中から1つ選んで□の中に記入して下さい。



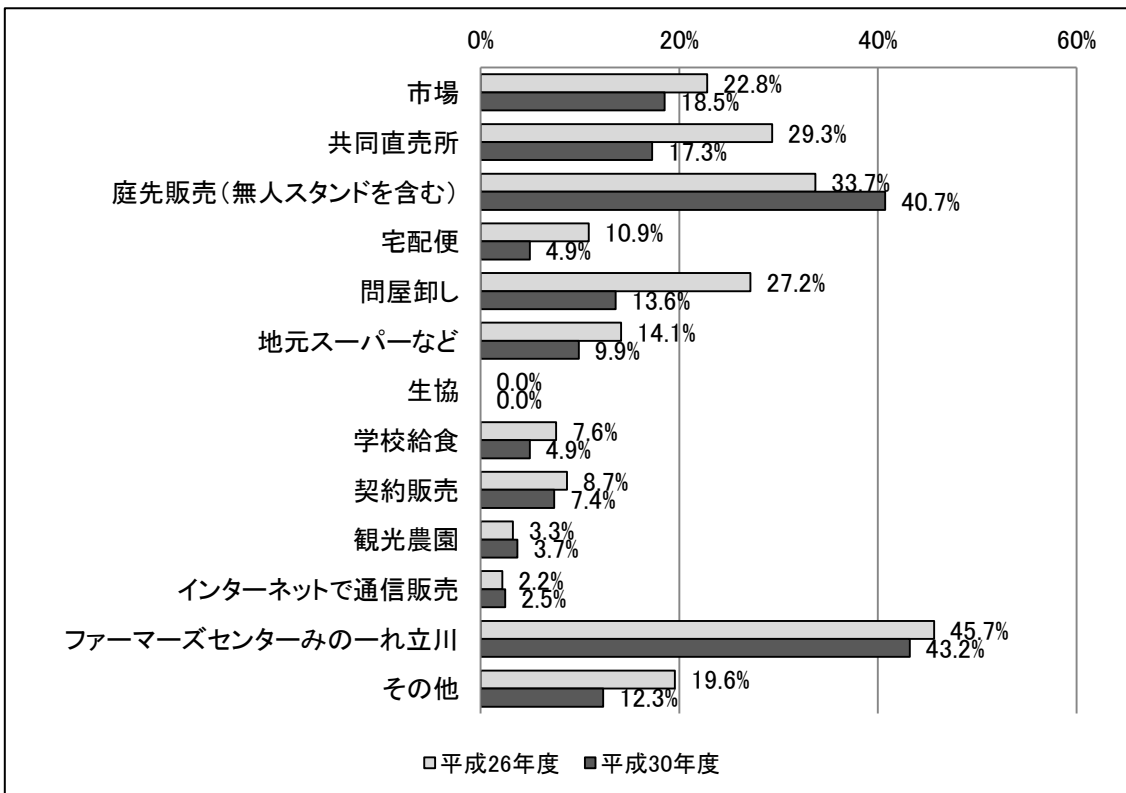
4 3で1または2と答えた方へ。今後やりたいこと、後継者にやって欲しいことは何ですか。次の中から2つ選んで□の中に記入して下さい。



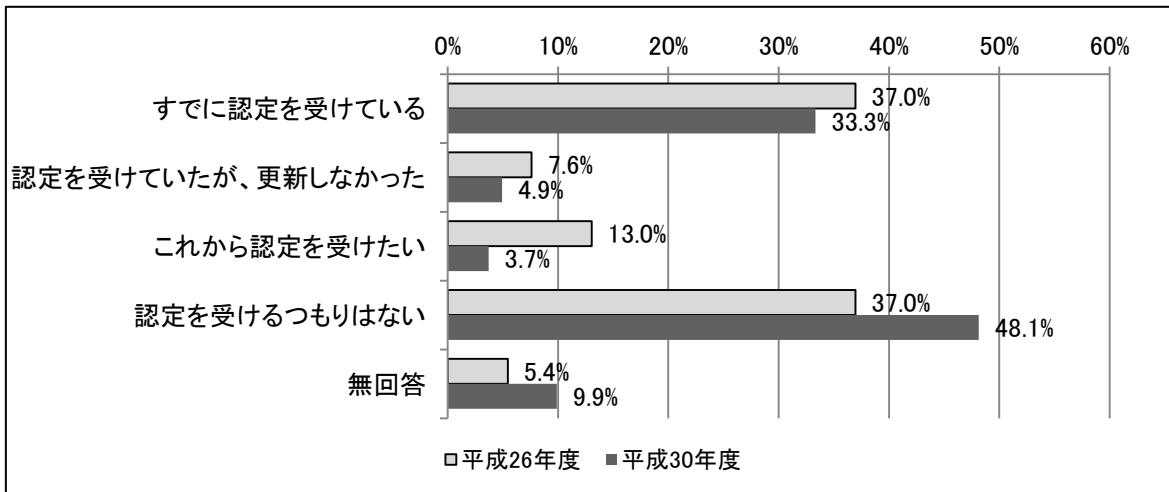
5 農業経営を後継することで、難しい点は何だと思いますか。特に難しいと思われるものを、次の中から3つ選んで□の中に記入して下さい。



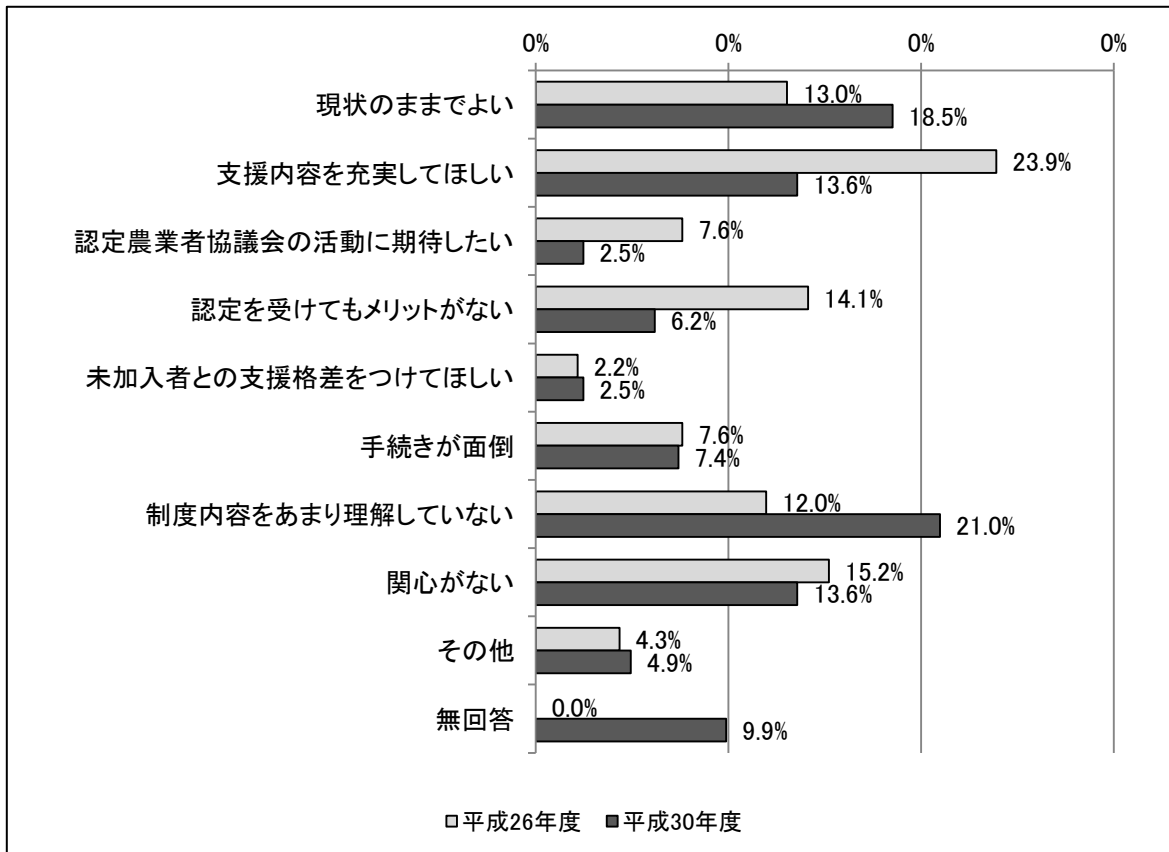
6 販売方法の中で、現在行っているものを全て選んで□の中に記入して下さい。



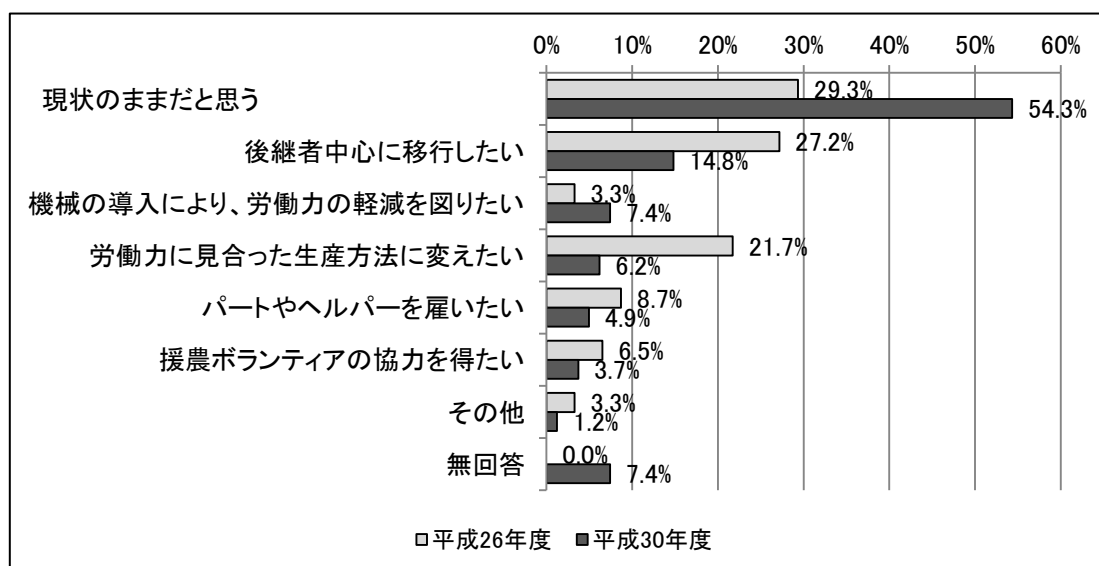
7 認定農業者制度の推進について、次の中から1つ選んで□の中に記入して下さい。



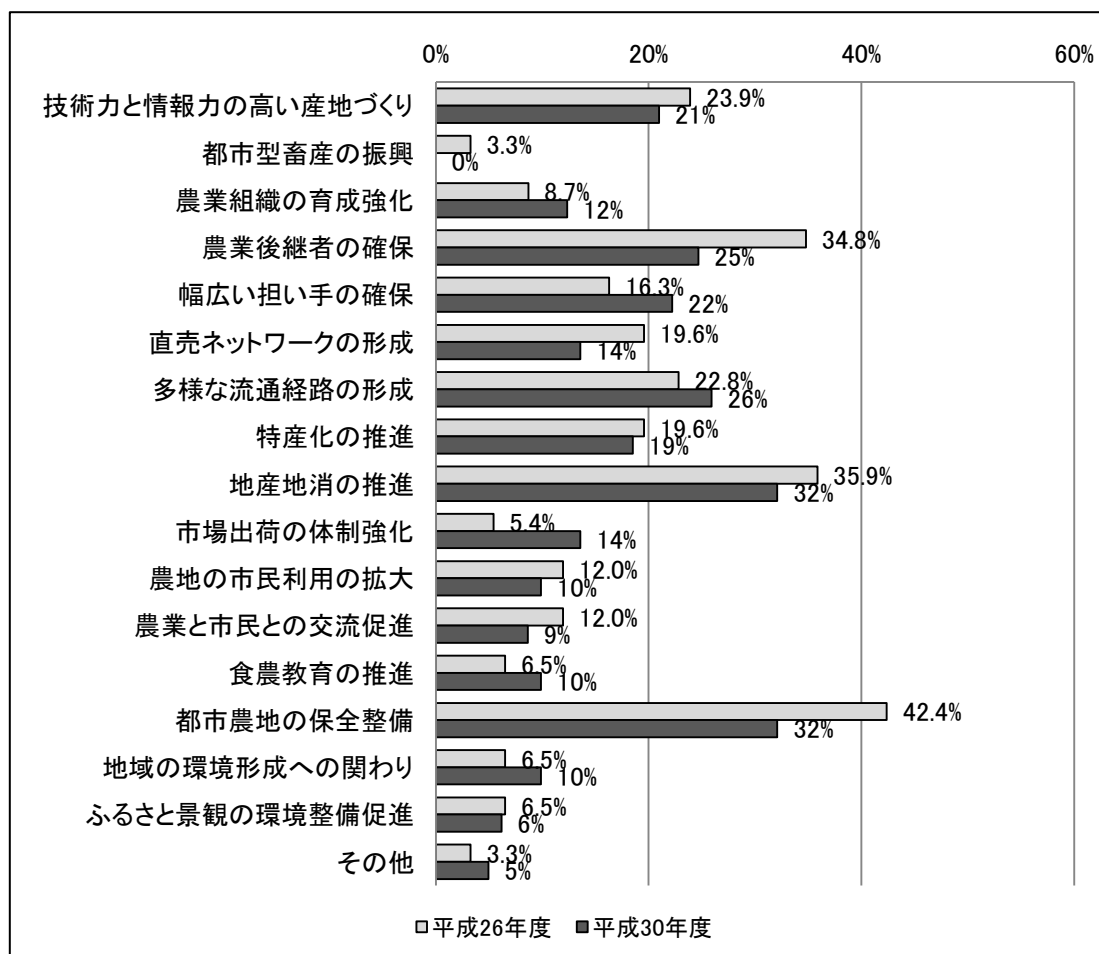
8 認定農業者制度についてどう思われますか。次の中から1つ選んで□の中に記入して下さい。



9 今後（5年後を目安）の担い手や労働力について、どのように考えていますか。次の中から1つ選んで□の中に記入して下さい。



10 立川市の農業を振興していくため、重要と思われる課題は何ですか。次の中から3つ選んで□の中に記入して下さい。

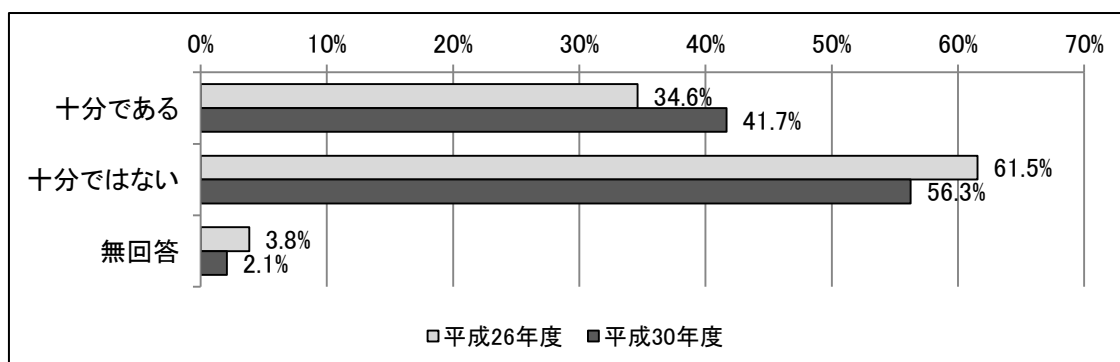


## 7 認定農業者アンケート集計結果

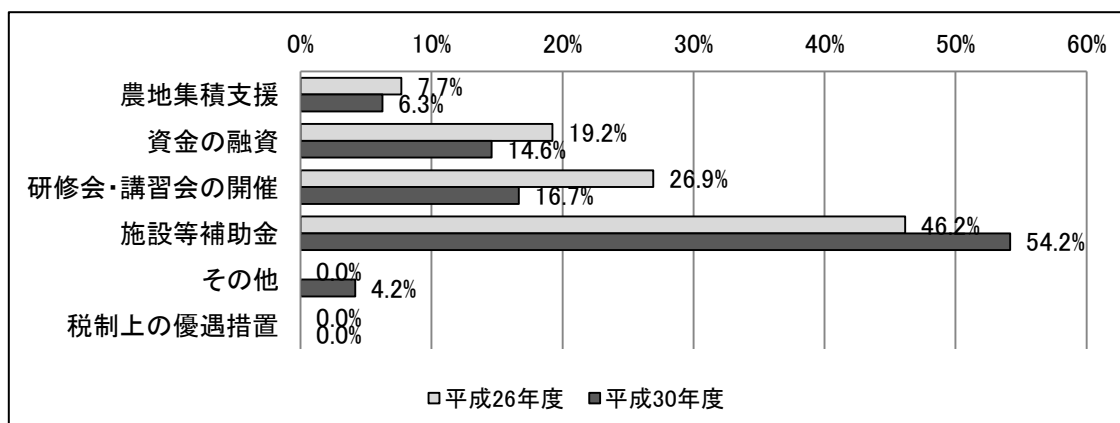
調査実施期間：平成30年11月29日～平成31年1月10日、調査人数120人、回収人数48人、回収率40.0%

○設問

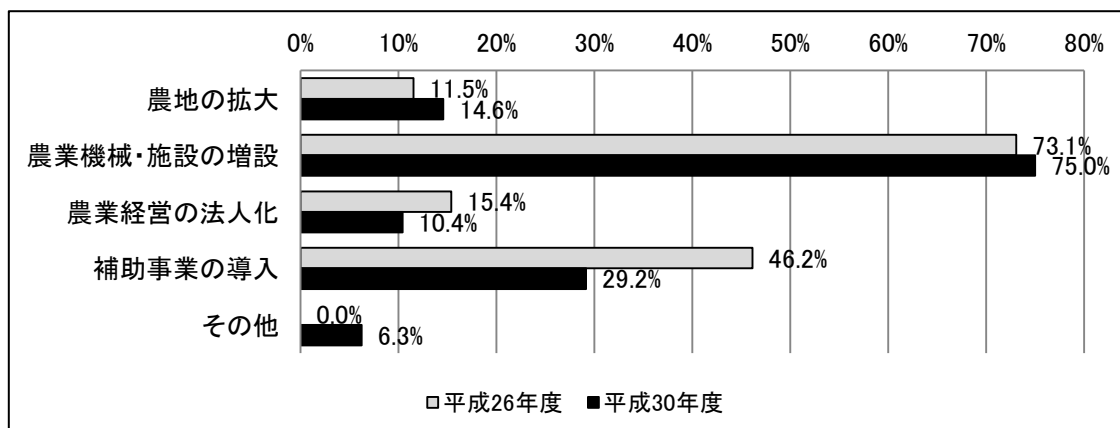
1 (1) 立川市の認定農業者に対する支援は十分ですか？(1つに○)



(2) 前項で「2」とされた方にお聞きします。具体的にどのような支援が必要だと考えていますか？また、よろしければ具体的に内容をお答え下さい。(あてはまるもの全てに○)

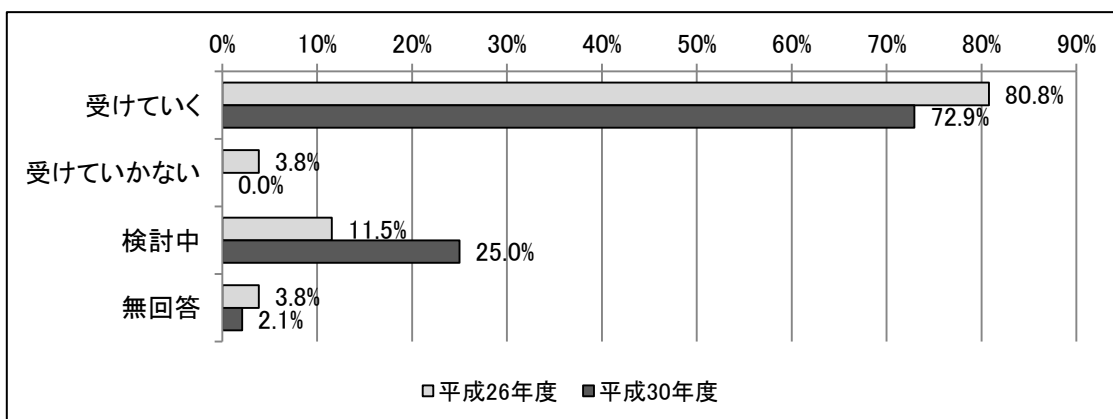


2 今後、認定農業者制度を利用して実施を考えている計画はありますか？(当てはまるもの全てに○)

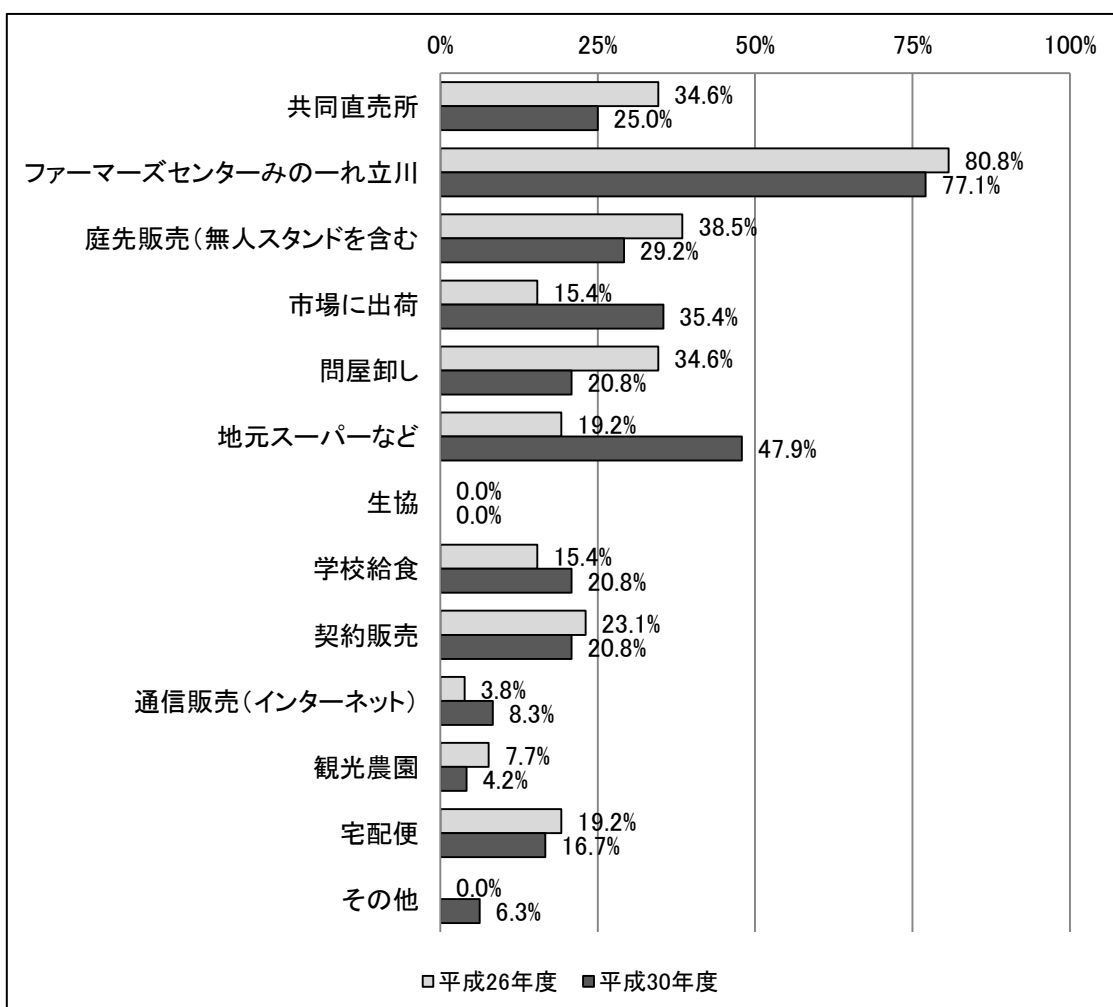




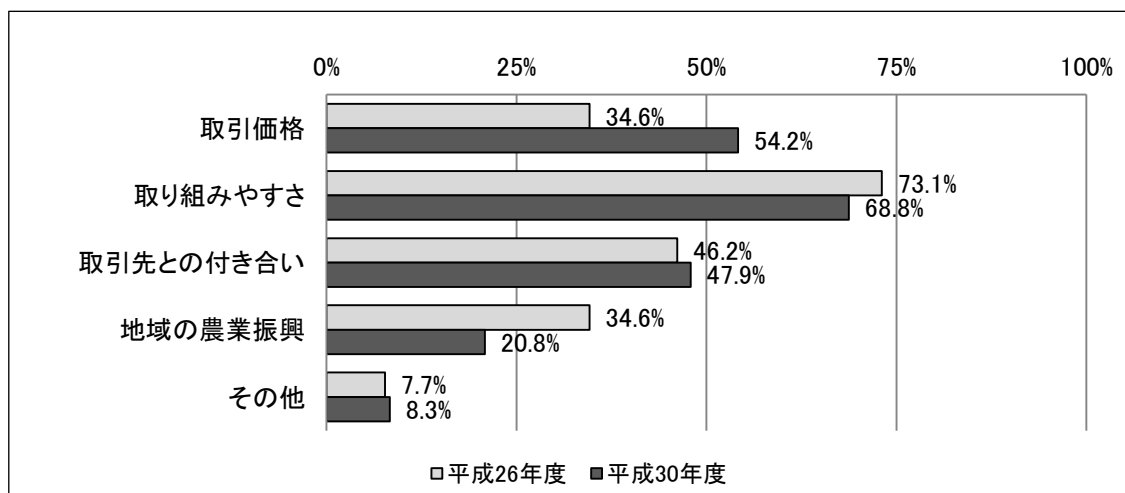
## 3 今後も認定農業者として認定を受けていきますか? (1つに○)



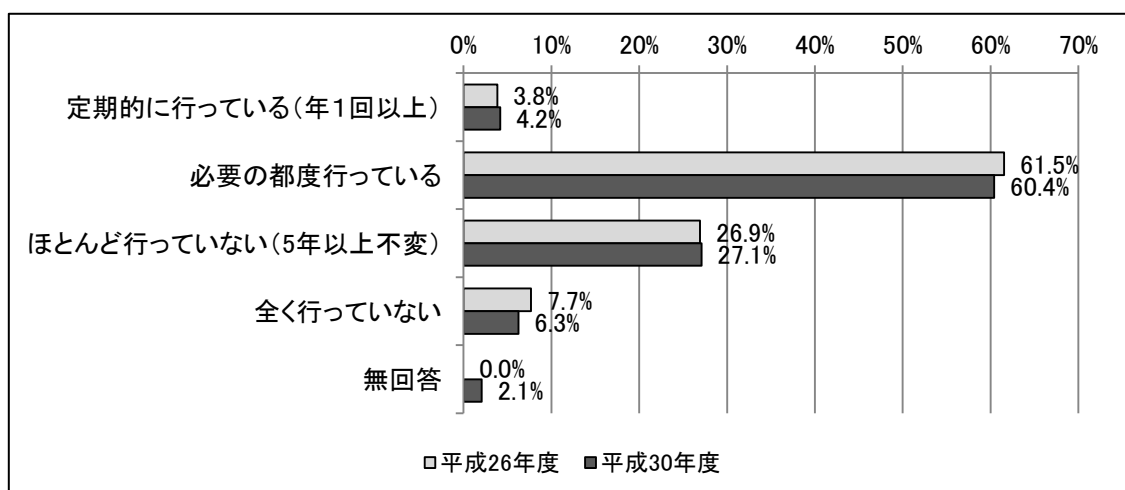
## 4 (1) 販売方法の中で、現在行っているものを全て選んで、記入してください。(当てはまるもの全てに○)



(2) 販売先を選択する上、重視する点を教えてください。(当てはまるもの3つまでに○)



(3) あなたの経営では、販売ルートの見直し(取引相手の変更、取引条件の見直し、販売割合の見直し等)を適宜行っていますか。(1つに○)



## 8 都市農業振興基本法

〔平成二十七年四月二十二日号外法律第十四号〕

〔農林水産・国土交通大臣署名〕

都市農業振興基本法をここに公布する。

### 都市農業振興基本法

#### 目次

第一章 総則（第一条一第八条）

第二章 都市農業振興基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策（第十一条一第二十一条）

附則

#### 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「都市農業」とは、市街地及びその周辺の地域において行われる農業をいう。

（基本理念）

第三条 都市農業の振興は、都市農業が、これを営む者及びその他の関係者の努力により継続されてきたものであり、その生産活動を通じ、都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能のみならず、都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全、都市住民が身近に農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場並びに都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成等農産物の供給の機能以外の多様な機能を果たしていることに鑑み、これらの機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるとともに、そのことにより都市における農地の有効な活用及び適正な保全が図られるよう、積極的に行われなければならない。

2 都市農業の振興は、我が国における少子高齢化の進展及び人口の減少等の状況並びに地球温暖化の防止等の課題に対応した都市の在り方という観点を踏まえ、都市農業の有する前項の機能が適切かつ十分に発揮されることが都市の健全な発展に資するとの認識に立って、土地利用に関する計画の下で、都市農業のための利用が継続される土地とそれ以外の土地とが共存する良好な市街地の形成に資するよう行われなければならない。

3 都市農業の振興に関する施策については、都市農業を営む者及び都市住民をはじめとする幅広い国民の都市農業の有する第一項の機能等についての理解の下に、地域の実情に即して、その推進が図られなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、都市農業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、都市農業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(都市農業を営む者等の努力)

第六条 都市農業を営む者及び農業に関する団体は、都市農業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、都市農業を営む者その他の関係者は、都市農業の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、都市農業の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 都市農業振興基本計画等

(都市農業振興基本計画)

第九条 政府は、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針

二 次章に定める基本的施策の実施その他都市農業の振興に関し、政府が総合

的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 農林水産大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 農林水産大臣及び国土交通大臣は、第三項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、食料・農業・農村政策審議会及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、都市農業を営む者、都市住民等の多様な主体の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方計画)

第十条 地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画（以下「地方計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、地方計画を定めようとするときは、都市農業を営む者、都市住民等の多様な主体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体は、地方計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、地方計画の変更について準用する。

### 第三章 基本的施策

(都市農業の農産物を供給する機能の向上並びに都市農業の担い手の育成及び確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、都市農業の有する農産物を供給する機能の向上並びに都市農業の担い手の育成及び確保を図るため、農産物の生産に必要な施設の整備、都市農業の特性に応じた農業経営の展開のための技術及び知識の普及指導、都市農業に関連する諸制度についての情報の提供、都市農業の経営の安定向上に資するための農村地域における営農との連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(都市農業の防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発

揮)

第十二条 国及び地方公共団体は、都市農業の有する都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能が的確に発揮されるよう、これらの機能に関係する計画における当該機能の位置付けの明確化、都市農業を営む者等とのこれらの機能の発揮に係る協定の締結、これらの機能の発揮に資する施設の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(的確な土地利用に関する計画の策定等のための施策)

第十三条 国及び地方公共団体は、都市農業のための利用が継続される土地とそれ以外の土地とが共存する良好な市街地の形成を図るため、都市農業のための利用が継続される土地に関し、的確な土地利用に関する計画が策定され、及びこれに基づき土地利用の規制その他の措置が実施されるために必要な施策を講ずるものとする。

(税制上の措置)

第十四条 国及び地方公共団体は、土地利用に関する計画及びこれに基づく措置を踏まえ、都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業のための利用が継続される土地に関し、必要な税制上の措置を講ずるものとする。

(都市農業により生産された農産物の地元における消費の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、都市農業により生産された農産物を地元において消費する地産地消の促進を図るため、直売所の整備、都市農業を営む者と食品の製造、加工、流通若しくは販売又は食事の提供を行う事業者との連携の促進その他販売先の開拓の支援、都市住民に対する地元産の農産物に関する情報の提供、学校給食等における地元産の農産物の利用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(農作業を体験することができる環境の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、都市農業の有する第三条第一項の機能のうち同項の場を提供する機能が発揮されるようにするとともに都市における農地の有効な活用が図られるようにし、及び都市住民の農業に対する理解と関心を深めるため、市民農園の整備その他の農作業を体験することができる環境の整備、教育及び高齢者、障害者等の福祉を目的とする都市農業の活用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における農作業の体験の機会の充実等)

第十七条 国及び地方公共団体は、前条の教育を目的とする都市農業の活用の推進に当たっては、特に学校教育において、食及び食をさる人々の活動に対する児童及び生徒の理解が深まるよう、農作業の体験及び都市農業を営む者との交流の機会その他農業に関する学習の機会を充実させるようにするものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第十八条 国及び地方公共団体は、都市住民をはじめとする国民の都市農業に対する理解と関心を深めるよう、都市農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動、都市農業を営む者と都市住民との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(都市住民による農業に関する知識及び技術の習得の促進等)

第十九条 国及び地方公共団体は、都市農業に関心を有する都市住民が都市農業の振興に係る多様な取組に積極的に参加することができるよう、農業に関する知識及び技術の習得の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、都市農業の振興に関し、必要な調査研究を推進するものとする。

(連携協力による施策の推進)

第二十一条 農林水産大臣及び国土交通大臣は、第十一条から前条までの施策が適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間の緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る都市農業の振興に関する施策を推進しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(国土交通省設置法の一部改正)

2 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

3 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

# 9 東京農業振興プラン～次世代に向けた新たなステップ～の概要

## 東京農業振興プラン～次世代に向けた新たなステップ～の概要

<p><b>第1章 転機を迎える東京農業</b></p> <p>東京農業をめぐる社会情勢の変化</p> <p><b>【東京農業の現状と特色】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○経営改善に取り組む意欲的な認定農業者は10年間で2.1倍に増加、農地は10年間で1.210ha減</li> <li>○直接販売が7割以上、農業体験農園の設置数が100ヶ所を超えるなど多種多様な農業経営が展開</li> <li>○東京農業が抱える課題</li> <li>○担い手の確保・育成と経営力・生産力の強化</li> <li>○都市農地の保全に向けた新たな施策の展開と多面的機能の更なる発揮</li> <li>○食品安全や環境に配慮した持続可能な農業生産の実践と都内産農畜産物の産地地消の推進</li> <li>○島しょ地域や中山間地域、都市周辺地域、都市地域などの状況に応じた農業振興施策の充実</li> </ul>	<p><b>第2章 東京農業の振興の方向と施策展開</b></p> <p>目指すべき東京農業の姿 『都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業』</p> <p><b>【多様な担い手の確保・育成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導農業者による総合的な研修の実施など、担い手のニーズに合わせた研修体制の構築</li> <li>・新たに農業を目指す女性を対象とした研修の実施など、女性が働きやすい環境づくりの推進</li> </ul> <p><b>【意欲ある農業者などの経営力の強化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTなど先進技術を活用した生産性の高い栽培システムの開発</li> <li>・江戸東京野菜の栽培技術の確立・普及</li> <li>・新品種の開発、技術研修の実施や独自PRなどによる高品質ブランド確立</li> </ul> <p><b>【施設化や基盤整備などによる生産力の強化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性の向上に向けた農業施設の整備の支援、農地の利活用促進</li> </ul>	<p><b>【農地保全に向けた新たな取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公有化した生産緑地の農地的利用を推進するモデル農園の運営</li> </ul> <p><b>【防災や環境保全機能による都市への貢献】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災兼用農業用非戸などの整備による、都市農地の防災機能の向上</li> <li>・緑地や農業景観の保全の観点に立った取組の支援</li> </ul> <p><b>【多様な農作業の体験機会の充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供たちの農業体験の場である学童農園の円滑な運営の支援</li> </ul> <p><b>【都内産の花と植木による都市緑化の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都内産緑化植物の利便性の向上</li> <li>・夏の暑さを和らげる緑化技術の開発</li> </ul>	<p><b>【持続可能な農業生産による農産物の提供】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GAP制度の導入推進と、消費者等へのPR</li> <li>・東京都GAP制度の構築の検討</li> </ul> <p><b>【植物・家畜防疫対策の強化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高病原性鳥インフルエンザなど重大な家畜伝染病の発生予防策の推進</li> </ul> <p><b>【都内産農畜産物の産地地消の拡大】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸東京野菜の消費拡大に向けた、生産者と事業者とのマッチングや、都民・事業者へのPR</li> <li>・地元農産物を活用した取組の推進</li> </ul>	<p><b>【島しょ地域の振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島外からの新規参入者の募集や技術研修、農地幹旋など、総合的な担い手確保の支援</li> </ul> <p><b>【中山間地域の振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業と豊かな自然を地域資源として活用し、都市住民が農作業を体験できる取組などへの支援</li> </ul> <p><b>【都市周辺地域の振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培施設などの整備支援や、都心部の学校給食への農産物供給などの新たな販路開拓の支援</li> </ul> <p><b>【都市地域の振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市農地の確保に向けた、宅地を再び農地に再生する取組の支援</li> </ul>	<p><b>【島しょ地域の振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島外からの新規参入者の募集や技術研修、農地幹旋など、総合的な担い手確保の支援</li> </ul> <p><b>【中山間地域の振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業と豊かな自然を地域資源として活用し、都市住民が農作業を体験できる取組などへの支援</li> </ul> <p><b>【都市周辺地域の振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培施設などの整備支援や、都心部の学校給食への農産物供給などの新たな販路開拓の支援</li> </ul> <p><b>【都市地域の振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市農地の確保に向けた、宅地を再び農地に再生する取組の支援</li> </ul>	<p><b>【生産緑地の買取り支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・買取り申出された生産緑地の区市による買取りへの財政的支援</li> </ul> <p><b>【新たな物納納税制度の創設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物納により国有化される市街化区域内地を自治体へ貸付し、農地的利用を継続できる新たな制度の創設</li> </ul>	<p><b>【貸借された生産緑地に対する相続納税猶予制度の適用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借期間を明確に定めた生産緑地の貸借制度の創設</li> <li>・貸借された生産緑地への相続納税猶予制度の適用</li> </ul> <p><b>【営農に必要な農業用施設用地などへの相続納税猶予制度の適用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集出荷施設や農機具倉庫、畜舎等の農業用施設用地などへの相続納税猶予制度の適用</li> </ul>	<p><b>第4章 東京農業の振興に向けた連携</b></p> <p>都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業の展開に向け、東京都は、農業者や農業団体、区市町村、国、都民と連携、協力し、東京農業を振興</p>	<p><b>第5章 東京農業の経営モデル</b></p> <p>農業者が目標を設定する際に目標となる農業所得別(1,000万円、600万円、300万円など)の経営モデルを例示</p>
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---



立川市第5次農業振興計画

令和2年(2020)年7月発行

発行 立川市

〒190-8666 東京都立川市泉町1156番地の9

電話 042-523-2111(代表)

FAX 042-527-8074

ホームページ <http://www.city.tachikawa.lg.jp>

編集 産業文化スポーツ部産業観光課